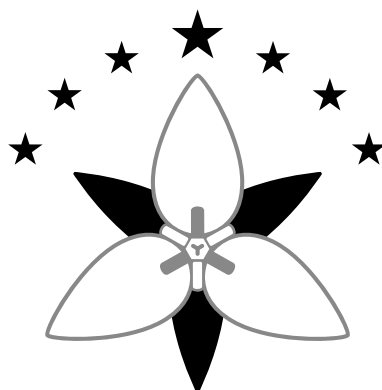


医学とともにある 学生生活



HOKKAIDO UNIVERSITY
SCHOOL OF MEDICINE

北海道大学医学部医学科学学生便覧
令和4年度版

医学とともにある 学生生活

北海道大学医学部医学科学学生便覧
令和4年度版



医学部長
畠山 鎮次



病院長
渥美 達也



教務委員会委員長
本間 明宏



教務委員会副委員長
藤山 文乃



教務委員会副委員長
矢部 一郎

目 次

はじめに	1
学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針	2
医学部医学科の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針	3
第1部 学修に必要な事項	5
1. 学修にあたって	5
(1) 学修の仕組み	5
(2) 学年および学期	5
(3) 授業時間帯と授業時間割	5
(4) 卒業要件及び卒業に必要な基準	5
2. 全学教育科目の学修	6
(1) 授業科目の単位数	6
(2) 学部要望科目について	6
(3) 4学期制について	6
(4) 学修計画作成前に留意すること	6
(5) 履修登録	7
3. 専門科目の学修と手続き	10
(1) 授業科目表	10
(2) コースマップ	12
(3) 成績評価	17
(4) 単位の計算方法	17
(5) 履修上の心得	17
(6) 科目の履修登録について	17
(7) 不正行為	18
(8) 成績の閲覧	18
(9) 成績証明書の記載について	18
4. 総合教育部からの進級について	18
5. 進級制度及び在学期間・休学期間	18
6. 資格と卒業後の進路	19
7. 医師国家試験	19
第2部 学生生活に必要な事項	21
1. 各種サポート体制について	21
2. 各種「願」と「届」について	22
3. 各種証明書について	24
4. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について	24
5. 周知事項	24
6. ロッカーの使用について	26
7. 図書館の利用について	26
8. 医学部医学科学友会と課外活動について	31

第3部 授業担当教員・施設紹介	48
1. 教職員名簿	48
(1) 医学部医学科(専門教育課程)分	48
(2) 附属教育研究施設等	52
2. 建物等図面	55
医学系建物案内図	56
3. 医学部の沿革	57
(あゆみ、歴代医学部長、歴代(附属)病院長)	
第4部 規程	60
1. 北海道大学通則	60
2. 北海道大学医学部規程	75
3. 北海道大学医学部医学科における 授業科目の履修方法及び試験に関する内規	83
4. 北海道大学大学院医学院・医学部医学科における学生からの 成績評価に対する申立て制度に関する取扱い要項	85
5. 北海道大学大学院医学研究院・ 大学院医学院・医学部医学科教職員・学生等の顕彰に関する内規	88
6. 北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部医学科教職員・ 学生等の論旨等の措置に関する内規	88
7. 北海道大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項	90
8. 北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規	91
9. 北海道大学における休学、退学、卒業 及び修了並びに単位認定の取扱いに関する要項	93

はじめに

医学の基本的理念は生命を尊重し、さらに健康な人間によって構成される健全な社会を建設することにあります。その目標達成のため、医学は時代の要求に応じて多面的な発展を続けており、医学を担う者はその要求に応えなければなりません。

医学科における6年間の課程は、きわめて広汎かつ複雑な医学について全般的に学ぶオリエンテーションの期間です。つまり医学の基本的な知識と思考方法を身につけ、卒業後引き続き行われる臨床研修や基礎医学を含む専門領域の研修・研究のための準備期間といえます。したがって、皆さんにはこの6年間の学生生活の中で、将来の医学の一環を担うという確固たる信念とこれを遂行する健康な心身を養うことが求められています。

本小冊子には医学科学生として学生生活に必要な事項をまとめて掲載しています。快適で意義ある学生生活を送るために利用して頂きたいと思います。

学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針

(平成25年12月24日制定)

北海道大学では、「基本理念と長期目標」を定めています。その基本理念に基づき、以下のとおり学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定めます。

北海道大学（学士課程）

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

北海道大学の学士課程教育は、世界における市民としての自覚をもって社会に参加できること、専門の基礎となる学問やコミュニケーションの方法を身につけること、専門分野を広い視野の下に学ぶことをめざした教育を進めています。それを通じて、国際的に通用する高度な学問的素養をもち、的確な判断力とリーダーシップを発揮する人材を育成します。すなわち、本学は卒業生に対し、多様な文化を理解し、人類の未来に寄与する創造的かつ指導的役割を担いうる人材であることを求めます。

こうした人材を育成するため、本学では、4つの基本理念の下、学部ごとに教育理念、教育目標を定め、常に先進的な教育を行います。各学部教育課程により学業を修め、学部・学科等ごとに定められた学位授与水準（学力・能力・資質）を満たし、上記能力を持つ人材として認められる学生に対し、学士の学位を授与します。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

北海道大学の学士課程では、学位授与の方針に掲げる人材を養成するため、次の基本方針に基づき教育課程を編成し、実施します。

【教養教育・基礎教育】

進路選択を適切に行うため、学部別入試に加え、入学試験時に進学する学部・学科を選択しない「総合入試」を実施します。一年次学生は、学部の垣根を越えたクラス編成によって、多様な仲間とともに多彩な科目（全学教育科目）を学び、柔軟な思考を育みます。

また、全学教育科目は、文系・理系それぞれの教育課程を有し、一年次から卒業年次まで、専攻する分野にかかわらず、本学の学生であれば当然身につけるべき共通の素養を育むことを目的とした「教養科目（コ

アカリキュラム）」と、専門科目を学ぶにあたって必要な基礎知識の修得と基本的な発想法、思考法等を養うことを目的とした「基礎科目」により構成されています。

【専門教育】

二年度以降に行われる専門教育は、全学教育科目で育んだ能力を基礎にして、各学部の学位授与方針を達成するために配置されています。ここでは知識、技能、態度・習慣をバランス良く修得できるよう体系的に配置した専門科目をもって教育課程を編成・実施します。これにより、高度な学問的素養及び自律的に知的活動を展開させる能力の育成をはかります。

また、学士課程全体を通して、英語による授業や異文化理解を深める授業を適切に配置し、留学機会を確保するなどの方策によって、国際的に活躍できる人材を育成します。

【教育の質保証】

成績評価に透明性と公平性を保証するためにGPA制度を採用し、単位の実質化をはかるため履修登録単位数の上限設定制度を導入しています。さらに全学教育科目では、相対評価を基本として成績評価基準のガイドラインを定めています。また、二年度以降に行われる専門教育科目についても、授業科目の性質等に照らして適切な評価方法により成績評価を行うことを成績評価基準のガイドラインにおいて定めています。

本学では高い教育の質を保証するため、教育者としての行動を規定する教育倫理綱領を定めるとともに、教員の教育資質を高める教員研修、学修や進路相談等の学生支援、教育制度の評価により制度改革を持続的に進める教学評価を実施しています。

医学部医学科の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針

A. 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

医学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

医学部では、本学の4つの基本理念（フロンティア精神、国際性の涵養、全人教育、実学の重視）の下、人類の健康増進に資するための体系的な教育を行うことにより、豊かな人間性、高い倫理観および国際的視野を備え、医学、医療又は生命科学の実践および発展に寄与する人材を養成することを教育目標としています。

医学部では、この目標とする人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を学科毎に定め、当該能力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に学士の学位を授与します。

医学科の学位授与水準

医学科では、医学部の教育目標に基づき、①医をささえる高い倫理観と豊かな人間性の陶冶、②高度な医学知識と技術の修得およびそれを維持する生涯学習を続ける態度・習慣の修得、③医療チームにおいて他の専門職と連携し、高度医療をおこなう協調性の修得、を教育理念として、次の能力をもつと認められる学生に対し、学士の学位を授与します。

- (1) 医学・医療を支える高い倫理感を身につけている。
- (2) 人間性を陶冶し患者のもつ悩み・不安・苦痛等に共感する態度を身につけている。
- (3) 社会の発展に貢献する使命感と責任感を身につけている。
- (4) 基礎的な医学知識・技術を身につけている。
- (5) 科学的妥当性・探求心・創造性を身につけている。
- (6) 生涯学習をつづける習慣・態度を身につけている。
- (7) 医療におけるチームワークの重要性和、その中の医師の役割を理解している。
- (8) 後輩に指導するとともに、自らも共に学ぶ態度を身につけている。
- (9) 異文化との交流や国際交流の重要性を理解している。

B. 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

医学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学部では、人類の健康増進に資するための体系的な教育を行うことにより、豊かな人間性、高い倫理観および国際的視野を備え、医学、医療又は生命科学の実践および発展に寄与する人材を養成する目的を達成するため、医学を学ぶ医学科と、看護学、放射線技術科学、検査技術科学、理学療法学、作業療法学を学ぶ保健学科を設置し、専門家および研究者を養成する基礎となる体系的な教育を展開します。これらの学科では、全学共通の「全学教育科目」と体系的に配置された「専門科目」をもって、学士課程（医学科では6年間、保健学科では4年間）における教育課程を編成します。専門科目では、学科毎にカリキュラム・ポリシーを定め、それぞれ育成する人材像に沿ったカリキュラムを編成し、実施します。

医学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学部医学科では、学位授与水準に定めた能力を持つ人材を育成することを目標として、以下のとおりカリキュラムを編成し、実施します。医学科の学生には、1年次は「医学教養コース」として全学教育科目を開講し、2年次から卒業までの5年間は専門科目を開講します。専門科目では、「基礎医学コース」「臨床医学コース」「臨床実習コース」の3コースを順番にすべて履修することが卒業の要件です。

1. 医学教養コース（全学教育科目）

主に1年次学生を対象とする全学教育科目では、専攻する分野にかかわらず、本学の学生であれば当然身につけておかなければならない共通の素養として、高いコミュニケーション能力、人間や社会の多様性への理解、独創的かつ批判的に考える能力、社会的な責任と倫理を身につけることを目的として、カリキュラムを編成します。具体的には「一般教育演習」、「総合科目」、「主題別科目」、「外国語科目」、「外国語演習」、「共通科目」に区分される教養科目（コアカリキュラム）を開講します。

また、専門科目を学ぶ心構え、基礎知識を身につけることができるように、基礎科目を開講します。

2. 基礎医学コース

2年次1学期から3年次1学期までの1年半のコースです。このコースでは、人体の正常な構造と機能を学ぶ科目（解剖学、組織学、画像解剖学、生理学、生化学）と、病気の発症・進展のメカニズムおよび治療の基本原則を学ぶ科目（微生物学、免疫学、病理学、基礎応用腫瘍学、薬理学）を開講します。さらに、集団、環境、制度、予防の観点から健康や病気を学ぶ（衛生学、公衆衛生学、法医学）科目と、医学を学ぶ基礎となる科目（医学英語演習）も開講します。

3. 臨床医学コース

3年次2学期から4年次1学期までの1年間のコースです。ここでは、様々な疾病を多面的に把握しつつ、患者さんをひとりの人間として理解し、診察や検査、診断、治療の基本を学びながら、内科学、外科学、専門医学などの臨床医学の基本を学ぶカリキュラムを編成し、実施します。また、1か月間の医学研究演習では、研究室で実際の研究の方法や考え方を学び、基礎医学研究者や研究医となるための素養を磨く機会を提供します。

4年次1学期にコースが終わると、それまでに学んだ知識や技能を評価する全国共通の臨床実習前共用試験を実施します。「臨床実習コース」に進むには、これに合格しなければなりません。

4. 臨床実習コース

このコースでは2年間以上の長期間にわたり、臨床実習および関連する学習や試験等を実施します。

4年次2学期から5年次1学期までは、全ての診療科を少人数グループで回り、臨床の現場で医療スタッフとともに診療の一部に参加しながら、実際の診療の基礎を学ぶ実習です。この実習と並行して、臨床現場での課題や疑問を振り返りながら学ぶ臨床統合講義も開講します。社会医学の実習もこの時期に行います。

続く5年次2学期の6か月間は、さらに少人数に分かれてスタッフの一員として全面的に診療に参加する形で、基本的な領域の診療科（コア科）を、大学病院や学外の医療機関で4週間ずつ学ぶ実習です。

6年次1学期には、3か月間にわたり、各学生が興味や進路志望をもとに選択した診療科や分野で4週間ずつ学ぶ実習です。選抜された学生には、この期間等を利用

して海外で実習する機会も用意しています。

6年次2学期には、このコースの仕上げとして、卒業後に役立つ実践的能力を身につける目的で、臨床病理学の講義や多職種連携・シミュレーション実習を開講します。また、卒業後に臨床研修を開始するにあたって十分な臨床能力を修得しているかを評価する、臨床実習の評価としての共用試験を実施します。6年次の2月には医師国家試験があります。

5年次からは、将来の基礎医学研究者や研究医を目指す学生のためにMD-PhDコースも用意しています。

医学部医学科における学修成果の評価と方針

I 成績評価の基準

1. 成績評価にあたっては、本学部本学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる「養成する人材像に求められる具体的な能力（学位授与水準）」を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の「学修成果の質」（達成度）に応じて行うこととする。
2. 各科目の成績分布は、「A+」～「A-」=20～40%、「B+」～「B-」=30～50%、「C+」及び「C」=20～40%を目安とする。
3. 授業担当教員は、授業科目ごとに適切な「到達目標」を設定し、当該「到達目標」に基づいて成績評価を行う。その結果を学期ごとに医学科教務委員会で検証し、必要に応じて授業担当教員に「到達目標」の再検討を依頼する。

II 成績評価の方法

1. 成績評価は、試験、レポート評価、成果発表（プレゼンテーション）、学修態度等に基づいて行う。
2. 授業への出欠状況を単に点数化し評価に用いることはできない。
3. 具体的な評価方法は、授業担当教員が定める。

第1部 学修に必要な事項

1 学修にあたって

(1) 学修の仕組み

北海道大学は、1876年創立の札幌農学校の伝統を受け継ぎ、教育・研究の基本理念として「フロンティア精神」「国際性の涵養」「全人教育」「実学の重視」を掲げています。全学教育の各科目もその理念を実現するために設定されています。

医学科での6年間の学修はコース制で進行します。コースは、①医学教養コース（1年）、②基礎医学コース（1年6か月）、③臨床医学コース（1年）、④臨床実習コース（2年6か月）から成ります。

1) 全学教育科目

医学科の教育課程は、教養科目、基礎科目及び専門科目の3科目からなっています。このうち、専門科目は医学科で独自に行われますが、他の2科目は、全学の教員の協力により、共通の教育内容をもって1年次を中心に全学年を対象に開講されます。この2科目を一括して全学教育科目と呼んでいます。

全学教育科目は、総合大学である本学の教育目標・人材養成理念に基づいて、本学の学生共通に設定されている科目です。全学教育科目の授業を通して、他の専門分野や文化に触れる機会を持ち、異なった価値観のあることを理解すると同時に、多様な発想と感性を磨くことによって、豊かな創造力が生み出されるものと期待されており、とくに医学科では、医師に求められる人間性を磨く重要な科目です。

2) 専門科目

医学科で、医学と直接関連する科目を医学専門科目といます。医学の基本となるものから医学臨床の倫理、実践となる多くの科目があります。これらは医師に求められる社会的要請によりすべてが必修科目です。人の命をあずかる医師は医学全般を身につけている必要があるからです。

(2) 学年および学期

1) 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2) 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日～9月30日

第2学期 10月1日～翌年3月31日

※ ただし、授業回数確保のために、変則的に第2学期の開始が9月中になることがあるので、年間の予定表をあらかじめ確認すること。

※ 全学教育科目は基本的に上述のように年度を2つに分けた2学期制で開講するが、一部の科目については年度を4つに分けた4学期制で開講する。

(3) 授業時間帯と授業時間割

① 授業時間は、次のとおりである。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	※6 講時
8:45～ 10:15	10:30～ 12:00	13:00～ 14:30	14:45～ 16:15	16:30～ 18:00	18:15～ 19:45

※ 6 講時は全学教育科目のみ

② 授業時間割は、各学期のはじめに配付するほか、掲示にて周知する。

③ 授業時間割は、公表後に変更することがある。変更はすべて掲示で周知する。

④ 通常の授業以外に、期間を限定して、集中して行われる授業もある（集中講義）。集中講義の時間割は、別に掲示で周知する。

(4) 卒業要件及び卒業に必要な基準

1) 卒業要件

各コースにおいて次の期間在学し、所定の単位を修得することになります。なお、卒業に必要な単位数の合計は全学教育科目46単位、専門科目158単位です。

① 医学教養コース（総合教育部）

1年以上在学し、全学教育科目32単位以上。

② 基礎医学コース

1年6か月以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目46単位以上（医学教養コースで修得したものを含む）及び専門科目52.5単位。

③ 臨床医学コース

1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目37.5単位。

④ 臨床実習コース

2年6か月以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目68単位。

2) 卒業に必要な基準

医学部医学科における卒業に必要な基準は、次に掲げる基準を全て満たすこととします。

- ① 卒業時における通算GPA（北海道大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項（平成18年4月1日制定。次号において「GPA要項」という。）に定める通算GPAをいう。）が2.0以上であること。
- ② 共用試験（CBT、臨床実習前OSCE及び臨床実習後OSCE）に合格すること。

2 全学教育科目の学修

(1) 授業科目の単位数

- ① 各授業科目の単位数と開講期は、全学教育科目実行教育課程表に示されている（8頁以下の表を参照）
- ② 単位数は、次のように計算される。
1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。

区分	授 業 科 目		毎週の コマ数	単位
教 養 科 目	一般教育演習 (フレッシュマンセミナー)		1コマ	2単位
	総合科目		1コマ	2単位(又は1単位)
	主題別科目		1コマ	2単位(又は1単位)
	外国語科目	英 語	1コマ	1単位
		初習外国語	2コマ	2単位
	外国語演習		1コマ	2単位
	共 通 科 目	体育学A（実技）	1コマ	1単位
		体育学Bを含む講義科目	1コマ	2単位
基 礎 科 目	自然科学実験を除く基礎科目		1コマ	2単位
	基礎自然科学実験・自然科学実験		2コマ	2単位
日本語科目及び 日本事情	日 本 語		2コマ	2単位
	日本事情		1コマ	2単位

(2) 学部要望科目について

学部要望科目とは、全学教育科目の中で、2年次進級

後に専門科目を学修するうえで必要となる基礎知識を身に付けるため、各学部で履修を推奨する授業科目です。

医学科では主題別科目「社会の認識」で開講される「医学概論・医学統計学・医学史概論Ⅰ・Ⅱ」及び主題別科目「科学技術の世界」で開講される「医遺伝学」を学部要望科目に指定しています。

この2科目の単位を修得していることが3年2学期からの臨床医学コースへの進級要件となっているので、必ず履修すること。

(3) 4学期制について

全学教育科目は基本的に年度を2つに分けた2学期制で開講するが、一部の科目については年度を4つに分けた4学期制で開講する。4学期制で開講する科目については、履修方法等2学期制と異なるところがあるので下記に注意すること。

- ・4学期制の呼称は春ターム、夏ターム、秋ターム、冬タームである。
- ・1タームは8週である。
- ・履修登録、成績発表の方法、時期は2学期制と同じである。
- ・ただし履修取消期間と自由設計登録変更期間はターム毎に年4回設定する。
- ・4学期制科目は授業の早い週で履修者を確定させる事があるので、初回の授業から出席すること。

(4) 学修計画作成前に留意すること

学修の計画は、あくまでも個人の責任において立てるものである。計画を立てるにあたっては、次の点に留意すること。

- ① 学部、学科ごとに、進級及び卒業要件単位数が決められている。実行教育課程表（8頁～）を熟読し、進級・卒業に支障を来すことのないよう、また特定の学期に負担が偏らないよう学期ごとに均衡のとれた計画を立てること。なお、2年次への進級要件単位数は全学教育科目32単位である。（進級要件の詳細は18頁～）ただし、医学部医学科では2年次への進級要件とは別に2年次からの専門科目の履修にあたって全学教育科目の卒業要件を満たしていることを要件としているので十分注意すること。
- ② 理解できない点があれば安易に決断せず、クラス担任、授業科目担当教員、高等教育推進機構⑦～⑨番窓口（全学教育・総合教育担当）、医学科教務担当窓口で相談すること。

(5) 履修登録

Web履修登録システムにより、オンライン入力で所定の期間内に各自で登録する。日時等の詳細については、掲示等で周知する。

なお、登録方法に関しては総合教育部便覧の「Web履修登録システム操作マニュアル」を参照すること。(1年次2学期以降はWeb上で公開するマニュアルを参照すること。)

また、全学教育科目については、履修者数の調整を行うことがあるので、「履修者の調整」を参照すること。

全学教育科目実教育課程表【医学部医学科】

区 分	授 業 科 目	単位	開 講 期								各学部・学科等で求める 卒業要件単位数	2 年次への進級要件 単位数	
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		医学部医学科		
			1 学期	2 学期	1 学期	2 学期	1 学期	2 学期	1 学期	2 学期			
教 養 科 目	一般教育演習(フレッシュマンセミナー)	[2]									一般教育演習(フレッシュマンセミナー)から2単位以上、総合科目から2単位以上をそれぞれ修得すること。	1 年次2 学期終了時までには32 単位以上を修得すること。 ※ 1 年次終了時に32 単位のみの修得では充分とは言えないので、移行・進学先の学部・学科等の卒業要件単位数について左の表を参照のうえ、計画的に履修すること。	
	論文指導		選	選	選	選	選	選	選	選			
	総合科目	環境と人間 健康と社会 人間と文化 特別講義	[1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2]	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選	選 選 選 選			
	主題別科目	思索と言語 歴史の視座 芸術と文学 社会の認識 科学・技術の世界 論文指導	[1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2]	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	選 選 選 選 選	1 主題別科目5科目から3科目以上,6 単位以上を修得すること。 2 医学部医学科の学生は社会の認識2 単位及び科学・技術の世界2 単位を含んで修得すること。			
	外国語科目	英語Ⅰ	1	必								1 英語Ⅰ及び英語Ⅱの2 単位を必修とする。 2 外国語科目のうちから英語以外の1 か国語を選択し、4 単位を修得すること。	※ 文系学部への進学を希望する場合、「文系」の算出基準単位表に基づき移行点を算出するので、同表をあらかじめ確認のうえ、1 学期から計画的に履修すること。
		英語Ⅱ	1	必									
		ドイツ語Ⅰ	2	選必									
		ドイツ語Ⅱ	2		選必								
		フランス語Ⅰ	2	選必									
		フランス語Ⅱ	2		選必								
		ロシア語Ⅰ	2	選必									
		ロシア語Ⅱ	2		選必								
		スペイン語Ⅰ	2	選必									
		スペイン語Ⅱ	2		選必								
		中国語Ⅰ	2	選必									
		中国語Ⅱ	2		選必								
	外国語演習	韓国語Ⅰ	2	選必								1 英語技能別演習2 単位を必修とする。 2 英語技能別演習以外の外国語演習から、英語演習を含み2 単位以上修得すること。	
		韓国語Ⅱ	2		選必								
		英語技能別演習	2		必								
		英語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選		
		ドイツ語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選		
		フランス語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選		
		ロシア語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選		
		スペイン語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選		
	共通科目	中国語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選	1 共通科目から情報学Ⅰ及び統計学を含み4 単位以上を修得すること。 2 インターンシップA及びBの単位は、進級・卒業に必要な単位数には算入できない。	
		韓国語演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選		
		外国語特別演習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選		
		体育学A	[1]	選	選	選	選	選	選	選	選		
		体育学B	2	選	選	選	選	選	選	選	選		
		情報学Ⅰ	2	必									
		情報学Ⅱ	[2]		選								
		統計学	2	選*									
	インターンシップA	[2]	選		選		選		選				
	インターンシップB	[1]	選		選		選		選				

区 分		授 業 科 目	単位	開 講 期								各学部・学科等で求める 卒業要件単位数	2 年次への進級要件 単位数	
				1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		医学部医学科		
				1 学期	2 学期	1 学期	2 学期	1 学期	2 学期	1 学期	2 学期			
基礎科目	(文 系) (数 学)	人文・社会科学の基礎	[2]	選	選							1 線形代数学Ⅰ・Ⅱ、微分積分学Ⅰ・Ⅱ、物理学Ⅰ・Ⅱ、化学Ⅰ・Ⅱ、生物学Ⅰ・Ⅱ及び地球惑星科学Ⅰ・Ⅱから合わせて16単位以上を修得すること。 2 入門線形代数学及び入門微分積分学を履修しても、進級・卒業要件に含まれない。 3 1に示す16単位に物理学Ⅰ・Ⅱ、化学Ⅰ・Ⅱ及び生物学Ⅰ・Ⅱの12単位を含んで修得すること。 4 自然科学実験2単位を必修とする。		
		入門線形代数学	2	選必										
		入門微分積分学	2	選必										
		線形代数学Ⅰ	2	選必	*1									
		線形代数学Ⅱ	2		選必	*1								
		微分積分学Ⅰ	2	選必	*1									
		微分積分学Ⅱ	2		選必	*1								
		数 学 概 論	[2]			選	選	選	選	選	選			
	(理 科)	物 理 学 Ⅰ	2	選必										
		物 理 学 Ⅱ	2		選必									
		化 学 Ⅰ	2	選必										
		化 学 Ⅱ	2		選必									
		生 物 学 Ⅰ	2	選必										
		生 物 学 Ⅱ	2		選必									
(実験系)	地球惑星科学Ⅰ	2	選必											
	地球惑星科学Ⅱ	2		選必										
	心 理 学 実 験	2		選										
	自然科学実験	[1]	必	*2										
日本語に関する科目		日 本 語 Ⅰ	2	選必								1 外国人留学生を対象として開講する授業科目である。 2 日本語Ⅰ及び日本語Ⅱは、外国語科目として履修することができる。 3 日本語演習は、外国語演習として履修することができる。		
		日 本 語 Ⅱ	2		選必									
		日 本 語 演 習	[2]	選	選	選	選	選	選	選	選			
* 統計学は基礎クラス別に開講学期が異なるため、時間割を確認すること。 *1 学部別入試による医学部保健学科看護学専攻及び作業療法学専攻入学者はこれらの開講期に履修すること。 *2 自然科学実験は基礎クラス別に開講学期が異なるため、時間割を確認すること。												卒業要件単位数：46単位		

- 「単位数」の欄の数字に [] のついている授業科目は、授業（講義）題目が異なるものであれば複数個の履修が可能な授業科目である。
- 「開講期」の欄の表示について、「必」は必修科目で、指定された開講期において、必ず修得を要する科目を示す。
「選必」は選択必修科目で、指定された開講期において、指定されたいくつかの科目の中から各人が選択し、それを必修科目として取り扱う科目を示す。
「選」は選択科目で、指定されたいくつかの科目の中から各人が選択する科目を示す。
- 各学期に履修登録できる単位数には上限設定があるので注意すること。
- 進級要件：全学教育科目から合計32単位以上修得し、移行する学部・学科等が決定した者が2年次に進級できる。
- 卒業に必要な単位数については、各学部・学科の指示に従うこと。
- 一般教育演習（フレッシュマンセミナー）及び主題別科目に論文指導（2単位）を開講する。
- 外国語科目について、留学生は「全学教育科目に係る留学生の外国語科目履修要件」により履修すること。

3 専門科目の学修と手続き

(1) 授業科目表

専 門 教 育 科 目 表

コ ー ス	科 目 区 分	授 業 科 目 名	コ ー ス		基礎医学		臨床医学		臨床実習				履修の要件・ 履修上の制約条件		
			授 業 方 法	単 位 数	開 講 期										
					2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次			6 年 次	
					1 学期	2 学期	1 学期	2 学期 [※]	1 学期	2 学期	1 学期	2 学期		1 学期	2 学期
基 礎 医 学	専門基礎科目	医 学 英 語 演 習	講義	1	1(2)									全科目必修	
	生 理 系 科 目	解 剖 学 (組織学)	講義	2	2(4)										
		組 織 学 実 習	実習	2	2(4)										
		解 剖 学 (神経解剖学)	講義	1	1(2)										
		解 剖 学 (解剖発生学)	講義	2	2(4)										
		解 剖 学 実 習	実習	6	6(12)										
		生 化 学 I	講義	2	2(4)										
		生 化 学 II	講義	2		2(4)									
		生 化 学 実 習	実習	2		2(4)									
		生 理 学 I	講義	2		2(4)									
		生 理 学 II	講義	2		2(4)									
		生 理 学 実 習	実習	2		2(4)									
	病 理 系 科 目	画 像 解 剖 学	講義	0.5		0.5(1)									
		微 生 物 学	講義	2		2(4)									
		免 疫 学	講義	2		2(4)									
		微 生 物・免 疫 学 実 習	実習	2		2(4)									
		薬 理 学 I	講義	2		2(4)									
		薬 理 学 II	講義	2		2(4)									
		薬 理 学 実 習	実習	2		2(4)									
		病 理 学	講義	2		2(4)									
		病 理 学 実 習	実習	2		2(4)									
		病 理 学 演 習	演習	2		2(4)									
	社 会 医 学系科目	基 礎 応 用 腫 瘍 学	講義	2		2(4)									
		法 医 学	講義	1		1(2)									
		法 医 学 実 習	実習	1		1(2)									
		衛 生 学	講義	2		2(4)									
			公 衆 衛 生 学	講義	2		2(4)								
			要 修 得 単 位 数 小 計		52.5	16 (32)	16 (32)	20.5 (41)							

※一部の授業科目を学期の前半と後半に分けて開講することがある。

コース	科目区分	授 業 科 目 名	コース		基礎医学		臨床医学		臨床実習						履修の要件・履修上の制約条件
			授業方法	単位数	開 講 期										
					2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次		6 年 次		
					1学期	2学期	1学期	2学期*	1学期	2学期	1学期	2学期	1学期	2学期	
臨床医学	専門基礎科目	医 学 研 究 演 習	演習	4				4(8)							全科目必修
	臨床科目	統 合・循 環 器 学	講義	2				2(4)							
		統 合・腎 尿 路 学	講義	1				1(2)							
		統 合・膠 原 病・アレルギ－学	講義	1				1(2)							
		統 合・感 染 症 学	講義	1				1(2)							
		統 合・呼 吸 器 学	講義	2				2(4)							
		統 合・筋・神 経 学	講義	1.5				1.5(3)							
		統 合・消 化 器 学	講義	2				2(4)							
		統 合・内 分 泌・代 謝 学	講義	1				1(2)							
		統 合・血 液 学	講義	1				1(2)							
		統 合・臨 床 腫 瘍 学	講義	1				1(2)							
		精 神 医 学	講義	1				1(2)							
		麻 酔 学	講義	1				1(2)							
		救 急 医 学	講義	1				1(2)							
		放 射 線 治 療 学	講義	0.5				0.5(1)							
		皮 膚 科 学	講義	1				1(2)							
		小児科学・小児外科学	講義	2				2(4)							
		外 科 学 特 論	講義	1				1(2)							
		産 婦 人 科 学	講義	2				2(4)							
		脳 神 経 外 科 学	講義	1				1(2)							
		形 成 外 科 学	講義	0.5				0.5(1)							
		整形外科学・スポーツ医学	講義	1				1(2)							
		リハビリテーション医学	講義	0.5				0.5(1)							
		眼 科 学	講義	1				1(2)							
		耳 鼻 咽 喉 科 学	講義	1				1(2)							
		泌 尿 器 科 学	講義	0.5				0.5(1)							
		画 像 診 断 学	講義	0.5				0.5(1)							
		歯 科 学	講義	0.5				0.5(1)							
		漢 方 医 学	講義	0.5				0.5(1)							
	トランスレーショナルリサーチ概論	講義	0.5				0.5(1)								
	地 域 医 療 学	講義	1				1(2)								
	基本臨床実習科目	診 断 学 実 習	実 習	2				2(4)							
	要 修 得 単 位 数 小 計			37.5				18.5 (37)	19 (38)						
臨床実習	社会医学系科目	社 会 医 学 実 習	実 習	2					2(4)					全科目必修	
	基本臨床実習科目	全 科 臨 床 実 習	実 習	27					27(54)						
	臨床科目	臨 床 統 合 講 義	講義	1.5					1.5(3)						
		臨 床 病 理 学	講義	1								1(2)			
	実習科目	診療参加型コア科臨床実習	実 習	24							24(48)				
		診療参加型選択科臨床実習	実 習	12								12(24)			
		多職種連携・シミュレーション実習	実 習	0.5									0.5(1)		
要 修 得 単 位 数 小 計			68					30.5 (61)		24 (48)	12 (24)	1.5 (3)			
要修得単位数合計		全学教育科目	46以上	46単位以上										総単位数 158 総時間数4,740H (316H×15W=)	
		専 門 科 目	158	16 (32)	16 (32)	20.5 (41)	18.5 (37)	19 (38)	30.5 (61)		24 (48)	12 (24)	1.5 (3)		

注1 「開講期」欄の（ ）内数字は、授業時間数を示す。

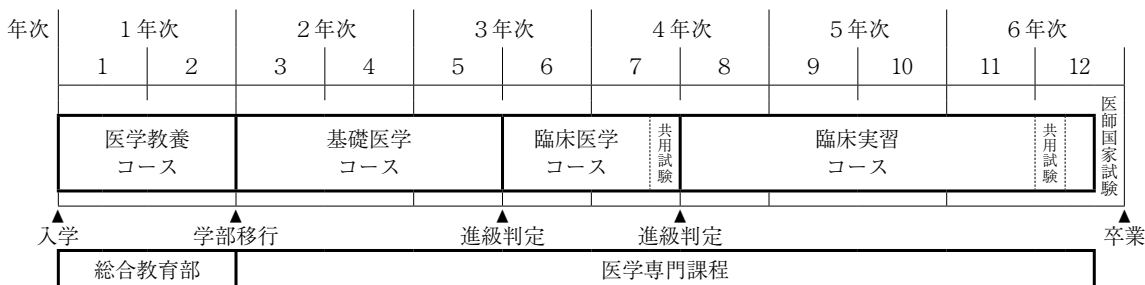
注2 全科臨床実習は、複数の講義題目により行われ、全ての講義題目により行われる授業科目を履修するものとする。

※一部の授業科目を学期の前半と後半に分けて開講することがある。

(2) コースマップ

医学科6年制は、1～4のコースに分かれており、各コースの履修を修了すると、次のコースへ進級できます。

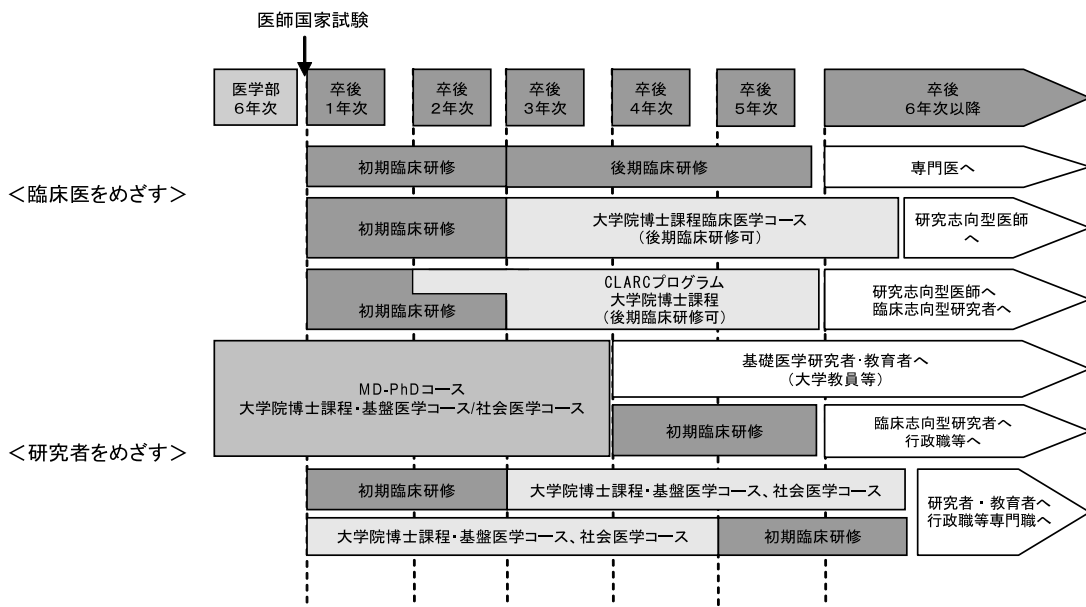
1. 医学教養コース（全学教育科目） ★総合教育部に配属となります。
2. 基礎医学コース（専門基礎科目、生理系科目、病理系科目、社会医学系科目）
3. 臨床医学コース（専門基礎科目、臨床科目）
4. 臨床実習コース（社会医学系科目、基本臨床実習科目、臨床科目、実習科目）



共用試験について（臨床実習履修前と臨床実習履修後に実施）

共用試験とは全国の医科大学・大学医学部の学生を対象に行われる評価試験です。臨床実習前共用試験はコンピュータを用いた知識・問題解決能力を評価する試験（computer based testing、CBT）と態度・診断技術を評価する客観的臨床能力試験（objective structured clinical examination、OSCE）から構成されています。臨床実習後の評価としての共用試験はOSCEのみの実施となります。CBT、OSCEとも既に公開されている「医学教育モデル・コア・カリキュラム：教育内容ガイドライン」に準拠して行われます。

卒業後の進路例（医師、研究者）



1. 医学教養コース

年次	1 年 次	
学期	1 学 期	2 学 期

【全学教育科目】〈 〉内の授業科目は選択必修科目を、()内の授業科目は、選択科目を示す。

1. 医学に対する自然科学の基盤をつくる。

物理学Ⅰ	物理学Ⅱ
化 学Ⅰ	化 学Ⅱ
生物学Ⅰ	生物学Ⅱ
〈地球惑星科学Ⅰ〉	〈地球惑星科学Ⅱ〉
自然科学（物理学、化学、生物学、地学）実験 ※基礎クラスにより開講時期異なる	
(心理学実験)	

2. 医学を支える論理性、データの処理方法を学ぶ。

情報学Ⅰ	(情報学Ⅱ)
統 計 学 ※基礎クラスにより開講時期異なる	
〈線形代数学Ⅰ、微分積分学Ⅰ〉	〈線形代数学Ⅱ、微分積分学Ⅱ〉

3. 医学の国際的発展に寄与するために、国際性を身につける。

※丸数字は当該期に修得すべき単位数を示す。

外国語科目：(1) 英語Ⅰ～Ⅱの計2単位修得

(2) ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・韓国語から1科目選択し、
Ⅰ～Ⅱの計4単位修得

英語Ⅰ① 及び 英語Ⅱ①	
[ドイツ語, フランス語, ロシア語, スペイン語, 中国語, 韓国語] Ⅰ②	[ドイツ語, フランス語, ロシア語, スペイン語, 中国語, 韓国語] Ⅱ②

外国語演習：(1) 英語技能別演習2単位修得

(2) 英語技能別演習以外の外国語演習から、英語演習を含み2単位以上修得

英語技能別演習②
英語演習②

4. 問題解決能力、自主学習能力、協調性、意見の発表能力などを養う。

(一 般 教 育 演 習 (フレッシュマンセミナー))

5. 総合的問題解析能力を養う。

(総 合 科 目)

6. 医師に重要な人間理解、共感、感受性を養い、人間性を高める。

(主題別科目：思索と言語、歴史の視座、芸術と文学、社会の認識、科学・技術の世界) ※論文指導(論理的記載、科学的記載方法の基盤を知る)
--

7. 健康に役立つ行動ができる習慣を身につける。

(体育学A、体育学B)

※(人文・社会科学の基礎)については記載省略

2. 基礎医学コース

年次	2 年 次		3 年 次
学期	1 学 期	2 学 期	1 学 期

【専門基礎科目】

医学を学ぶ基礎をつくる。

医学英語演習

【生理系科目】

1. 人体の基本構造及び基本的な生命現象（分化・増殖・機能発現など）、医学を学ぶにあたり必要な基礎知識や科学原理を再確認するとともに、自学自勉の習慣を身につける。
2. 人体の基本構造・機能・変化を学び、正常の生命現象を理解する。
3. 人体の機能構成を総合的に学ぶ。

解剖学（組織学）、組織学実習、 解剖学（神経解剖学）、 解剖学（解剖発生学）、 解剖学実習、生化学 I
--

生化学Ⅱ、生化学実習、 生理学Ⅰ、生理学Ⅱ、 生理学実習

画像解剖学

【病理系科目】

人間の生命現象を疾病の面から理解する。

微生物学、免疫学、 微生物・免疫学実習

薬理学Ⅰ、薬理学Ⅱ、 薬理学実習、病理学、 病理学実習、病理学演習、 基礎応用腫瘍学

【社会医学系科目】

1. 人間社会、集団のもつ現象を理解する。
2. 人間性、倫理を理解し、医の倫理を考える習慣を身につける。

法医学、法医学実習、 衛生学、公衆衛生学

3. 臨床医学コース

年次	3 年 次	4 年 次
学期	2 学 期	1 学 期

【専門基礎科目】

医学を学ぶ基礎をつくる。

医学研究演習

【臨床科目】

1. 臨床医学の理論と基礎知識を学ぶ。
2. 患者に接するための基本的な診断技術・態度を身につける。

統合・循環器学、統合・腎尿路学、
統合・膠原病・アレルギー学、統合・感染症学、
統合・呼吸器学、統合・筋・神経学、
統合・消化器学、統合・内分泌・代謝学、
統合・血液学、統合・臨床腫瘍学、精神医学

放射線治療学、皮膚科学、小児科学・小児外科学、
外科学特論、産婦人科学、脳神経外科学、
形成外科学、整形外科学・スポーツ医学、
リハビリテーション医学、眼科学、
耳鼻咽喉科学、泌尿器科学、画像診断学、
歯科学、漢方医学、
トランスレーショナルリサーチ概論、
地域医療学、麻酔学、救急医学

【基本臨床実習科目】

1. 各科ローテーションで行う。
2. 診断に必要な基本的診断技術を体得し、得られた情報を基に鑑別診断及び治療戦略の正しい組み合わせを学習する。
3. 苦悩を持ち医療機関を訪れる患者との接し方を学ぶ。

診断学実習

4. 臨床実習コース

年次	4 年 次	5 年 次		6 年 次	
学期	2 学 期	1 学 期	2 学 期	1 学 期	2 学 期

【社会医学系科目】

1. 人間社会、集団のもつ現象を理解する。
2. 人間性、倫理を理解し、医の倫理を考える習慣を身につける。

社会医学実習

【基本臨床実習科目】

1. 各科ローテーションで行う。
2. 診断に必要な基本的診断技術を体得し、得られた情報を基に鑑別診断及び治療戦略の正しい組み合わせを学習する。
3. 苦悩を持ち医療機関を訪れる患者との接し方を学ぶ。

全 科 臨 床 実 習

【臨床科目】

1. 臨床医学の理論と基礎知識を学ぶ。
2. 患者に接するための基本的な診断技術・態度を身につける。

臨 床 統 合 講 義

臨床病理学

【実習科目】

1. 各診療科のみならず、基礎医学及び社会医学を含めた実習コース。
2. 臨床系実習は、診療参加型実習とする。
3. 基礎系実習は、将来の基礎医学研究や臨床医学研究の基盤となる医学研究テーマ実習とする。

診療参加型
コア科臨床実習

診療参加型
選択科臨床実習

多職種連携・
シミュレーション実習

(3) 成績評価

1) 成績評価の方法と種類

- ① 成績は、授業の履修状況と試験の評点を総合して判定される。
- ② 成績の評価は、「A⁺」「A」「A⁻」「B⁺」「B」「B⁻」「C⁺」「C」「D」「D⁻」「F」の11段階で評価され、「C」以上を合格とする。ただし、演習及び実習の評価は合格又は不合格とすることがある。

② 成績評価の基準

標語	学修成果の質	GP	100点方式による 素点の目安	備 考
A ⁺	授業科目の到達目標すべての面で秀逸な学修成果をあげた。	4.3	95-100	合 格
A	授業科目の到達目標のすべての面で優秀な学修成果をあげた。	4.0	90-94	
A ⁻	授業科目の到達目標のほとんどの面で優秀な学修成果をあげたが、一部において良好な結果にとどまった。	3.7	85-89	
B ⁺	授業科目の到達目標すべての面で良好な学修成果をあげた。	3.3	80-84	
B	授業科目の到達目標のほとんどの面で良好な学修成果をあげたが、一部において良好とまでは言えない結果にとどまった。	3.0	75-79	
B ⁻	授業科目の到達目標のいくつかの面で良好な学修成果をあげたが、全体として良好とまでは言えない結果にとどまった。	2.7	70-74	
C ⁺	授業科目の到達目標のほとんどの面で合格となる最低限の学修成果であったが、良好な面がいくつかあった。	2.3	65-69	
C	授業科目の到達目標すべての面で合格となる最低限の学修成果であった。	2.0	60-64	不合格 ただし、通算GPA及び 学期GPAには 含める
D	授業科目の到達目標全体として合格となる最低限の学修成果より少し低い結果であった。	1.0	50-59	
D ⁻	授業科目の到達目標のほとんどまたはすべての面で合格となる最低限の学修成果はなかった。	0.7	0-49	
F	学修成果を示す証拠はなかった。 例) 試験の未受験、授業出席回数不足	0	評価無	

③ GPA (科目成績平均値)

GPAとは、単位当たりの成績の平均値で、以下の計算式によって算出する。

【学期GPA】(その学期のGPA)

$$\frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{その科目の単位数の合計})}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

【通算GPA】(在学中の各学期を通算したGPA)

$$\frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{その科目の単位数の合計})) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

※ GPAの計算は、小数点第3位以下を切り捨てとする。

④ Web履修登録システムや成績証明書への記載

学期GPA及び通算GPAは各学期末にWeb履修登録システムにより、オンラインで閲覧できる。全学GPAの平均値が付記され、自分の学習状況を数値で客観的に知ることができる。

2) 成績評価とGPA

GPA (grade point average) とは、米国の大学で一般的に行われている成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績の平均を数値により表すものである。学期ごとに、学生が履修した各科目の評価に一定のGPを与え、このGPにその科目の単位数を乗じ、その合計を、履修科目の単位数の合計で除して算出する。

① 成績評価とGP

成績は、「A⁺」「A」「A⁻」「B⁺」「B」「B⁻」「C⁺」「C」「D」「D⁻」「F」の11段階で評価され、各評価に対するGPは②の表のとおりである。

なお、GPAは、成績証明書にも記載される。成績証明書へのGPAの記載は、留学予定の学生のために役立つ。

(4) 単位の計算方法

専門科目の単位数の計算方法は、1単位45時間です。45時間のうち30時間は授業時間割で行います。

(5) 履修上の心得

別冊「医学とともに歩む」に掲載の医学科での学習目標、カリキュラムの特徴、入学から卒業まで及びコースマップを参照してください。

(6) 科目の履修登録について

専門科目については、全て必修科目となっていますので、正規の学年で進級している場合は、履修登録をする必要はありません。

ただし、全学教育科目については、入学時配付の

「Web履修登録システム操作マニュアル」を参照してください。1年次2学期以降はWeb上で公開します。

(7) 不正行為

- ① 試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものである。
また、不正行為があったときは、厳しく処分される。停学等により留年となり、卒業が1年間またはそれ以上延期となる可能性がある。また、延期分の授業料の納付、奨学金の停（廃）止など学生生活に多大な影響が生じることになる。
- ② 試験には、小テストや中間試験等、学期末試験以外も含まれる。
- ③ レポートの盗用や剽窃についても、不正行為として厳しい処分をもって対応する。レポートや論文を作成するにあたっては、ラーニングサポート室 (<http://iso.high.hokudai.ac.jp/>) に掲載されている「倫理教育教材」の内容を参考にする。

(8) 成績の閲覧

- ① 履修登録をした科目について、次の時期に成績評価をWeb履修登録システム上から閲覧可能とする。なお、成績閲覧期間は掲示にて周知する。
その他、同意書で本人及び連帯保証人の同意があった場合のみ、連帯保証人宛に年に1回（5月下旬頃）、学修簿（成績表）を送付する。
- ② 成績確認時の注意事項
Web上から学修簿を確認し、不明の点がある場合は、速やかに医学科教務担当に問い合わせること。
- ③ 成績評価に関する申立て制度
ア 学生は、成績評価の内容が明らかに間違っているという客観的・具体的事実を示すことができる場合に限り、成績評価に関する申し立てを行うことができる。
イ 成績評価に関する問合せ及び申し立て方法の詳細の周知は、掲示で行う。

(9) 成績証明書の記載について

1) 成績評価の登録区分

成績証明書における各科目の成績評価は、以下の3通りの登録区分別に記載される。

- ① 「卒業要件に算入する科目・GPA対象科目」
- ② 「卒業要件に算入する科目・GPA対象外科目」

- ③ 「卒業要件に算入しない科目・GPA対象外科目」

2) 「D」「D-」「F」の科目（不合格評価の科目）について

- ・ 上記1) ①の場合、科目数及び単位数が成績証明書に記載される。
- ・ 上記1) ②、③の場合、科目数及び単位数が成績証明書に記載されない。

3) GPAについて

成績証明書には、GPAが記載される。

4 総合教育部からの 進級について

進級要件

本学における1年次から2年次への進級要件は、本学に1年以上在学し、全学教育科目32単位以上を修得することである。

ただし、医学部医学科では2年次で専門科目を履修するためには、1年次に全学教育科目の所定の授業科目を履修し、46単位以上を修得していることが必要となるので十分に注意すること。（1年次に全学教育科目に係る卒業要件を満たしていなければならない。）

5 進級制度及び在学期間・ 休学期間

(1) 進級制度

医学科の進級判定は、各コースにおいて行われます。カリキュラムの時間割上、前のコースの科目を履修できないためです。

- ① 医学教養コース（総合教育部）
1年以上在学し、全学教育科目32単位以上を修得。
- ② 基礎医学コース
1年6か月以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目46単位以上（医学教養コースで修得した

ものを含む)及び専門科目52.5単位を修得。

③ 臨床医学コース

1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目37.5単位を修得。

④ 臨床実習コース

2年6か月以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目68単位を修得。

注)上記進級制度の詳細については、72頁「北海道大学医学部規程」及び78頁「北海道大学医学部医学科における授業科目の履修方法及び試験に関する内規」を必ず参照してください。

(2) 在学期間及び休学期間

① 在学期間

医学教養コースに2年、基礎医学コースに3年6か月、臨床医学コースに2年、臨床実習コースに4年6か月を超えて在学することはできません。

② 休学期間

医学教養コースにおいて2年、基礎医学コース、臨床医学コース及び臨床実習コースにおいて5年を超えて休学することはできません。

ただし、医学教養コース、基礎医学コース、臨床医学コース及び臨床実習コースを通算して6年を超えて休学することはできません。

(3) 除籍

下記事由に該当する場合、本学通則第30条の規定により除籍されることがある。

- ① 在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき
- ② 欠席が長期にわたるとき又は成業の見込みがないとき
- ③ 所定の期日までに入学料を納付しないとき
- ④ 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき

なお、上記④について、授業料は前期(4月から9月:納付期限5月末日)及び後期(10月から3月:納付期限11月末日)にそれぞれ、年額の1/2に相当する額を納付しなければなりません。各期において納付期限までに授業料を納付せず、督促を受けてもなお納付しない者であって、所定の期日までに退学願を提出しない者は、各期の末日(前期9月30日、後期3月31日)をもって除籍します。

また、授業料が納付されていない学期に履修した授業

科目の単位は、退学、除籍を問わず将来に渡って、一切認定しません。

6 資格と卒業後の進路

医学科卒業後の進路は、大きく分けて3つあります。

1)卒業生の多くが目指すのはやはり臨床医や専門医です。そのためには、研修病院での研修した後、大学病院などでの高度先端医療や臨床研究を通して、高度な専門的技能や能力を磨いていきます。2つめの進路は、2)大学や研究所で活躍する医学研究者と教育研究指導者で、その多くは人間も含めた生命科学領域に進みます。先進各国における生命科学研究の主要な担い手は、医学研究院・医学部医学科の研究者です。3つ目の進路は、3)公衆衛生、国際保健、医療行政などの専門職です。エイズや人獣共通感染症などの国境を越えて広がる新たな疾患に対して疫学調査を行ったり予防に取り組んだり、医療保険制度など医学医療制度を研究し施策を提言します。

このように、卒業までに進路を選択し、その選択に応じた学習がそれから始まります。どの道を選ぶにせよ、卒後10年間はのための基本的学習がつづき、その領域をリードしていく人であれば学習は生涯続くと考えてよいでしょう。もっとも確実に効率的な方法は、1)の場合は、大学病院などの指導体制が整った病院で研修・診療・研究を行って専門医の資格をとり、さらに「大学院」に進学してすぐれた臨床研究を行って「医学博士」になることです。2)と3)の場合は、医学科卒業後ただちに「大学院」に入学して専門的技術や能力の基盤を築くことです。「医学博士」となるのはその最初の通過点であり、それからが一生を賭けた研究と教育の道が始まります。是非、「北大版MD-PhDコース」を選択することを推奨します。

北大医学部・医学研究院は、優秀な臨床医や専門医、優秀な医学研究教育者、優秀な専門職を目指す若者への医学教育の実践を通して、人類の幸福・福祉・健康に貢献できる人材の養成に力を注いでいます。

7 医師国家試験

卒業する年の2月に、医師になるための最後の関門で

ある国家試験を受けなければなりません。これに合格して初めて医師になることができます。

第2部 学生生活に必要な事項

医学科6年間の授業は4つのコースからなります。最初の「医学教養コース（総合教育部）」は入学から1年の間に、高等教育推進機構で行われ、残りの3コース（医学専門コース）は医学部校舎（大学病院を含む）で行われます。したがって、学生生活に関係する場所（掲示場所、講堂、ロッカー室など）や事務室が学年によって替わりますので、説明を参考にしてください。

1 各種サポート体制について

修学、課外活動、健康、経済、その他一身上の事柄について問題が生じた場合には、何事によらず教員と相談し、迅速にその解決を図ることが望ましい。

（1）クラス担任・副担任（1年次）

クラス担任・副担任は、クラス所属学生の修学その他の問題等について相談に応じる。担任が定めた時間内であれば気軽に相談を求めることができる。なお、自分の所属するクラス担任に限らず、多くの教員と懇談することは、修学上有意義である。

（2）ラーニングサポート室 (Learning Support Office; LSO)

ウェブサイト：<https://lso.high.hokudai.ac.jp/>

専門スタッフと指導経験豊富な教員、大学院生のチューターが、進路選択や履修計画についての相談、各学部・学科等での学習・研究内容についての情報提供、講義外での学習サポート（個別学習相談）や学習スキルに関するセミナーの開催、各種教材・学習コンテンツの配付・公開を通して、学生の主体的な進路選択や修学設計、学習活動を支援している。

① 進路・履修相談（高等教育推進機構E210室）

移行を希望する学部・学科等の選択や具体的な履修計画について、専門スタッフに相談し、アドバイスを受けることができる（予約不要）。また、より広く深く情報を得たい場合は、学部間の横断的な見識をもったアカデミック・アドバイザー（教員）への相談も可能である（要予約）。

② アカデミック・マップ

各学部で行われている研究内容を表すキーワードをテーマ・カテゴリー別／学部・学科等別に整理したマップで、様々な研究分野について俯瞰して調べることができる。冊子版とWeb版がある。

③ 学習サポート（高等教育推進機構E210・E211室）

学習に関する質問・相談に、専門スタッフと大学院生チューターが対応する（予約不要）。授業や教科書の内容・レポートの書き方に関する質問対応、勉強方法や参考書選びについての相談対応などを行っている。

④ LSOセミナー

学習に役立つ基本スキル（レポートの書き方など）を解説するセミナーや、留学生による英会話教室などを実施している。

⑤ 各種学習教材

理系基礎科目や統計学について要点をまとめた学習資料の作成や、理系基礎科目についての学習ウェブサイトの公開を行っている。学習資料は高等教育推進機構E210室前のパンフレットスタンドなどに配架している。

（3）学部相談員

1年次学生が進級を予定している学部に係る相談に対応するため、各学部に学部相談員を配置している。学部相談員は学部または機構において学生との面談に対応し、クラス担任等、ラーニングサポート室、保健センター、学生相談室等、関係組織と連携して学生を支援する。（学部相談員一覧は25頁参照）

また、ラーニングサポート室から学部相談員を紹介する体制も整えている。

（4）学生相談室

学生生活を送るうえでの様々な問題や悩みについて、臨床心理士が相談に応じ、その解決のために適切な助言・援助を行っている。学生相談室では、相談によって、本人の不利益にならないよう、個人情報や相談内容について秘密を厳守している。

（5）ピアサポート

学生生活を送るうえでわからないことがあるとき、

学生同士で気軽に相談できる場所として設置している。本学の学生であるピアサポーターがさまざまな悩みや問題に対応し、適切な相談窓口を紹介する。

(6) 保健センター

保健センターでは、医師による診療（応急）の他、カウンセラーによるカウンセリング、看護師・保健師によるケガの応急措置、健康相談、栄養・保健指導などを行っている。定期健康診断に加えて、自分自身の健康管理をするという心構えを持ち、身体的・精神的に心配なことや気になることがある時は、すぐに保健センターを訪れること。

(7) アクセシビリティ支援室

障害のある学生が修学及び研究を行う上で抱える困

難や問題に対して、相談に応じ、必要な支援を提案している。各学部教職員、図書館や研究施設等と協働し、障害のある学生の学びの環境を整えている。特別修学支援室では、相談によって、本人の不利益にならないよう、個人情報や相談内容について秘密を厳守している。

2 各種「願」と「届」について

種々の願・届出が遅れることにより学生生活に支障及び損失を生ずる恐れがあるので、すべて迅速を期すこと。

なお、2年次以降については、医学部医学科教務担当に問い合わせること。

「願」「届」の種類	備 考	提 出 先
休 学 願	病気その他の事由で休学（2ヶ月以上）を願い出るときは、所定の休学願を窓口で受け取り、医学科教務委員会（副）委員長に相談のうえ連帯保証人と連署で学部長（1年次学生は高等教育推進機構長）宛に願い出（診断書等添付）で許可を受けなければならない。手続きが遅れるとその期の授業料を納めなければならない。 なお、休学の願い出は年度ごとの取り扱いとなるため、休学が長期にわたり、翌年度にまたがる場合については、3月に新年度の休学を更新する旨を願い出る必要がある。	医学科教務担当窓口 （1年次学生は 高等教育推進機構窓口）
復 学 願	病気その他の事由により休学中の者が、その事由が消滅して復学しようとする場合には、所定の復学願を窓口で受け取り、それにより学部長（1年次学生は高等教育推進機構長）宛に願い出て許可を受けなければならない。	
退 学 願	止むを得ない事情のため退学するときは、所定の退学願を窓口で受け取り、その事由を詳しく明記し、医学科教務委員会（副）委員長に相談のうえ連帯保証人と連署で学部長（1年次学生は高等教育推進機構長）宛に願い出て許可を受けなければならない。	
学生証再交付	学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書であることから、常時携帯すること。また、学生証はICカードとなっており、大学内の様々な手続等で使用するので、紛失することのないよう注意すること。万一、紛失及び破損等により学生証の再交付を受けようとするときは、北大生協で再発行料を納入後、領収書を添えて所定の用紙に必要事項を記入の上願い出ること。なお、再発行後、旧学生証は無効となる。紛失以外の理由による再発行の場合は、上記窓口において、旧学生証と引き換えに新学生証を交付する。また、紛失により再発行された新学生証を受領後、旧学生証を発見した場合は、必ず上記窓口に返却すること。	
保証書住所等変更届	本人又は、連帯保証人の住所変更、電話番号、メールアドレス、宛先区分等の変更があったときは、所定の保証書住所等変更届により遅滞なく届け出ること。	
保 証 書	連帯保証人、学生氏名の変更は保証書を再提出すること。 また、連帯保証人の変更の場合は、学業成績の送付に関する「同意書」も再提出すること。	
改姓（名）届	改姓名の届け出については、所定の用紙のほか戸籍抄本の添付を必要とする。（別途保証書の提出が必要）	
教室使用願	学生団体等による集会等のために教室を使用するときは、所定の教室使用願により願い出ること。	
授業料減免申請書	「学生生活の案内」参照	
奨学金案内・願書	「学生生活の案内」参照	
欠 席 届	やむを得ない事情（病気等）により授業を欠席する場合、欠席届用紙にやむを得ない事情であることを証明する書類（医師の診断書等）を添付のうえ提出すること。	

3 各種証明書について

「証明書自動発行装置（ACM）」について

各種証明書は、証明書自動発行装置（ACM）から入手することができる（発行操作には学生証が必要。）

・利用時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後6時まで
（ただし、土曜・日曜・祝日、年末年始の期間及び年度初めのデータ更新時期を除く。）

・設置場所

高 機 構：1階ロビー
工 学 部：正面玄関ロビー
文系共同講義棟：2階ホール
クラーク会館：2階ホール
薬 学 部：正面玄関ホール
農 学 部：正面玄関横
環境科学院：正面玄関ロビー
水 産 学 部：講義棟ロビー

・発行枚数

在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書は、1日最大4枚まで、健康診断証明書は1日最大5枚まで、学割証は1日最大5枚まで発行できる。

・操作方法

ACMのディスプレイに表示された指示に沿って必要な事項を入力することにより、証明書の発行あるいはパスワードの変更を行うことができる。（初期パスワードは生年月日の月日4桁の数字（例：4月1日→0401）となっているが、生年月日は学生証に記載されているので、証明書の不正取得を防ぐため、学生証、パスワードの管理には十分注意すること。）

証明書の種類	備 考	ACMでの発行
成績証明書	封筒に入れ、封を閉じる必要がある場合は機構⑦番窓口に申し出ること。	可
在学証明書		
卒業見込証明書	最終学年に在学している場合のみ取得できる。	
健康診断証明書	本学保健センターが毎年度当初に実施する「学生一般定期健康診断」で全検査項目を受診している場合は、当該年度内に限り取得できる。	
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	J R 各社の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる。詳しくは「学生生活の案内」を参照すること。	不可
通学証明書	交通機関によって必要とする場合がある。詳しくは「学生生活の案内」を参照すること。	

4 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、正課中、学校行事中又は課外活動中等に生じた急激かつ偶然な外来の事故等により身体に傷害を被った場合、その傷害の程度に応じて保険金が支払われる補償制度である。

学研災付帯賠償責任保険は、正課、学校行事等及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものである。

なお、学研災の加入状況はWeb履修登録システムのメニュー画面から確認することができる。

詳しくは、「学生生活の案内」を参照すること。

5 周知事項

（1）公用掲示

授業に関すること、その他学生に通知すべき一切の事項は掲示により周知する。掲示の見落とし、又は誤読は取り返しのつかない事態を生ずることがあるので、通学の際は、常に掲示に留意することが必要である。なお、呼

出しの掲示に接した者は、遅滞なく窓口に出向くこと。

各種掲示板の設置場所は下記のとおり。

掲示板の設置場所

①教務関係情報・呼出

- 2 年次 医学部図書館3階
- 3 年次 医学部図書館3階
- 4 年次 医学部臨床講義棟 1 階
- 5 年次 医系多職種連携教育研究棟 2 階
- 6 年次 医系多職種連携教育研究棟 3 階

②授業料減免・奨学金（1年次学生は高等教育推進機構）

医学部管理棟 1 階（事務室前）

（2）その他

① 遺失物について

医学部事務室・守衛室に届けられた遺失物は、医学部管理棟 1 階事務室横に掲示するので、心当たりがある場合は医学科教務担当に申し出ること。なお、高等教育推進機構に届けられた遺失物は機構窓口に出ること。

② 喫煙について

喫煙は喫煙指定場所で行うこと。建物の内外を問わず、当該喫煙指定場所以外の喫煙を禁止する。

③ 空いている教室を使用しないこと。自習は図書館等の定められた場所で行うこと。

学部相談員（令和 4 年度）

氏 名	所属教室 職 名	研 究 室 内線電話	メールアドレス
上 田 佳 代 (うえた かよ)	医学研究院 衛生学教室 教授	医学部中研究棟2階 (C2・108-1) TEL 5066	uedak@med.hokudai.ac.jp
藤 山 文 乃 (ふじやま ふみの)	医学研究院 組織細胞学教室 教授	医学部北研究棟2階 (N2・209-2) TEL 5033	fujiyama@med.hokudai.ac.jp
矢 部 一 郎 (やべ いちろう)	医学研究院 神経内科学教室 教授	医学部中研究棟1階 (C1・110-1) TEL 6028	yabe@med.hokudai.ac.jp

連絡先一覧

※ 1 年次においては学務部内の各担当へ、2 年次進級後は医学部医学科教務担当へ連絡願います。

ダイヤル・イン (011-706-)

担 当				内 線 電 話
学 務 部	教育推進課	全学教育・ 総合教育担当	(機構⑦番窓口)	5083・6098
			(機構⑧⑨番窓口)	5344・5546・5084
	学務企画課	会計担当 (E102室窓口)		5544・5578・7458
	学生支援課	生活支援担当	(機構①-A番窓口)	8073
			(機構①-B・C番窓口)	7532・7469・7467
		学生総合担当	(機構②番窓口)	7460・7454・7453
		学生総合担当 課外活動関係	(機構③番窓口)	7533・7546
		奨学支援担当	(機構④-A番窓口)	8173
			(機構④-B番窓口)	7530・7531・5281
		保健センター事務室担当 (保健センター③番窓口)		5346・5347・5348
		学生相談総合センター事務室担当 (学生交流ステーション2階)		8172
	キャリアセンター			3262・3273・3271・2140
	ラーニングサポート室			7526
	学生相談室			7463
	アクセシビリティ支援室			7473

学 部	担 当	内 線 電 話
医 学 部	医学科教務担当	5005・5006・6097

6 ロッカーの使用について

全学教育科目の履修が終了し、医学部校舎で医学専門コースが始まると、学生1人ずつにロッカーが貸与されますので、注意事項に従って使用してください。

[ロッカー使用の注意事項]

実習に必要な白衣等の保管のために個人別に学生用ロッカーを貸与するので、下記に留意のうえ使用してください。

- ① 場所は下記のとおりです。鍵は備え付けではありませんので、各自用意してください。

医学部図書館2階	2年次1学期～3年次2学期
医学系多職種連携教育研究棟(旧寄宿舎棟)2階	4年次1学期～5年次2学期
医学系多職種連携教育研究棟(旧寄宿舎棟)3階	6年次1学期～6年次2学期

- ② ロッカー室の使用対象者は履修コース・学年により異なりますので、移動時期になりましたら次の使用者が快適に使用できるよう、内部を清掃し、鍵を取り外して受け渡してください。

7 図書館の利用について

(1) 附属図書館(本館・北図書館)

使用については全学の「学生生活の案内」を参照してください。

(2) 医学院・医学部図書館

医学院・医学部には医学・生命科学を中心とした雑誌、図書を収蔵した図書館があります。規則に従って利用してください。

① 開館時間・休館日・利用資格

開 館 時 間		利 用 資 格
平 日	9:00-22:00	・北海道大学の教職員・学生(研究生及び聴講生等を含む)及び名誉教授 ・図書館の利用を申し出た学外者
夏季及び春季休業期間中の平日(8～9月、3月)	9:00-17:00	平日と同じ

休 館 日
土曜・日曜・祝日
年末年始(12月28日～1月4日)

※ 臨時に開館時間を変更または休館する場合は、その都度ホームページ・掲示板等で告知します。

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため、20:00までの短縮夜間開館をしています。

② 特別利用(無人入退館)

利 用 時 間		利 用 資 格
平 日	5:00-9:00	医学院・医学部の学生(2年次以上)等のうち、特別利用を認められた者 (特別利用を希望する方は、事前に所定の申請書を図書館カウンターへ提出してください。)
土曜・日曜・祝日	5:00-22:00	
夏季および春季休業期間中の平日(8～9月、3月)	5:00-9:00、 17:00-22:00	

※ 特別利用は新型コロナウイルス感染症対応のため休止中です。

③ 利用にあたって

- 医学院・医学部図書館に所蔵している資料や複写機・パソコン等の設備は、利用者自身が自由に利用することができます。
- 館内では静粛を保ち、他の利用者に迷惑を及ぼす行為はしないでください。
- 館内は、禁煙です。
- 飲食は原則として禁止ですが、ペットボトル・水筒等の密閉できる容器に入った飲み物に限って、館内に持ち込み飲用することができます。
- 携帯電話・スマートフォンによる通話は、ご遠慮ください。

④ 閲覧と貸出・返却

- 館内閲覧

図書は分類順(デューイの十進分類法)に配架されています。また、国内雑誌は誌名の五十音順、国

外雑誌は誌名のアルファベット順に配架されています。これらの資料は、館内で自由に閲覧することができます。ただし、利用後は元の配架場所に正しく戻してください。

○館外貸出

- ・資料の貸出には「学生証」が必要です。
- ・貸出の範囲

貸出資料	貸出冊数	貸出期間
図書	5冊以内	8日間
雑誌	5冊以内	8日間

- ・資料の貸出を受けた後は、次の事項を必ず守ってください。

* 貸出期間内に返却すること。

* 転貸（また貸し）はしないこと。

* 資料を破損、汚損しないよう気を付けること。

※ 資料を汚損、紛失した時は、同一資料もしくは相当する資料で弁償していただくことがあります。

○貸出期間の延長

貸出を受けた後で期間の延長を希望する方は、カウンターに申し出るか、図書館WEBサービスhttps://opac.lib.hokudai.ac.jp/opac/odr_stat/で手続きしてください。貸出期間内で予約者がいない場合に限り四回まで貸出期間の延長ができます。

○図書の返却

- ・開館時はカウンターに返却してください。
- ・閉館時のみ図書館玄関前の「図書返却ポスト」を利用してください。
- ・返却期限を厳守してください。
- ・返却日を過ぎた場合、新規貸出及び延長はできません。

○貸出のできない資料

- ・下記の資料は館外貸出できません。館内で利用してください。

1. 貴重図書、2. 参考図書、3. 新着雑誌及び未製本雑誌、4. 学位論文、5. その他特に指定した資料

⑤ 蔵書の検索

- ・学内で所蔵する図書・雑誌、及び利用可能な電子ジャーナル・電子ブックを、「北海道大学蔵書目録」で検索できます。https://opac.lib.hokudai.ac.jp/opac_search/
- ・蔵書目録では雑誌論文や図書内容の検索はできません。

⑥ 学内に所蔵していない資料の取り寄せ

- ・学内にご希望の資料がない場合は、他の大学・研究機関等からコピーや図書現物を取り寄せることができます（有料）。所定の申込書に記入の上、カウンターに提出してください。
- ・図書館WEBサービスによりオンラインで申し込むことも可能です。

⑦ レファレンスサービス

- ・調査・研究・学習のため必要な図書・雑誌の所在・書誌情報、その他の事項など不明な点は、カウンターでおたずねください。調査方法の指導、資料の提供等のサービスを行なっています。
- ・ホームページで「文献検索相談・代行サービス」の受付を行っていますのでご利用ください。

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/med/search/>

⑧ データベース・電子ジャーナル・電子ブックの利用

- ・学内に設置されたELMS端末や図書館内のコンピュータを使って、MEDLINE・医中誌などのデータベースや、様々な電子ジャーナル・電子ブックを利用できます。
- ・「リモートアクセスサービス」を利用すれば、自宅等のコンピュータでも学内とほぼ同様にアクセスすることができます。

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/remote-access/>

- ・本学で利用可能なデータベース・電子ジャーナル・電子ブックの一覧を附属図書館及び医学院・医学部図書館のホームページに掲載しています。

○データベース

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/databases/>

○電子ジャーナル

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/e-journals/>

○電子ブック

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/e-books/>

○医学院・医学部図書館ホームページ

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/med/>

- ・データベースの検索方法や、EndNoteなどの文献管理ツールによる効率的な管理方法を短時間で学べる「30分講習会」を行っています。ご希望の方はホームページから申し込んでください。

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/med/guidance/30min/>

⑨ 複写室の利用について

- ・医学院・医学部図書館内の資料は館内のコピー機を使用して複写することができます（有料）。

- ・プリペイドカードは館内の自動販売機で購入できます（100度・300度）。

種 類	台 数	対 応
私費用 コピー機	白黒1台 白黒1台 カラー1台	現金 プリペイドカード プリペイドカード

⑩ ホームページ

<https://www.lib.hokudai.ac.jp/med/>にて各種の情報・サービス等を公開していますので、併せてご利用ください。

⑪ その他

- ・図書館やデータベースなどの利用について分からないことがありましたら、カウンターでおたずねください。
- ・電子メールによる問い合わせも受け付けています。
med@lib.hokudai.ac.jp

(3) 他学部図書室

本学には、附属図書館、医学院・医学部図書館の他にも多数の学部図書室があり、学生証を持参すれば所属に関わらずどの図書室でも利用できます。利用時間等は附属図書館ホームページで確認してください。

<https://www.lib.hokudai.ac.jp>

北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・ 医学部図書館内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部組織運営内規第25条第4項の規定に基づき、北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部図書館（以下「図書館」という。）の運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 図書館は、図書その他の学術情報資料（以下「図書等」という。）の収集、整理及び提供を行うことにより、医学研究院・医学院及び医学部における教育及び研究の進展に資するとともに、広く学術の発展に寄与することを目的とする。

(図書委員会)

第3条 図書館に、医学研究院・医学院・医学部図書委員会を置く。

2 医学研究院・医学院・医学部図書委員会の組織及び運営については、別に定める。

(図書等の種類)

第4条 図書館に所蔵する図書等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書（辞書、事典、便覧、目録、年鑑等）
- (3) 逐次刊行物
- (4) 学位論文
- (5) 貴重図書（19世紀以前の医古書等）
- (6) その他の特殊資料（視聴覚資料等）

(利用の資格)

第5条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 北海道大学の教職員、学生（研究生及び聴講生等を含む。以下同じ。）及び名誉教授
- (2) 図書館の利用を申し出た学外者
- (3) その他医学研究院長（以下「研究院長」という。）が適当と認めた者

(開館時間)

第6条 図書館の開館時間は、9時から22時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究院長が必要であると認めたときは、開館時間を変更することがある。

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項に規定するもののほか、研究院長が必要と認めたときは、臨時に図書館の利用を休止させることがある。

（目録の閲覧）

第8条 図書館に所蔵図書等の目録を置き、利用者の閲覧に供するものとする。

（利用方法等の閲覧）

第9条 図書館は、所蔵資料の利用の方法及び期間に関する定めを利用者の閲覧に供するものとする。

（図書等の閲覧）

第10条 利用者は、図書館の閲覧室及び書庫の図書等を自由に閲覧することができる。

（図書等の貸出し）

第11条 利用者は、所定の手続きを経て図書等の貸出しを受けることができる。ただし、利用者が第5条第2号に掲げる者であるときは、図書等の貸出しを受けることができない。

2 利用者が図書等の貸出しを受けることのできる冊数及び期間は、次の表に掲げるとおりとする。

貸出冊数	貸出期間
図書5冊以内 雑誌5冊以内	8日以内

3 利用者は、貸出を受けた図書等を他の者に転貸してはならない。

（貸出しの制限）

第12条 前条の規定にかかわらず、利用者は、次に掲げる図書等の貸出しを受けることができない。

- (1) 参考図書
- (2) 新着雑誌及び未製本雑誌
- (3) 学位論文
- (4) 貴重図書
- (5) その他特に指定した資料

（貸出し図書等の返却）

第13条 利用者は、貸出しを受けている図書等について、利用済み又は貸出期間が満了したときは、速やかに返却しなければならない。

2 利用者が、利用の資格を失ったときは、貸出しを受けている図書等を速やかに返却しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、研究院長が必要と認めたときは、貸出期間中であっても、貸出資料の返却を求めることがある。

（文献複写等）

第14条 利用者のうち以下に掲げる者は、他機関等の所蔵図書等について、教育、研究又は調査を目的とした文献の複写（以下「文献複写」という。）及び現物貸借を依頼することができる。

- (1) 医学研究院、遺伝子病制御研究所、アイソトープ総合センター、保健センター、脳科学研究教育センター及び環境健康科学研究教育センターの教職員及び研究生並びに北海道大学病院の医科担当の教職員
- (2) 医学部医学科、大学院医学院及び大学院医理工学院の学生
- (3) 医学系事務部の職員
- (4) 名誉教授

2 文献複写の取扱いについては、北海道大学附属図書館文献複写規程（昭和41年海大達第15号）及び北海道大学附属図書館文献複写料金規程（昭和41年海大達第16号）の規定を準用する。

3 他機関等から図書等の現物借用、文献複写等の依頼があったときは、これに応じるものとする。

（参考調査及び情報検索）

第15条 利用者は、次に掲げる事項について、指導等を受けることができる。

- (1) 文献検索上の指導及び助言
- (2) 研究機関、研究者等の調査
- (3) 学術文献の書誌的調査
- (4) 学術文献の所在調査
- (5) 図書等探索の援助

2 利用者は、図書館に設置した情報検索機器を使用して学術文献の検索を行うことができる。

（汚損等の届出義務等）

第16条 利用者は、図書等を汚損若しくは紛失したとき、又は機器その他の設備を損傷したときは、速やかに図書館職員に届け出なければならない。

2 図書等又は機器その他設備を汚損、紛失又は損傷した者には、弁償を求めることがある。

（教室等の保管図書等）

第17条 図書等のうち一般図書は、教室等において二次的に保管し、利用することができる。この場合において、一般図書の保管責任者は、当該教室等の教授とする。

2 前項の二次的保管に係る期間は、原則として1年とする。ただし、研究院長が必要と認めたときは、期間を更新することができる。

（利用の制限）

第18条 図書館の利用については、次に掲げる場合を除

き、制限を行わないものとする。

- (1) 図書等に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあっては、当該図書等（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
 - (2) 図書等の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間、当該図書等の全部又は一部の利用を制限すること。
 - (3) 図書等の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合にあっては、当該原本の一般の利用又は期間を制限すること。
- 2 研究院長は、利用者がこの内規に違反したときは、図書館の利用を制限することができる。

（個人情報の漏えいの防止）

第19条 研究院長は、図書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程（平成17年海大達第65号）の規定に準じて、当該個人情報の漏えい防止のための措置を講じるものとする。

（雑 則）

第20条 この内規に定めるもののほか、図書館の利用に關し必要な事項は、研究院長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院医学研究科・医学部図書館利用内規（平成16年4月1日制定）は廃止する。

北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・ 医学部図書館特別利用要項

（趣旨）

第1条 この要項は、北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部図書館内規（以下「内規」という。）第20条の規定に基づき、北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部図書館（以下「図書館」という。）における特別な利用に關し必要な事項を定めるものとする。

（利用の原則）

第2条 図書館の特別な利用（以下「特別利用」という。）は、原則として學術研究を行う場合に限るものとし、自動入退館管理装置により行うものとする。

（利用者）

第3条 特別利用をすることができる者は、次に掲げる者で、所定の申請書により特別利用者登録をした者（以下「特別利用者」という。）とする。

- (1) 医学研究院（附属教育研究施設を含む。）の教職員及び研究生並びに北海道大学病院の医科担当の教職員
- (2) 医学院及び医理工学院の大学院生
- (3) 次に掲げる研究所等の所属教員及び研究生
 - イ 遺伝子病制御研究所
 - ロ アイソトープ総合センター
 - ハ 保健管理センター
 - ニ 脳科学研究教育センター
 - ホ 環境健康科学研究教育センター
- (4) 医学部医学科の学生
- (5) その他、医学研究院長が適当と認めた者

（利用日及び利用時間）

第4条 特別利用の日及び時間は、平日の午前5時から午前9時まで、土曜日・日曜日・祝日の午前5時から午後10時までとする。ただし、内規第7条第1項第3号及び第2項に規定する期間中は、特別利用を休止する。

（利用の範囲）

第5条 特別利用の範囲は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 施設の利用範囲は、次のとおりとする。
 - イ 閲覧室
 - ロ 書庫
 - ハ 複写室
- (2) 図書館資料の利用範囲は、次のとおりとする。
 - イ 図書館資料の利用は、前号のイ及びロの施設に備えてあるもの。

ロ 図書館資料の閲覧は、全て図書館内での閲覧とし、貸出しは行わない。

ハ 図書館資料の複写は、複写室で複写することができる。

(遵守事項)

第6条 特別利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に定める日時及び第5条に定める範囲において利用すること。
- (2) 特別利用者以外の者を入館させないこと。
- (3) 機器類の取扱いに注意すること。
- (4) 図書館資料の整理整頓を心掛けること。
- (5) 図書館内での喫煙、飲食は行わないこと。

(身分変更の届出)

第7条 特別利用者は、身分に変更のあったときは、直ちに届け出なければならない。

(利用の停止)

第8条 この要項に違反する者については、以降の特別利用を停止することができる。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、特別利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学医学研究科・医学部図書館特別利用要項（平成14年5月23日制定）は、廃止する。

8 医学部医学科学友会と

課外活動について

医学部医学科の教員と学生により構成され、学生相互の親睦を深め、また学生と教員の親睦を図り、会員の教養と健康の向上に資するため活発に活動しています。

学友会に所属する団体には、次のような文化系団体、体育系団体があり、各々活発な活動をしています。行事として運動会や大学祭医学展などの支援も行っています。

また、機関誌として年1回「フラテ」が発行されています。

[公認団体一覧]（令和3年度の例）

団 体 名	
(文化系団体)	
1	フ ラ テ 編 集 部
2	東 洋 医 学 研 究 会
3	IFMSA (国際医学生連盟)
4	アンサンブル・フラテ
5	軽 音 学 部
6	Medical Entrepreneur Training Huddle(METH)

団 体 名	
(体育系団体)	
1	硬 式 庭 球 部
2	ソフトテニス部
3	準 硬 式 野 球 部
4	卓 球 部
5	バスケットボール部
6	サ ッ カ ー 部
7	羽 球 部
8	フ ラ テ 山 の 会
9	アイスホッケー部
10	学友会スキー部
11	剣 道 部
12	漕 艇 部
13	水 泳 部
14	ハンドボール部
15	バレーボール部
16	ゴ ル フ 部
17	弓 道 部
18	医 歯 薬 陸 上 部
19	医 学 部 柔 道 部

○ 北海道大学医学部医学科学友会会則

第1章 総 則

第1条 この会は北海道大学医学部医学科学友会と称し、事務所を北海道大学医学系事務部に置く。

第2条 この会は会員の教養と健康の向上に資し、相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会 員

第3条 この会は、医学研究院（附属教育研究施設を含む。）及び病院の教員（病院の教員については、医学部医学科を担当する者に限る。）並びに医学部医学科の学生で組織する。

第3章 役 員

第4条 この会に会長1名、委員代表1名、委員、幹事及び監査役を置く。

第5条 医学科長を会長とし、会長は会務を総理する。

第6条 委員代表は、医学科教務委員会委員長をもって充て、会長を補佐し、会の円満な運営を図る。

第7条 委員の選出は会員の互選とし、委員は会の企画及び運営に当る。委員の職域別、学年別選出基準は別表に定めるところによる。

第8条 幹事は医学系事務部総務課係長（医学科教務担当）をもって充て、この会の庶務、会計事務を担当する。監査役は医学系事務部総務課長をもって充て、この会の会計を監査する。

第9条 役員の任期は1年とし重任をさまたげない。

第4章 事 業

第10条 この会の目的を達成するために競技会、集会、旅行、会誌発行などを行う。

第11条 「北海道大学学生団体に関する規程」第12条の規定により医学部長に提出された届出書をもって結成された医学部内の体育系及び文化系団体に対して、この会は助成を図り、委員会の協議により助成金を与えることができる。

第5章 会 計

第12条 この会の会計は会員の会費、寄付金その他でこれを支弁する。

第13条 幹事は毎年予算、決算について、委員会に諮った後、会員に報告する。又、第11条の規定により助成金を賦与された体育系及び文化系団体は、年度末までに当該年度における団体の活動の概要と助成金に関する会計報告書をそれぞれの顧問教員（部長）を通じて学友会長に提出するものとする。

第14条 会費は、教授は年4,000円、その他の教員は年2,000円とし、12月に納入するものとする。医学科学生は在学中の会費として12,000円を、入学時に納入するものとする。なお、医学科学生には、学部別入試で医学科に入学した者を含むものとし、その入試には、一般入試の学部別入試に加え、AO入試、帰国子女入試、私費外国人留学生入試のほか国費外国人留学生等も含むものとする。ただし、一般入試前期日程の総合入試で入学し、医学科へ移行した学生並びに2年次第1学期編入学生の在学中の会費は10,000円とする。また、医学科へ移行した学生が会費を納入する時期については、医学科への移行時とする。

第6章 会 議

第15条 この会の決定については、委員会で行う。

第16条 委員会は年1回、5月開催を定例とし、諸般の協議、報告をする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は必要に応じて委員会を招集することができる。

第17条 委員会は第7条に規定する委員をもって構成する。

第7章 会則の変更

第18条 この会則は、委員会において3分の2以上の賛成を得れば変更することができる。ただし、委員会出席不能の場合は、委任状をもって出席にかえることができる。

附 則

この会則は昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この会則は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この会則は昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成19年4月1日から施行する。

ただし、3年次編入学者の在学中の会費は8,000円とする。

附 則

この会則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成24年4月1日から施行する。

ただし、2年次第2学期編入学者の在学中の会費は9,000円とする。

附 則

この会則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は平成29年4月1日から施行する。

別 表

	基 礎	臨 床
教 授	1	1
准教授・講師	1	2
助 教・助手	2	2
学 生	各学年よりそれぞれ2	
計	21名	

○ 北海道大学学生団体に関する規程

〔昭和28年3月6日〕
〔海 大 達 第 2 号〕

第1条 この規程は、北海道大学（以下「本学」という。）の学生で組織する団体（学生自治会及びその連合団体を除く。以下「団体」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 本学において団体を設立しようとするときは、総長の認可を得なければならない。

2 総長は、団体がこの規程に違反したときは、前項の許可を取り消すことができる。

第3条 団体の設立の認可の請求は、別に定める届出書を総長に提出して行われなければならない。

2 団体がその活動を年度を越えて続けようとする場合は、毎年5月末日までに別に定める継続届を総長に提出しなければならない。

3 前項の継続届の提出がない場合は、その団体は解散したものとみなす。

第4条 前条の届出書又は継続届には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 団体の名称、目的及び活動
- (2) 団体の機関、組織、権限及びその役員の選出方法

- (3) 発起人、役員及び構成員の氏名
 - (4) 顧問教員の氏名及びその承諾書
 - (5) 他の学内諸団体又は学外諸団体への加入に関する手続その他これら諸団体との関係
 - (6) 会計に関する事項
- 2 前項の届出書には、誓約書を添付しなければならない。

第5条 前条第1項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに総長に届け出なければならない。

2 他の学内外の諸団体に加入し、又は他の学内外の諸団体と協同する場合は、その旨を遅滞なく総長に届出なければならない。

第6条 団体は毎年少なくとも3回以上例会を開催しなければならない。

2 前項の例会は、会員の3分の2以上及び顧問教員の出席がなければ開催することができない。

3 例会においては、前回の例会以後の団体の活動状況を報告し爾後の団体の活動方針について協議しその報告事項及び決議事項を顧問教員を経て総長に報告しなければならない。

4 8ヶ月以上にわたり前項の報告書の提出がない場合には、総長が特別の事情があると認めるときを除き、当該団体について解散したものとみなす。

第7条 団体に、顧問教員を置く。

2 顧問教員は、本学の教授、准教授又は講師（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号。以下本条において「特任教員就業規則」という。）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授、特任准教授又は特任講師の職にある者を含む。）をもって充てる。ただし、総長が特別の事情があると認めるときは、本学の助教又は助手（特任教員就業規則第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任助教又は特任助手の職にある者を含む。）をもって充てることができる。

第8条 団体が集会を主催し、学内において開催しようとするときは、団体の代表役員は、別に定める様式により次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、団体が団体固有の活動のため平常借用している場所で集会をするときは、この限りでない。

- (1) 集会の日時、場所及び予定される出席人員
- (2) 集会の目的及び活動
- (3) 主催団体の代表役員名
- (4) 顧問教員の承認
- (5) 使用場所管理責任者の使用許可書

2 前項第5号に掲げる使用許可書を届け出る場合は、同項第1号及び第4号に掲げる事項を、当該場所の管理責任者に集会の2日前までに届け出なければならない。

3 団体が集会を主催し、学外においてこれを開催しようとするときは、第1項の規定を準用する。

4 掲示に関しては、別に定めるところによる。

第9条 団体が新聞、雑誌その他の文書を刊行し団体外に頒布する場合は、その1部を総長及び顧問教員それぞれに提出しなければならない。

2 有償をもって頒布される文書は、その刊行の都度総長の許可を受けるものとする。ただし、定期的に刊行される文書であって、あらかじめその刊行頒布が許可されているものについては、この限りでない。

第10条 団体が学内外において金銭上の利益を伴う行為をしようとするときは、別に定める収入支出予算書をあらかじめ総長に提出し許可を受け、又は別に定める収入支出決算書を総長に提出し承認を得なければならない。

2 第11条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第11条 団体がその活動のために学内外の他の団体又は団体以外の学内外の個人からの財政上の援助を受ける場合は、総長に報告しなければならない。

2 団体が前項の規定により財政上の援助を受ける場合又は大学からの財政上の援助を受ける場合は、総長が指名する会計職員の会計監査を受けなければならない。

3 前項の会計職員は、会計監査の結果を総長に報告しなければならない。

4 総長は、前項の報告により、必要と認めるときは、当該団体に対し適宜の措置を講じるものとする。

第12条 団体が、一学部の子学生のみにによって組織される場合においては、当該学部長は、この規程を適用する。

附 則

本規程は、昭和28年4月1日より実施する。

(中 略)

附 則（平成25年4月1日海大達第31号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

○ 北海道大学医学部学生団体心得

〔平成22年9月14日〕
〔医学科教務委員会決定〕

- 一 「北海道大学学生団体に関する規程」並びに『「北海道大学学生団体に関する規程」の運用について』を遵守すること
- 一 安全対策マニュアルを必ず作成し、万が一の事故等に備えること
- 一 未成年の飲酒禁止はこれを徹底すること
- 一 学外での活動（特に市外への移動、宿泊がある場合）においては届出を徹底すること
- 一 移動には公共交通機関を利用すること
ただし、特段の事情がある場合には、別途届け出ること
- 一 スポーツ保険等に全員必ず加入させること
- 一 指定された安全講習会等には、部として必ず参加すること
- 一 一年の活動実績を必ず報告すること
- 一 以上の事項に反した場合は、当学部で審査のうえ、継続を認めないこともありうることを

「北海道大学学生団体に関する規程」の運用について

平成17年1月31日
学部教務委員会決定
最近改正平成23年7月12日

北海道大学学生団体に関する規程（以下「規程」という。）第12条ならびに北海道大学医学部学生団体の公認等に係る基本方針に基づき、医学部の学生団体設立及び継続等の手続きについては、次のとおり扱う。

1. 医学部における団体設立及び団体継続は、毎年4月末日までに医学科教務担当へ必要書類を提出すること。

必 要 書 類	団体設立	団体継続
学生団体設立申請書【様式1】	○	
学生団体継続申請書【様式2】		○
年 間 行 事 予 定【様式3-1】	○	○
前 年 度 活 動 実 績【様式3-2】	○	○
団 体 加 入 者 名 簿【様式4】	○	○
誓 約 書【様式5】	○	○
顧 問 教 員 承 諾 書【様式6】	○	○
収 入 支 出 決 算 書【様式7-1】 ※領収書、出納簿等添付すること。		○
監 査 報 告 書【様式7-2】		○

2. 学生団体名称等の変更手続き

学生団体の名称、顧問教員、団体代表者等を変更する場合は、速やかに学生団体変更届【様式8】を医学科教務担当へ提出すること。

3. 学生団体の遠征等の届出について

学生団体が地方へ遠征等する場合は、学生団体遠征・合宿届【様式9】に参加者名簿並びに行程表（様式任意）を添付し、事前に医学科教務担当へ提出すること。

4. 学生団体の安全対策等について

学生団体は、各団体自ら安全対策マニュアルを作成し、学生団体設立及び継続の手続き時に各団体の規約とともに医学科教務担当へ提出すること。

なお、団体加入者全員は、必ず、学生教育研究災害傷害保険に加入するとともに、スポーツ安全保険（以後「安全保険」とする。）にも加入することとし、学生団体設立及び継続手続き時に安全保険加入者控の写しを医学科教務担当へ提出すること。

また、安全保険については、当該学生団体に直接関連して団体行動するすべての者（マネージャー、他学部学生、他大学学生、ＯＢなどを含む）が加入しなければならない。

あわせて、学生団体の代表（代表がやむを得ない理由により参加できない場合には、代理者の参加でも可）が、必ず参加することと指定された講習会等を欠席した場合には（やむを得ない理由による欠席を除く）、原則、当該学生団体の設立及び継続を取り消すものとする。

5. 例会について

規程第6条における例会については、医学部学生団体にあっては毎年少なくとも1回以上開催することとし、前年度活動実績【様式3-2】への記載により報告すること。

6. 学生団体の休部・解散について

学生団体が、活動を休止または解散する場合は、速やかに学生団体（休部・解散）届【様式10】を医学科教務担当へ提出すること。

7. その他の事項については、規程の総長を医学部長に読み替えて、同規程を適用する。

付 記（平成19年5月8日）

この運用の改正は、平成19年4月1日から実施する。

付 記（平成22年9月14日）

この運用の改正は、平成22年10月1日から実施する。

付 記（平成23年7月12日）

この運用の改正は、平成23年8月1日から実施する。

様式 1

北海道大学医学部学生団体設立申請書

令和 年 月 日

北海道大学医学部長 殿

団体代表者 医学部医学科 年次

氏 名
(署名)

下記団体を設立したのでお届けいたします。

記

団 体 名 称	
部 員 数	
顧問教員名	
目 的	
活 動	
役員の選出方法	
役 員 の 氏 名	
発 起 人 の 氏 名	
会計に関する事項	入会金 一人 (円) 会費 一人月額 (円) 年間一人計 (円)
その他活動資金の 調 達 方 法 等	
設 立 年 月 日	
団 体 規 約	別添 (※安全対策マニュアル含む)

様式 1

公認団体設立理由及びこれまでの主な活動状況

1. 公認団体設立理由

2. これまでの活動状況

3. その他参考事項

令和 年 月 日

設立団体名

団体代表者 医学部医学科 年次

氏 名
(署名)

様式2

北海道大学医学部学生団体継続申請書

令和 年 月 日

北海道大学医学部長 殿

団体代表者 医学部医学科 年次

氏 名
(署名)

下記団体を継続しますのでお届けいたします。

記

団 体 名 称	
部 員 数	
顧 問 教 員 名	
目 的	
活 動	
会計に関する事項	入会金 一人 (円) 会費一人月額 (円) 年間一人計 (円)
その他活動資金の 調 達 方 法 等	
設 立 年 月 日	
団 体 規 約	別 添 (※安全対策マニュアル含む)

様式3-1

年間行事予定

予定行事 (大会等)	時 期	内 容 (大会場所・遠征先等)

前年度活動実績

参加した行事 (大会等)	時 期	内容 (大会場所・遠征先・成績等)

團體加入者名簿

团体名：

No.

[illegible]

様式 5	
誓 約 書	令和 年 月 日
北海道大学医学部長 殿	
_____ を継続するにあたり、 北海道大学学生団体に関する規程並びに北海道大学医学部 学生団体心得を遵守することを誓約いたします。	
団 体 名	医学部医学科 年
団体代表者	
氏 名 (署名)	

様式 5	
誓 約 書	令和 年 月 日
北海道大学医学部長 殿	
_____ を設立するにあたり、 北海道大学学生団体に関する規程並びに北海道大学医学部 学生団体心得を遵守することを誓約いたします。	
団 体 名	医学部医学科 年
団体代表者	
氏 名 (署名)	

様式7-2

監査報告書(例)

医学部長 ○ ○ ○ 殿

平成23年度の○○部収入支出決算書、領収書及び出納簿等を監査した結果、適切に処理、記載されていると認めます。

年 月 日

医学部○○部

顧問 △ △ △ △ △
(署名)

様式8

北海道大学医学部学生団体変更届

北海道大学医学部長 殿

令和 年 月 日

団体代表者 医学部医学科 年次

氏 名
(署名)

下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
☐ 団体名称		
☐ 顧問教員	所属	所属
	職名	職名
	氏名	氏名
☐ 規 約	別添のとおり	別添のとおり
☐ 代 表 者	学年 年次	学年 年次
	氏名	氏名

※ 顧問教員を変更する場合にも承諾書を、代表者を変更する場合にも誓約書を添付すること。

北海道大学医学部学生団体 遠征・合宿届

令和 年 月 日

团体名称

团体代表者	医学部医学科	年次
佐々木 孝	1997	1997
佐々木 孝	1998	1998
佐々木 孝	1999	1999
佐々木 孝	2000	2000
佐々木 孝	2001	2001
佐々木 孝	2002	2002
佐々木 孝	2003	2003
佐々木 孝	2004	2004
佐々木 孝	2005	2005
佐々木 孝	2006	2006
佐々木 孝	2007	2007
佐々木 孝	2008	2008
佐々木 孝	2009	2009
佐々木 孝	2010	2010
佐々木 孝	2011	2011
佐々木 孝	2012	2012
佐々木 孝	2013	2013
佐々木 孝	2014	2014
佐々木 孝	2015	2015
佐々木 孝	2016	2016
佐々木 孝	2017	2017
佐々木 孝	2018	2018
佐々木 孝	2019	2019
佐々木 孝	2020	2020
佐々木 孝	2021	2021
佐々木 孝	2022	2022
佐々木 孝	2023	2023
佐々木 孝	2024	2024
佐々木 孝	2025	2025
佐々木 孝	2026	2026
佐々木 孝	2027	2027
佐々木 孝	2028	2028
佐々木 孝	2029	2029
佐々木 孝	2030	2030
佐々木 孝	2031	2031
佐々木 孝	2032	2032
佐々木 孝	2033	2033
佐々木 孝	2034	2034
佐々木 孝	2035	2035
佐々木 孝	2036	2036
佐々木 孝	2037	2037
佐々木 孝	2038	2038
佐々木 孝	2039	2039
佐々木 孝	2040	2040
佐々木 孝	2041	2041
佐々木 孝	2042	2042
佐々木 孝	2043	2043
佐々木 孝	2044	2044
佐々木 孝	2045	2045
佐々木 孝	2046	2046
佐々木 孝	2047	2047
佐々木 孝	2048	2048
佐々木 孝	2049	2049
佐々木 孝	2050	2050
佐々木 孝	2051	2051
佐々木 孝	2052	2052
佐々木 孝	2053	2053
佐々木 孝	2054	2054
佐々木 孝	2055	2055
佐々木 孝	2056	2056
佐々木 孝	2057	2057
佐々木 孝	2058	2058
佐々木 孝	2059	2059
佐々木 孝	2060	2060
佐々木 孝	2061	2061
佐々木 孝	2062	2062
佐々木 孝	2063	2063
佐々木 孝	2064	2064
佐々木 孝	2065	2065
佐々木 孝	2066	2066
佐々木 孝	2067	2067
佐々木 孝	2068	2068
佐々木 孝	2069	2069
佐々木 孝	2070	2070
佐々木 孝	2071	2071
佐々木 孝	2072	2072
佐々木 孝	2073	2073
佐々木 孝	2074	2074
佐々木 孝	2075	2075
佐々木 孝	2076	2076
佐々木 孝	2077	2077
佐々木 孝	2078	2078
佐々木 孝	2079	2079
佐々木 孝	2080	2080
佐々木 孝	2081	2081
佐々木 孝	2082	2082
佐々木 孝	2083	2083
佐々木 孝	2084	2084
佐々木 孝	2085	2085
佐々木 孝	2086	2086
佐々木 孝	2087	2087
佐々木 孝	2088	2088
佐々木 孝	2089	2089
佐々木 孝	2090	2090
佐々木 孝	2091	2091
佐々木 孝	2092	2092
佐々木 孝	2093	2093
佐々木 孝	2094	2094
佐々木 孝	2095	2095
佐々木 孝	2096	2096
佐々木 孝	2097	2097
佐々木 孝	2098	2098
佐々木 孝	2099	2099
佐々木 孝	2100	2100
佐々木 孝	2101	2101
佐々木 孝	2102	2102
佐々木 孝	21	

氏名(署名)

顧問教員
(署名) 氏名

下記のとおり 遠征・合宿 しますのでお届けいたします。

目的場所				
連絡者等	憲征・合宿先 連絡者等	(憲征・合宿先の住所・電話番号) (連絡員の氏名・携帯等電話番号) TEL 氏名： (年次) TEL		
	留守連絡者 住所・氏名	住所： 氏名： (年次) TEL		
期間	自 令和 至 令和	年 月 日 年 月 日	(日間)	
人員	名 (別紙参加者名簿添付)			
備考	※自家用車を利用する場合には、必ずその理由を記入すること。 ※自家用車の利用(予定)者(同乗者)を別紙名簿に明記すること。			

※ 行程表（様式注意）を添付すること。

遠征・合宿参加者名簿

[illegible]

※電話・住所欄は、団体継続時に提出した内容に変更がなければ、記入不要

令和 年 月 日

北海道大学医学部長 殿

団 体 名： _____

団体代表者名： _____

顧問教員名： _____

医学部学生団体（休部・解散）届

下記理由により、学生団体の活動を（休部・解散）

したいのでお届けいたします。

記

休部・解散年月日：

☐ 休部

（期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）

☐ 解散（令和 年 月 日）（注）☐にチェックして下さい。

休部・解散理由： _____

北海道大学医学部学友会サークル室内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、北海道大学医学部学友会サークル室（医学部食堂に隣接するミーティングルーム含む。以下「学友会サークル室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目 的)

第2条 学友会サークル室は、北海道大学医学部学生の課外活動を助成し、もってその効果を高めることを目的とする。

(管理運営)

第3条 学友会サークル室の管理運営責任者は、医学部長とする。

2 学友会サークル室の管理運営に関する基本的な事項は、医学科教務委員会において審議する。

(使用者の範囲)

第4条 学友会サークル室を使用できる者は、北海道大学学生団体に関する規程第12条の規定により医学部長が認めた医学部公認団体に所属する学生とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が必要と認めた場合には、その他の者についても使用させることができる。

(使用許可)

第5条 学友会サークル室を使用しようとする者は、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けるものとする。

(適正使用)

第6条 学友会サークル室の使用に当たっては、法令、学内諸規程等及びこの内規並びに管理運営責任者が別に定める必要事項を遵守し、適正に使用するものとする。

(委 任)

第7条 この内規に定めるもののほか、学友会サークル室の管理運営に関し必要な事項は、医学科教務委員会の議を経て、管理運営責任者が定める。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

この内規の施行日をもって、北海道大学医学部学生室使用内規は廃止する。

北海道大学医学部学友会サークル室管理運営内規

(趣 旨)

第1条 この要項は、北海道大学医学部学友会サークル室内規第7条の規定に基づき、学友会サークル室の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び用途)

第2条 学友会サークル室に、課外活動のための施設を置き、名称及び用途は次のとおりとする。

- (1) ミーティングルーム
サークルの連絡・打合せ、会議、研修会等
 - (2) 共同機材庫
各種機械・器具及び書籍・書類の保管
 - (3) トレーニングルーム
機械・器具等を用いたトレーニング
 - (4) 更衣室（シャワー室を含む）
体育系団体等の更衣
- 2 前項第1号の施設は1週間毎の使用を認める短期利用の施設（以下「短期使用施設」という。）とし、同項第2号から第4号までの施設は、年度毎に使用を認める長期使用の施設（以下「長期使用施設」という。）とする。
- 3 長期使用施設は、開室時間中は随時使用を認めるものとする。
- 4 各施設の鍵の取扱い及び保管は医学系事務部において行う。共同機材庫等に設置された書庫・ロッカー等の鍵の取扱い及び保管は、各団体において行う。

(使用手続)

第3条 短期使用施設を使用しようとする場合は、原則として使用日の1週間前までに別紙様式1により、長期使用施設を使用しようとする場合は、毎年4月末日までに別紙様式2により願い出て許可を受けるものとする。

(開室日及び開室時間)

第4条 学友会サークル室の開室日及び開室時間は、次のとおりとする。

- (1) 開室日
年末年始の期間(12月28日から翌年1月4日まで)及び清掃等のために必要な臨時の休館日を除き、通年使用とする。

- (2) 開室時間

通年午前7時から午後11時までとする。

(禁止事項)

第5条 学友会サークル室を使用するに当たっては、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に使用し、又は転貸すること。
- (2) 施設、設備、備品等無断で移動し、改廃し、又は新設すること。
- (3) 掲示物等を所定の場所以外に掲出すること。
- (4) 飲酒、喫煙すること。

(遵守事項)

第6条 学友会サークル室を使用するに当たっては、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用期間・時間を厳守すること。
- (2) 火気の取扱い及び火災予防に注意すること。
- (3) 冬期間の使用に当たっては、水道の凍結に注意すること。
- (4) 使用後は、使用施設の消灯及び整理整頓を行うこと。
- (5) その他管理運営責任者の指示に従い、適正な使用に努めること。

(使用許可の取消等)

第7条 使用を許可された者が、北海道大学医学部学友会サークル室内規及びこの内規に違反したときは、その許可を取り消すことがある。

- 2 前項の規定により使用許可を取り消された者あっては、一定の期間、学友会サークル室の使用を認めないことがある。

(事 務)

第8条 学友会サークル室の管理運営に関する事務は、医学系事務部において行う。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月1日から施行する。

北海道大学医学部学友会サークル室短期使用申請書

令和 年 月 日

学友会サークル室管理運営責任者
医 学 部 長 殿

使用団体名

使用責任者 学科・学年 学科 年次

学生番号

氏 名
(自署)

連絡先

顧問教員 氏 名
(自署)

下記のとおり短期使用したいので、許可していただきたく申請します。

なお、使用に当たっては、北海道大学医学部学友会サークル室内規及び同管理運営内規を遵守します。

記

使用施設名	ミーティングルーム.....室
使用日時	月 日 (日) 時 分から 時 分まで
	月 日 (月) 時 分から 時 分まで
	月 日 (火) 時 分から 時 分まで
	月 日 (水) 時 分から 時 分まで
	月 日 (木) 時 分から 時 分まで
	月 日 (金) 時 分から 時 分まで
使用予定人数	月 日 (土) 時 分から 時 分まで
名	
使用目的	

北海道大学医学部学友会サークル室短期使用許可書

令和 年 月 日

申請のあった上記の短期使用について、使用を許可する。

学友会サークル室管理運営責任者

北海道大学医学部学友会サークル室長期使用申請書

令和 年 月 日

学友会サークル室管理運営責任者
医 学 部 長 殿

使用団体名

使用責任者 学科・学年 学科 年次

学生番号

氏 名
(自署)

連絡先

顧問教員 氏 名
(自署)

下記のとおり長期使用したいので、許可していただきたく申請します。

なお、使用に当たっては、北海道大学医学部学友会サークル室内規及び同管理運営内規を遵守します。

記

使用施設名	☐ 共同機材庫.....室 ☐ トレーニングルーム ☐ 男子更衣室 ☐ 女子更衣室 ※使用しようとする施設の□欄にレ印を付してください。
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
使用予定人数	名
使用目的	

北海道大学医学部学友会サークル室長期使用許可書

令和 年 月 日

申請のあった上記の短期使用について、使用を許可する。

学友会サークル室管理運営責任者

第3部 授業担当教員・施設紹介

1 教職員名簿

(令和3年4月1日現在)

※ 全学教育科目は総合教育部便覧を参照のこと。

(1) 医学部医学科(専門教育課程)分

生理系部門

生化学分野

分子生物学教室

教授(兼)	畠山鎮次
講師	及川司
助教	橋本あり
助教	半田悠

医化学教室

教授	畠山鎮次
講師	渡部昌
助教	築山忠維
助教	近藤豪

解剖学分野

解剖発生学教室

教授	渡邊雅彦
准教授	山崎美和子
助教	今野幸太郎

組織細胞学教室

教授	藤山文乃
准教授	岩永ひろみ
講師	小林純子
助教	荻部冬紀

生理学分野

細胞生理学教室

教授	大場雄介
講師	藤岡容一朗
講師	天野麻穂
助教	吉田藍子

神経生理学教室

教授	田中真樹
助教	岡田研一
助教	亀田将史

薬理学分野

神経薬理学教室

教授(兼)	畠山鎮次
講師	大村優
講師	佐藤正晃

細胞薬理学教室

教授(兼)	畠山鎮次
准教授	乗本裕明
講師	堀之内孝広
講師	真崎雄一
助教	東恒仁
助教	周至文

病理系部門

病理学分野

分子病理学教室

教授	谷口浩二
助教	宮武由甲子

腫瘍病理学教室

教授	田中伸哉
准教授	津田真寿美
助教	種井善一
助教	小田義崇

微生物学免疫学分野

免疫学教室

教授	小林弘一
助教	應田涼太

病原微生物学教室

教授	福原崇介
助教	鈴木理滋
助教	田村友和

社会医学系部門

社会医学分野

衛生学教室

教 授	上 田 佳 代
准教授	SEPOSO XERXES TESORO
助 教	新 井 明日奈
助 教	UTTAJUG ATHICHA

公衆衛生学教室

教 授	玉 腰 暁 子
准教授	平 田 匠
助 教	木 村 尚 史

法医学教室

教 授 (兼)	畠 山 鎮 次
講 師	的 場 光太郎

医療政策評価学教室

教 授 (兼)	玉 腰 暁 子
助 教	大 林 由 英

医学統計学教室

教 授 (兼)	畠 山 鎮 次
准教授	横 田 勲

内科系部門

内科学分野

呼吸器内科学教室

教 授	今 野 哲
准教授	鈴 木 雅

免疫・代謝内科学教室

教 授	渥 美 達 也
講 師	中 村 昭 伸
講 師	アメングル プリエコ マリア オルガ

消化器内科学教室

教 授	坂 本 直 哉
講 師	須 田 剛 生
助 教	大 野 正 芳
助 教	FU QINGJIE

循環病態内科学教室

教 授	安 斉 俊 久
准教授	永 井 利 幸

腫瘍内科学教室

助 教	竹 内 啓
助 教	野 口 卓 郎

血液内科学教室

教 授	豊 嶋 崇 徳
准教授	橋 本 大 吾
助 教	中 川 雅 夫
助 教	大 東 寛 幸

放射線科学分野

放射線治療学教室

教 授	青 山 英 史
准教授	加 藤 徳 雄
助 教	打 浪 雄 介

画像診断学教室

教 授	工 藤 與 亮
准教授	平 田 健 司

外科系部門

外科学分野

消化器外科学教室 I

教 授	武 富 紹 信
准教授	本 間 重 紀
講 師	深 井 原
助 教	折 茂 達 也

消化器外科学教室 II

教 授	平 野 聡
准教授	七 戸 俊 明
助 教	中 村 透
助 教	村 上 壮 一

腎泌尿器外科学教室

教 授	篠 原 信 雄
准教授	安 部 崇 重
助 教	村 井 祥 代
助 教	宮 田 遥

心臓血管外科学教室

教 授	若 狭 哲
講 師	新 宮 康 栄
助 教	加 藤 伸 康

侵襲制御医学分野

麻酔・周術期医学教室

教 授	森 本 裕 二
助 教	相 川 勝 洋
助 教	山 本 真 崇

救急医学教室

助 教	和 田 剛 志
-----	---------

専門医学系部門 機能再生医学分野

整形外科科学教室

教 授	岩 崎 倫 政
准教授	高 畑 雅 彦
助 教	照 川 アラー
助 教	山 田 勝 久
助 教	金 佑 泳

再生医療教室

教 授（兼）	岩 崎 倫 政
--------	---------

形成外科学教室

教 授	山 本 有 平
准教授	舟 山 恵 美
助 教	石 川 耕 資

生殖・発達医学分野

小児科学教室

教 授	真 部 淳
講 師	武 田 充 人
助 教	江 川 潔
助 教	SHIMAA SAID MOHAMED ALI ABDRABOU

産婦人科学教室

教 授	渡 利 英 道
准教授	工 藤 正 尊
助 教	董 培 新
助 教	武 田 真 人
助 教	ZHAI TIANYUE

感覚器病学分野

皮膚科学教室

教 授	氏 家 英 之
准教授	夏 賀 健

耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室

教 授	本 間 明 宏
准教授	中 丸 裕 爾
助 教	鈴 木 正 宣

眼科学教室

教 授	石 田 晋
准教授	野 田 航 介
助 教	木 嶋 理 紀

神経病態学分野

精神医学教室

教 授	久 住 一 郎
准教授	朝 倉 聡
准教授	橋 本 直 樹
助 教	豊 島 邦 義
助 教	藤 井 泰

脳神経外科学教室

教 授	藤 村 幹
講 師	山 口 秀
助 教	川 堀 真 人

神経内科学教室

教 授	矢 部 一 郎
准教授	矢 口 裕 幸
助 教	松 島 理 明
助 教	白 井 慎 一

連携医学系部門 医生物学分野

神経生物学教室

教 授	神 谷 温 之
-----	---------

人類進化学教室

教 授（兼）	畠 山 鎮 次
准教授	久 保 大 輔
助 教	中 澤 祐 一

連携研究センター

助 手	中 村 秀 樹
-----	---------

医学教育・国際交流推進センター

教 授	高 橋 誠
講 師	村 上 学
助 教	Goudarzi Houman

死因究明教育研究センター

准教授	田 中 敏
助 教	竹 内 明 子
助 教	原 田 太以佑
助 教	神 繁 樹

クリニカルシミュレーションセンター

准教授	倉 島 庸
-----	-------

医理工グローバルセンター

准教授	橋 本 孝 之
准教授	タ キンキン
准教授	小野寺 康 仁
助 教	KENNETH LEE SUTHERLAND
助 教	西 岡 健太郎

附属動物実験施設

助 教	土 佐 紀 子
助 教	武 井 則 雄

医歯学総合研究棟中央研究部門

助 教	伊 敏
助 教	山野辺 貴 信

(2) 附属教育研究施設等

1) 附属動物実験施設 (施設長：渡邊雅彦教授)

本施設は生命医科学研究の多様化、高度化ならびに急速な進展に対応し、且つ適正な動物実験を実施する場として、昭和47年に設置された医学部及び医学研究院における共同利用施設です。

動物実験に供与される実験動物は齧歯類のマウス、ラットをはじめ、ブタ、ヒツジ等の多種にわたり、10,000匹以上が厳密な飼育管理下で教育・研究に利用されています。また、研究設備としては手術室、マイクロサージェリー室、病原微生物感染実験室、生物リズム室等の特殊な実験室も数多く備えており、実験・研究に極めて大きな役割を果たしています。

施設職員は専任教員(助教2)、技術職員6名で構成され、研究者の多種多様な要望に対応しています、また、専任教員及び施設職員が中心になり、学生・研究室への技術指導として動物実験手技実習も開催しております。

2) 大学病院 (病院長：渥美達也 教授)

本院は大正10年11月に医学部の附属病院として開院されました。

開院当初はわずか3つの診療科(内科、外科、産婦人科)で診療を開始しましたが、遂次拡充され、平成15年10月に歯学部附属病院と統合・改組し、北海道大学病院となりました。現在は、呼吸器内科、リウマチ・腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、腫瘍内科、消化器外科Ⅰ、消化器外科Ⅱ、循環器・呼吸器外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科、形成外科、乳腺外科、救急科、脳神経内科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、皮膚科、精神科神経科、脳神経外科、リハビリテーション科、産科、婦人科、小児科、放射線診断科、放射線治療科、核医学診療科、病理診断科の合計30の医科診療科及び合計12の歯科診療科と病床数944床を有する大病院となりました。

また、中央診療施設等として、検査・輸血部、手術部、放射線部等が設置(下記参照)されています。

各講座の教授は、各診療科の科長を兼務しているほか、中央診療施設等の部長を兼務して、診療・教育・研究にあたっています。

大 学 病 院 (R 4.4.1)

(検査・輸血部)

部 長	教 授	豊 嶋 崇 徳	7213
副部長	講 師	後 藤 秀 樹	7214

(手術部)

部 長	教 授	石 田 晋	5944
副部長	准教授	内 田 洋 介	5727

(放射線部)

部 長	教 授	青 山 英 史	5974
副部長	教 授	工 藤 與 亮	7779
副部長	教 授	箕 輪 和 行	4295

(集中治療部)

部 長	教 授	森 本 裕 二	5979
副部長	講 師	斉 藤 仁 志	5882

(救急部)

部 長	准教授	早 川 峰 司	5736
-----	-----	---------	------

(リハビリテーション部)

部 長	教 授	岩 崎 倫 政	5933
副部長	准教授	池 田 聡	6066

(物流管理センター)

部 長	教 授	武 富 紹 信	5923
副部長	講 師	山 口 秀	5987

(病理部)

部 長	教 授	松 野 吉 宏	7941
副部長	准教授	外 丸 詩 野	5716

(周産母子センター)

部 長	准教授	長 和 俊	5846
副部長	講 師	馬 詰 武	5941

(医療情報企画部)

部 長	准教授	遠 藤 晃	7042
副部長	講 師	伊 藤 豊	6017

(光学医療診療部)

部 長	准教授	小 野 尚 子	5920
副部長	講 師	桑 谷 将 城	5920
副部長	講 師	菊 地 英 毅	5911

(臓器移植医療部)

部 長	准教授	嶋 村 剛	7063
副部長	講 師	堀 田 記世彦	5949
副部長	助 教	大 岡 智 学	6042

(高次口腔医療センター)

部 長	准教授	松 下 和 裕	4283
副部長	准教授	黒 田 真 司	4287

(ダイサージャリーセンター)

部 長	教 授	石 田 晋	5944
-----	-----	-------	------

副部長 准教授 中 丸 裕 爾 5956
 副部長 講 師 南 場 研 一 5944
 (高度無菌治療部)
 部 長 教 授 豊 嶋 崇 徳 7213
 副部長 准教授 橋 本 大 吾 7214
 (臨床遺伝子診療部)
 部 長 教 授 矢 部 一 郎 6028
 (血液浄化部)
 部 長 教 授 篠 原 信 雄 6055
 副部長 講 師 堀 田 記世彦 5949
 (口腔総合治療部)
 部 長 教 授 井 上 哲 4312
 副部長 講 師 飯 田 俊 二 4329
 (生体技工部)
 部 長 教 授 横 山 敦 郎 4268
 副部長 准教授 上 田 康 夫 4274
 (国際医療部)
 部 長 教 授 豊 嶋 崇 徳 7213
 副部長 准教授 SHANE PETER YAMAMURA 4310
 (がん遺伝子診断部)
 部 長 教 授 木 下 一 郎 5551
 (歯科外来手術センター)
 部 長 教 授 菅 谷 勉 4264
 副部長 講 師 高 師 則 行 4329
 (ME 機器管理センター)
 部 長 教 授 安 齊 俊 久 6973
 副部長 MD機器管理部門技師長 太 田 稔 7002
 (超音波センター)
 部 長 教 授 豊 嶋 崇 徳 7213
 副部長 准教授 阿 保 大 介 7779
 副部長 助 教 表 和 徳 5697
 (スポーツ医学診療センター)
 部 長 教 授 近 藤 英 司 5935
 副部長 助 教 門 間 太 輔 5937
 (てんかんセンター)
 部 長 教 授 久 住 一 郎 5969
 副部長 講 師 白 石 秀 明 5954
 (口腔ケア連携センター)
 部 長 准教授 兼 平 孝 4257
 副部長 助 教 高 橋 大 郎 4257
 副部長 助 教 浅 香 卓 哉 4280
 (造血幹細胞移植連携支援センター)
 部 長 教 授 豊 嶋 崇 徳 7213
 副部長 教 授 真 部 淳 5950

(医学物理部)
 部 長 教 授 青 山 英 史 5974
 副部長 准教授 橋 本 孝 之 7798
 副部長 講 師 加 藤 徳 雄
 (腫瘍センター)
 センター長 教 授 篠 原 信 雄 6055
 副センター長 教 授 真 部 淳 5950
 副センター長 教 授 本 間 明 宏 5955
 副センター長 教 授 木 下 一 郎 5551
 副センター長 教 授 青 山 英 史 5974
 (陽子線治療センター)
 センター長 教 授 青 山 英 史 5974
 副センター長 准教授 松 浦 妙 子 5254
 副センター長 准教授 橋 下 孝 之 7798
 (HIV診療支援センター)
 センター長 教 授 豊 嶋 崇 徳 7213
 副センター長 講 師 遠 藤 知 之 7214
 (附属司法精神医療センター)
 センター長 准教授 賀 古 勇 輝
 (薬剤部)
 部 長 教 授 菅 原 満 5680
 副部長 准教授 武 隈 洋 5754
 (医療安全管理部)
 部 長 教 授 南須原 康 行 7030
 副部長 准教授 根 岸 淳 7764
 (高難度新規医療技術管理部)
 部 長 教 授 篠 原 信 雄 6055
 副部長 准教授 内 田 洋 介 5727
 (未承認新規医薬品等管理部)
 部 長 教 授 菅 原 満 5680
 副部長 教 授 本 間 明 宏 5955
 (感染制御部)
 部 長 准教授 石 黒 信 久 5703
 副部長 准教授 佐 藤 淳 4280
 副部長 講 師 遠 藤 知 之 7214
 (栄養管理部)
 部 長 教 授 坂 本 直 哉 5918
 副部長 栄養士長 熊 谷 聡 美 5669
 (企画マネジメント部)
 部 長 教 授 武 富 紹 信 5923
 副部長 事務部次長 西 村 敏 信 5601
 (診療録管理室)
 室 長 教 授 南須原 康 行 7030
 副室長 准教授 遠 藤 晃 7042

(男女共同参画推進室)			
室長	教授	渥美達也	
(医療・ヘルスサイエンス研究開発機構)			
機構長	教授	渥美達也	
副機構長	教授	佐藤典宏	5724
(臨床研修センター)			
センター長	教授	平野聡	5928
医科卒後臨床研修部門長	教授	平野聡	5928
歯科卒後臨床研修部門長	教授	井上哲	4312
歯科卒後臨床研修部門副部門長	講師	飯田俊二	4329
専門研修部門長	教授	平野聡	5928
(地域医療連携福祉センター)			
センター長	教授	今野哲	5908
副センター長	准教授	樋田泰浩	6042
副センター長	講師	佐藤明	4280
(入退院センター)			
センター長	看護部長	岡林靖子	5745
副センター長	副看護部長	鹿内三起子	5747
(地域医療支援センター)			
センター長	教授	石田晋	5944
(先端医療技術教育研究開発センター)			
センター長	准教授	七戸俊明	7714

3) 協力教員等

(1) 大学病院

乳腺外科

教授(兼)	平野聡
講師	竹下卓志
助教	馬場基

リハビリテーション科

助教	松尾雄一郎
----	-------

病理診断科

教授	松野吉宏
准教授	外丸詩野
助教	高桑恵美

臨床研究開発センター

教授	佐藤典宏
教授	伊藤陽一
教授	杉田修
准教授	稲毛富士郎
助教	天野虎次
助教	石田雄介

(2) アイソトープ総合センター

教授(兼)	工藤與亮
-------	------

教授	久下裕司
助教	水野雄貴

(3) 遺伝子病制御研究所

病因研究部門

幹細胞生物学分野

教授	近藤亨
----	-----

分子生体防御分野

教授	高岡晃教
----	------

分子神経免疫学分野

教授	村上正晃
----	------

肝炎ウイルス学分野

教授	森石恆司
----	------

病態研究部門

癌生物分野

准教授	水津太
-----	-----

免疫生物分野

教授	清野研一郎
----	-------

ゲノム医生物学分野

教授	野間健一
----	------

発生生理学分野

教授	茂木文夫
----	------

感染腫瘍学分野

准教授	紙谷尚子
-----	------

疾患制御研究部門

免疫機能学分野

准教授	北村秀光
-----	------

分子間情報分野

教授	田中一馬
----	------

がん制御学分野

教授	園下将大
----	------

生命分子機構分野

教授	野田展生
----	------

分子細胞生物研究室

准教授	岡崎朋彦
-----	------

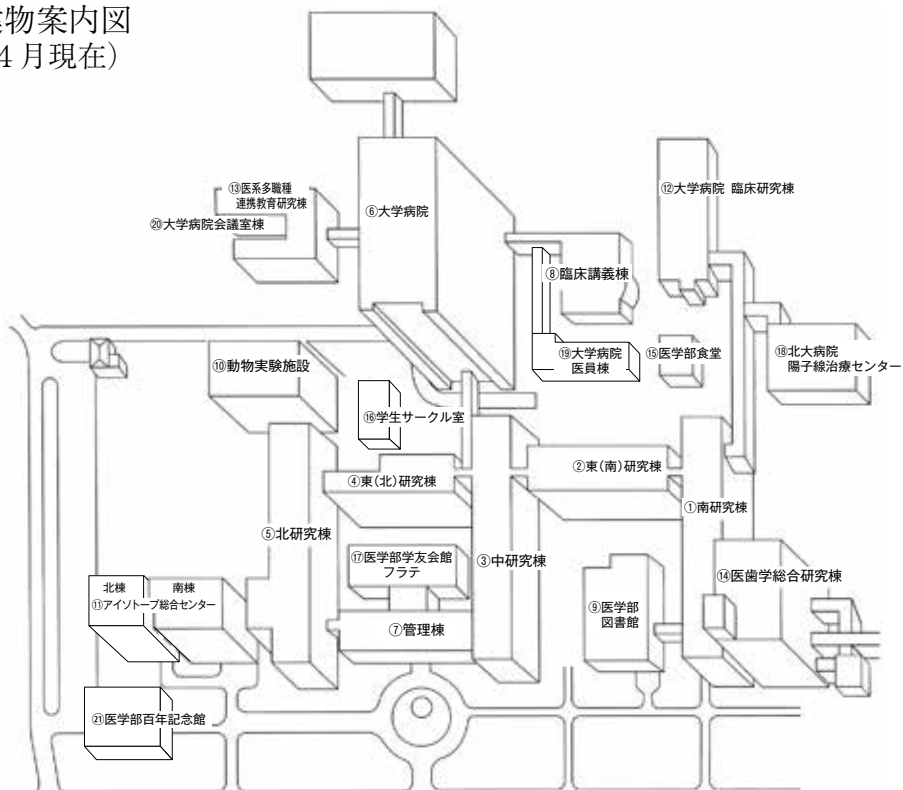
動物実験施設

教授(兼)	清野研一郎
-------	-------

2 建物等図面



医学系建物案内図
(2022年4月現在)



棟別	階	教室等名	棟別	階	教室等名
①南研究棟	5階	消化器外科学Ⅰ 消化器外科学Ⅱ 整形外科学	⑧臨床講義棟	2階	臨床大講堂
	4階	泌尿器外科学 産婦人科学		1階	第3講堂 第4講堂
	3階	皮膚科学 眼科学 脳神経外科学	⑨図書館	3階	第1講堂 第2講堂
	2階	消化器内科学 麻酔・周術期医学 小児科学		2階	学生自習室
	1階	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 産婦人科学			
②東(南)研究棟	5階	神経薬理学 細胞薬理学	⑩動物実験施設		
	4階	形成外科学 循環病態内科学	⑪アイソトープ総合センター		
	3階	免疫・代謝内科学 精神医学	⑫大学病院臨床研究棟	リハビリテーション医学(病)	
	2階	呼吸器内科学 救急医学		乳腺外科学(病)	
	1階	放射線治療学 画像診断学			
③中研究棟	5階	細胞生理学 神経生理学 医学統計学	⑬医系多職種連携教育研究棟		
	4階	分子病理学 腫瘍病理学	⑭医歯学総合研究棟	4階	生理学薬理学実習室 情報学実習室
	3階	免疫学 法医学		3階	組織病理学実習室 生化学細菌学実習室
	2階	衛生学 医療政策評価学 公衆衛生学		2階	電子顕微鏡室
	1階	人類進化学 神経内科学 心臓血管外科学 医学教育・国際交流推進センター		1階	解剖学実習室 法医解剖室
④東北研究棟	5階	神経生物学 医理工学院	⑮医学部食堂(購買部有)		
	4階	放射線医理工学 医理工学院	⑯学生サークル室		
	3階	病原微生物学 死因究明教育研究センター	⑰医学部学友会館フアテ	2階	特別会議室 ホール
	2階	血液内科学		1階	大研修室 ホール
	1階	腫瘍内科学 レギュラトリーサイエンス 広報室			
⑤北研究棟	5階	免疫機能学(遺)	⑰北大病院陽子線治療センター		
	4階	癌生物(遺) ゲノム医生物学(遺) 分子間情報(遺) 発生生理学(遺)	⑱大学病院医員棟		
	3階	幹細胞生物(遺) 分子神経免疫学(遺) 免疫生物学(遺)			
	2階	組織細胞学 解剖発生学 がん制御学(遺)			
	1階	医化学 分子生物学	⑳大学病院会議室棟		
⑥大学病院					
⑦管理棟 1階 医学系事務部(医学科教務担当)					
※遺伝子制御研究所は医学院担当講座のみ記載					

※遺伝子制御研究所は医学院担当講座のみ記載

3 医学部の沿革

あゆみ

明治9年		昭和25年	
8月14日	札幌農学校発足	3月31日	附属医学専門部廃止
明治40年		昭和29年	
9月1日	札幌農学校が東北帝国大学農科大学となる。	4月1日	医学部に薬学科設置 薬学科に薬化学講座設置
大正7年		昭和30年	
4月1日	北海道帝国大学設置 東北帝国大学農科大学は北海道帝国大学農科大学（現農学部）となる。	4月1日	医学部に医学進学課程設置 大学院医学研究科設置
大正8年		昭和30年	
4月1日	北海道帝国大学に医学部設置	7月1日	薬学科に生薬学講座・ 薬品分析化学講座増設
大正9年		昭和30年	
9月15日	看護法講習科設置（以後厚生女学部及び看護学校と名称変更。現北海道大学医学部保健学科）	8月3日	大学院医学研究科に生理系・病理系・社会医学系・内科系・外科系の各博士課程設置
大正10年		昭和31年	
4月22日	医学部附属医院設置 医学部に内科学・外科学・解剖学・生理学・ 医化学・病理学の各講座開設	4月1日	公衆衛生学講座増設 医学部附属診療エックス線技師学校設置 （以後診療放射線技師学校と名称変更、現北海道大学医学部保健学科） 医学部附属温泉治療施設設置 薬学科に薬品製造学講座・衛生化学講座増設
大正10年		昭和33年	
10月1日	産婆養成所設置（以後助産婦学校と名称変更。現北海道大学医学部保健学科）	4月1日	大学院薬学研究科設置 薬学科の講座は、薬化学・薬品分析化学・ 生薬学・薬品製造学・衛生化学・薬剤学・ 薬効学の各講座となる。
大正11年		昭和35年	
4月1日	医学部授業開始	4月1日	麻酔学講座増設
大正11年		昭和37年	
5月16日	細菌学・耳鼻咽喉科学・薬物学・眼科学・ 解剖学第2・同第3・生理学第2・病理学 第2の各講座増設	4月1日	医学部附属癌免疫病理研究施設設置 附属癌免疫病理研究施設に病理部門設置
大正12年		昭和38年	
5月16日	産婦人科学・小児科学・皮膚泌尿器科学・ 法医学・内科学第2・外科学第2の各講座 増設	4月1日	生化学第2講座増設
大正13年		昭和40年	
7月8日	精神病学・衛生学・内科学第3の各講座増設	4月1日	薬学部設置に伴い薬学科分離 脳神経外科学講座増設
大正14年		昭和41年	
5月19日	外科学第3講座増設（昭和23年7月整形外科学講座に名称変更）	4月1日	医学部附属衛生検査技師学校設置（以後臨床検査技師学校と名称変更、現北海道大学医学部保健学科）
昭和11年		昭和42年	
1月20日	医学部附属医院登別分院診療開始	4月1日	附属癌免疫病理研究施設にウイルス部門増設
昭和14年		昭和44年	
5月15日	臨時附属医学専門部設置	4月1日	附属癌免疫病理研究施設は、附属癌研究施設となる
昭和22年		昭和46年	
10月1日	北海道帝国大学は北海道大学となる。	4月1日	附属癌研究施設に生化学部門増設
昭和24年		昭和47年	
1月31日	放射線医学講座増設	5月1日	医学部附属動物実験施設設置
昭和24年		昭和48年	
5月31日	医学部附属医院は医学部附属病院となる	4月27日	循環器内科学講座増設
昭和24年		昭和50年	
6月22日	泌尿器科学講座増設 皮膚泌尿器科学講座は皮膚科学講座となる	4月16日	薬理学講座が薬理学第1講座及び薬理学第2講座となる

昭和54年		平成14年	
4月1日	附属癌研究施設に遺伝部門増設	4月1日	大学院医学研究科医科学専攻（修士課程）設置
昭和58年		平成15年	
4月1日	核医学講座増設	4月1日	生体機能学専攻生体機能構造学講座が機能形態学講座に、病態制御学専攻分子病態制御学講座が病態内科学講座に、高次診断治療学専攻機能回復医学講座が機能再生医学講座に、癌医学専攻癌制御医学講座が癌診断治療学講座に改称
昭和60年		平成15年	
4月1日	臨床検査医学講座増設	10月1日	保健学科設置 医学部附属病院と歯学部附属病院の統合により、北海道大学病院設置
昭和61年		平成18年	
3月31日	附属癌研究施設遺伝部門廃止	4月1日	大学院医学研究科に連携研究センター「フラテ」設置
昭和61年		平成19年	
4月1日	附属癌研究施設に分子遺伝部門増設	4月1日	大学院医学研究科の生体機能学専攻、病態制御学専攻、高次診断治療学専攻、癌医学専攻、脳科学専攻及び社会医学専攻が統合され、医学専攻（生化学講座、解剖学講座、生理学講座、薬理学講座、病理学講座、微生物学講座、予防医学講座、社会医療管理学講座、内科学講座、病態情報学講座、外科学講座、侵襲制御医学講座、機能再生医学講座、生殖・発達医学講座、感覚器病学講座、神経病態学講座、先端医学講座）となった。
昭和62年		平成22年	
5月21日	形成外科学講座増設	9月1日	大学院医学研究科に医学教育推進センター設置
平成4年		平成26年	
4月10日	附属癌研究施設に細胞制御部門増設	4月1日	予防医学講座及び社会医療管理学講座が統合され、社会医学講座となった。
平成5年		平成26年	
4月1日	医学進学課程は医学課程に改称	5月28日	大学院医学研究科附属動物実験施設が完成（改修）。
平成6年		平成27年	
6月24日	医学部附属温泉研究施設が廃止され、リハビリテーション医学講座が増設	8月1日	大学院医学研究科にオートプシーイメージングセンター設置
平成7年		平成28年	
4月1日	神経内科学講座増設 学部一貫教育実施（医学課程廃止）	4月1日	オートプシーイメージングセンターが死因究明教育研究センターに改組 大学院医学研究科にクリニカルシミュレーションセンター設置 大学院医学研究科に医療イノベーションセンター設置
平成8年		平成29年	
3月31日	附属癌研究施設分子遺伝部門が廃止	4月1日	大学院医学研究科が大学院医学研究院・医学院に改組 大学院医理工学院設置
平成8年		平成30年	
5月11日	附属癌研究施設に遺伝子制御部門が増設 附属癌研究施設に客員研究部門として遺伝子治療開発部門が増設 附属病院登別分院が廃止 加齢制御医学講座、生体医工学講座が増設	4月1日	医学教育推進センターが医学教育・国際交流推進センターに改組
平成10年			
4月9日	大学院医学研究科改組 生理系専攻廃止 生体機能学専攻（分子生化学講座、生体機能構造学講座、統合生理学講座、情報薬理学講座）、脳科学専攻（神経機能学講座、神経病態学講座）増設		
平成11年			
4月1日	大学院医学研究科改組 社会医学系専攻廃止 高次診断治療学専攻（病態情報学講座、循環病態学講座、外科治療学講座、機能回復医学講座、侵襲制御医学講座）、社会医学専攻（予防医学講座、社会医療管理学講座）増設		
平成12年			
4月1日	大学院医学研究科改組 病理系専攻、内科系専攻、外科系専攻廃止 病態制御学専攻（病態解析学講座、分子病態制御学講座、生殖・発達医学講座、感覚器病学講座）、癌医学専攻（癌制御医学講座）増設 附属癌研究施設が廃止		
平成13年			
4月1日	医学部附属動物実験施設が大学院医学研究科附属動物実験施設に改組		

歴代医学部長

氏 名	在 任 年 月 日
1. 秦 勉 造 (事務取扱)	大正10. 5.17～大正14.10. 6
2. 今 裕	大正14.10. 7～昭和 4. 3.30
3. 山 崎 春 雄	昭和 4. 3.31～昭和 6. 3. 9
4. 中 村 豊	昭和 6. 3.10～昭和 8. 3. 9
5. 三 輪 誠	昭和 8. 3.10～昭和 8.10.30
6. 山 上 熊 郎	昭和 8.10.31～昭和10.12.15
7. 大 野 精 七	昭和10.12.16～昭和12.12.15
8. 山 崎 春 雄	昭和12.12.16～昭和14.12.15
9. 中 村 豊	昭和14.12.16～昭和16.12.12
10. 真 崎 健 夫	昭和16.12.13～昭和18.12.12
11. 児玉 作左衛門	昭和18.12.13～昭和20.12.27
12. 井 上 善十郎	昭和20.12.28～昭和22.12.27
13. 柳 莊 一	昭和22.12.28～昭和24.12.27
14. 安 田 守 雄	昭和24.12.28～昭和28.12.27
15. 安 保 寿	昭和28.12.28～昭和32.12.27
16. 武 田 勝 男	昭和32.12.28～昭和36.12.27
17. 安 保 寿	昭和36.12.28～昭和38.12.27
18. 安 倍 三 史	昭和38.12.28～昭和42.12.27
19. 諏 訪 望	昭和42.12.28～昭和44.11.19
20. 田 辺 恒 義 (事務取扱)	昭和44.11.20～昭和45. 4.30
21. 高 桑 栄 松 (事務取扱)	昭和45. 5. 1～昭和47. 1. 9
22. 高 桑 栄 松	昭和47. 1.10～昭和51. 1. 9
23. 松 野 正 彦	昭和51. 1.10～昭和52. 5. 5
24. 恩 村 雄 太 (事務取扱)	昭和52. 5. 6～昭和52. 7.15
25. 恩 村 雄 太	昭和52. 7.16～昭和56. 7.15
26. 三 浦 祐 晶	昭和56. 7.16～昭和58. 7.15
27. 相 沢 幹	昭和58. 7.16～昭和62. 7.15
28. 廣 重 力	昭和62. 7.16～平成 3. 4.30
29. 田 邊 達 三	平成 3. 5. 1～平成 5. 3.31
30. 齋 藤 和 雄	平成 5. 4. 1～平成 9. 3.31
31. 井 上 芳 郎	平成 9. 4. 1～平成13. 3.31
32. 西 信 三	平成13. 4. 1～平成17. 3.31
33. 本 間 研 一	平成17. 4. 1～平成21. 3.31
34. 安 田 和 則	平成21. 4. 1～平成23. 3.31
35. 玉 木 長 良	平成23. 4. 1～平成25. 3.31
36. 笠 原 正 典	平成25. 4. 1～平成29. 3.31
37. 吉 岡 充 弘	平成29. 4. 1～令和 3. 3.31
38. 畠 山 鎮 次	令和 3. 4. 1～

歴代 (附属) 病院長

※平成15. 9.30まで 北海道大学医学部附属病院長

平成15.10. 1～ 北海道大学病院長

氏 名	在 任 年 月 日
1. 秦 勉 造 (事務取扱)	大正10. 5.17～大正10.10. 7
2. 有 馬 英 二	大正10.10. 8～大正14. 3.13
3. 越 智 貞 見	大正14. 3.14～昭和 4. 3.12
4. 香宗我部 寿	昭和 4. 3.13～昭和 6. 3.10
5. 大 野 精 七	昭和 6. 3.11～昭和 8. 3.10
6. 永 井 一 夫	昭和 8. 3.11～昭和10.12.16
7. 志 賀 亮	昭和10.12.17～昭和12.12.16
8. 中 川 論	昭和12.12.17～昭和14.12.16
9. 柳 莊 一	昭和14.12.17～昭和16.12.12
10. 西 川 義 英	昭和16.12.13～昭和18. 3.30
11. 永 井 一 夫	昭和18. 3.31～昭和18.12.12
12. 中 川 論	昭和18.12.13～昭和20.12.27
13. 猿 渡 二 郎	昭和20.12.28～昭和22.12.27
14. 岩 下 健 三	昭和22.12.28～昭和24.12.27
15. 奥 田 義 正	昭和24.12.28～昭和26.12.27
16. 山 田 豊 治	昭和26.12.28～昭和28.12.27
17. 三 上 二 郎	昭和28.12.28～昭和30.12.27
18. 高 杉 年 雄	昭和30.12.28～昭和32.12.27
19. 小 川 玄 一	昭和32.12.28～昭和36.12.27
20. 藤 山 英 寿	昭和36.23.28～昭和38.12.27
21. 諏 訪 望	昭和38.12.28～昭和40.12.27
22. 島 啓 吾	昭和40.12.28～昭和42.12.27
23. 若 林 勝	昭和42.12.28～昭和44.11.19
24. 山 田 尚 達 (事務取扱)	昭和44.11.20～昭和45. 4.30
25. 三 浦 祐 晶 (事務取扱)	昭和45. 5. 1～昭和46. 6.29
26. 山 田 尚 達 (事務取扱)	昭和46. 6.30～昭和46. 7.16
27. 三 浦 祐 晶	昭和46. 7.17～昭和47. 1. 9
28. 三 浦 祐 晶 (事務取扱)	昭和47. 1.10～昭和51. 1. 9
29. 白 石 忠 雄	昭和51. 1.10～昭和53. 1. 9
30. 杉 江 三 郎	昭和53. 1.10～昭和55. 1. 9
31. 辻 一 郎	昭和55. 1.10～昭和57. 1. 9
32. 松 野 誠 夫	昭和57. 1.10～昭和61. 1. 9
33. 寺 山 吉 彦	昭和61. 1.10～昭和62. 4.30
34. 松 宮 英 視 (事務取扱)	昭和62. 5. 1～昭和62. 7.15
35. 松 宮 英 視	昭和62. 7.16～平成元. 3.31
36. 田 邊 達 三	平成元. 4. 1～平成 3. 3.31
37. 宮 崎 保	平成 3. 4. 1～平成 5. 3.31
38. 大 浦 武 彦	平成 5. 4. 1～平成 7. 3.31
39. 阿 部 弘	平成 7. 4. 1～平成 9. 3.31
40. 川 上 義 和	平成 9. 4. 1～平成11. 3.31
41. 藤 本 征一郎	平成11. 4. 1～平成13. 3.31
42. 加 藤 紘 之	平成13. 4. 1～平成15. 3.31
43. 杉 原 平 樹	平成15. 4. 1～平成17. 3.31
44. 宮 坂 和 男	平成17. 4. 1～平成19. 3.31
45. 浅 香 正 博	平成19. 4. 1～平成22. 3.31
46. 福 田 論	平成22. 4. 1～平成25. 3.31
47. 寶 金 清 博	平成25. 4. 1～平成31. 3.31
48. 秋 田 弘 俊	平成31. 4. 1～令和 4. 3.31
49. 渥 美 達 也	令和 4. 4. 1～

第4部 規 程

1. 北海道大学通則

〔平成7年4月1日〕
海大達第2号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、平和的民主的な国家社会の形成に寄与することを目的とし、かつ、最高の教育機関として国家社会の向上を図り、もって人類の永遠の平和と福利に貢献することをその使命とする。

(学部及び学科又は課程)

第2条 本学に、次の学部及び学科又は課程を置く。

- 文 学 部 人文科学科
- 教育学部 教育学科
- 法 学 部 法学課程
- 経済学部 経済学科、経営学科
- 理 学 部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科、地球惑星科学科
- 医 学 部 医学科、保健学科
- 歯 学 部 歯学科
- 薬 学 部 薬科学科、薬学科
- 工 学 部 応用理工系学科、情報エレクトロニクス学科、機械知能工学科、環境社会工学科
- 農 学 部 生物資源科学科、応用生命科学科、生物機能化学科、森林科学科、畜産科学科、生物環境工学科、農業経済学科
- 獣医学部 共同獣医学課程
- 水産学部 海洋生物科学科、海洋資源科学科、増殖生命科学科、資源機能化学科

2 各学部の学生の収容定員は、別表のとおりとする。

(共同教育課程)

第2条の2 前条第1項の学科又は課程のうち、獣医学部共同獣医学課程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第43条第1項の共同教育課程とし、本学及び帯広畜産大学が共同して教育課程を編成するものとする。

(現代日本学プログラム課程)

第2条の3 本学に、第46条に規定する外国人留学生のための学位プログラムとして、現代日本学プログラム課程（以下「現代日本学プログラム」という。）を置く。

(インテグレイテッドサイエンスプログラム)

第2条の4 本学に、第46条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして、インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

(学部への進級)

第3条 本学に入学した第1年次の学生に係る修学指導、学籍管理等については、国立大学法人北海道大学高等教育推進機構（以下「機構」という。）において行うこととし、第1年次において所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した学生は、第2条第1項に掲げる学部に進級するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現代日本学プログラムの第1年次の学生に係る進級は、別に定めるところによる。

3 第2年次以降に所属する学部、学科等の決定は、別に定めるところによる。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第2章 学 部

第1節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

4 学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、第2項に定める各学期を分けて、授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

第6条 授業を行わない日（以下この条において「休業日」という。）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、学部、機構及び現代日本学プログラムにおいてそれぞれ別に定める。

3 前2項に定めるもののほか、臨時の休業日は、その都度総長が定める。

4 第1項の規定にかかわらず、学部、機構及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあっては、6年とする。

(在学年限)

第8条 在学年限は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあっては、12年とする。

2 学部（第1年次の学生にあっては、本学）及び現代日本学プログラムにおいて必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等において在学することのできる年限を定めることができる。

第3節 入 学

(入学等の時期)

第9条 入学、再入学、転入学、編入学及び転部の時期は、4月とする。ただし、学部又は現代日本学プログラムが必要と認めるときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高専課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第11条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに、別に定める書類に第35条第1項第1号に規定する検定料を添えて本学に提出しなければならない。

(入学試験)

第12条 前条の規定により入学出願手続を行った者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験については、別に定める。

(入 学)

第13条 前条に規定する入学試験を受験した者に対して、総長は、北海道大学入学者選抜委員会の議を経て、合格及び不合格の決定を行う。

2 前項の規定により入学試験に合格した者で、所定の期日までに、別に定める書類を提出したもののうち、第35条第1項第2号に規定する入学料を納付した者又は第36条第1項の規定による入学料の免除若しくは同条第2項の規定による入学料の徴収の猶予を申請した者に対して、総長が入学を許可する。

(編入学等の資格)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、学部又は現代日本学プログラムにおいて選考し、当該

学部教授会（現代日本学プログラムにあっては、現代日本学プログラム課程運営委員会。第15条第1項において同じ。）の議を経て、総長が入学を許可することができる。

- (1) 本学の中途退学者で再び同一の学部に入學を志願する者
 - (2) 他の大学に2年以上在學し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在學し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、入學を志願する者
 - (3) 本学若しくは他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入學を志願する者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、入學を志願する者
 - (5) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、入學を志願する者
 - (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、入學を志願する者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、入學を志願する者
 - (8) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高学部を含む。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、入學を志願する者
- 2 前項に規定する者のほか、他の大学に1年以上在學し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に13年以上在學し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、法学部の第2年次に入學を志願する者については、法学部において、選考の上入學を許可することができる。

（転入学）

第15条 他の大学から本学に転入学を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部及び現代日本学プログラムにおいて選考し、当該学部の教授会の議を経て、総長が入学を許可することができる。ただし、当該学部別段の定めがある場合は、欠員がないときにあっても入学を許可することができる。

2 転入学を志願する者は、その際所属する大学の学部長又は学長の許可証を願書に添えなければならない。

（編入学等の入学出願手続等）

第16条 第11条及び第13条の規定は、前2条の規定により入學する場合に準用する。

（転部）

第16条の2 一の学部の学生であつて他の学部転部を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、学部において選考の上、学部長が転部を許可することができる。ただし、当該学部別段の定めがある場合は、欠員がないときにあつても転部を許可することができる。

2 転部を志願する者は、その際所属する学部の長の許可証を願書に添えなければならない。

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針）

第16条の3 本学は、本学、学部、学科又は課程及び現代日本学プログラムの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部、学科又は課程及び現代日本学プログラムの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第17条 教育課程は、次に掲げる授業科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 教養科目
- (2) 基礎科目
- (3) 専門科目
- (4) 国際交流科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目区分として日本語に関する科目を置くことができる。

3 第1項第1号及び第2号並びに前項の授業科目区分

の授業科目のうち、複数学部の学生（第1年次の学生を含む。）を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を全学教育科目（獣医学部共同獣医学課程においては、一般教養教育科目）と称する。

4 第1項第3号の授業科目区分の授業科目のうち、複数学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目を専門横断科目と称する。

5 授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、学部及び現代日本学プログラムの定めるところによる。

6 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は現代日本学プログラムが定める時間の授業をもって1単位とする。

7 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

8 第3項の全学教育科目に関し必要な事項は、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号）の定めるところによる。

9 第4項の専門横断科目に関し必要な事項は、北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）の定めるところによる。

10 第1項第4号の国際交流科目に関し必要な事項は、北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）の定めるところによる。

（授業の方法）

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（成績評価基準等の明示等）

第17条の3 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第17条の4 学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（履修科目登録の上限）

第17条の5 学部、機構及び現代日本学プログラムは、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 学部、機構及び現代日本学プログラムは、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位の授与）

第18条 学部、機構及び現代日本学プログラムは、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（他学科又は他学部における授業科目の履修）

第18条の2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断

科目並びに国際交流科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、学部定めるところによる。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては、学部の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第19条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定の実施に当たっては、当該大学又は短期大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。
- 3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条の2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学等における単位等)

第19条の3 学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果その他文部科学大臣が別に定める学修の成果について、当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第19条第3項、前条第1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い)

第20条 学部において教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条第1項若しくは短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条第1項に規定する科目等履修生（第4項及び第43条において単に「科目等履修生」という。）として履修した授業科目について修得した単位又は大学設置基準第31条第2項若しくは短期大学設置基準第17条第2項に規定する特別の課程履修生として履修した学校教育法第105条に規定する特別の課程について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部において教育上有益と認めるときは、新たに本学の第1年次に入学した学生が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第3項、第19条の2第1項、前条第1項及び第28条第2項の規定により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 本学における科目等履修生（大学又は短期大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が新たに本学に入学する場合において、当該単位の修得により一の学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案し、当該学部が定める期間を教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(編入学生等の既修得単位等及び在学年数の取扱い)

第21条 第14条又は第15条の規定により入学を許可された者の、入学前に本学、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位又は専修学校の専門課程、高等学校の専攻科

の課程若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果は、その一部又は全部を当該学部教授会の議を経て、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学部において、教育上有益と認めるときは、前項に規定する者が、入学前に行った第19条の2第1項に規定する学修（前項の規定を適用したものを除く。）を、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることのできる単位数については、前条第3項の規定を準用する。

3 第1項に規定する者の入学前の本学、他の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校の専攻科の課程又は外国の大学若しくは短期大学における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本学における在学年数に算入することができる。

第5節 休学、転学、留学、退学、除籍及び懲戒 (休学)

第22条 学生が疾病その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事由の場合は詳細な事由書を添えて当該学部長（第1年次の学生にあっては国立大学法人北海道大学高等教育推進機構長、現代日本学プログラムの学生（第1年次の学生を除く。）にあっては現代日本学プログラム課程長。以下この節及び第40条第2項において同じ。）に提出し、その許可を得て、当該学年の終わりまで休学することができる。

第23条 疾病その他の事由により、修学が不適当と認められる学生に対しては、当該学部長は、休学を命ずることがある。

(復学)

第24条 休学している学生が、休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該学部長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(休学期間)

第25条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程にあっては、6年を超えることができない。

2 第8条第2項の規定は、休学期間について準用する。

(休学期間の取扱い)

第26条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(他大学への転学)

第27条 学生が他の大学に転学を志願するときは、事由を記した書類を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び学修の成果の取扱いについて準用する。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

(退学)

第29条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部の教授会（第1年次の学生に係るものにあっては国立大学法人北海道大学高等教育推進機構総合教育委員会、現代日本学プログラムの学生（第1年次の学生を除く。）に係るものにあっては現代日本学プログラム課程運営委員会。次条において同じ。）の議を経て、総長が除籍する。

(1) 第8条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。

(2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。

(3) 第36条第5項又は第7項の規定により納付すべき入学科を納付しないとき。

(4) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

(懲戒)

第31条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学部の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の学部（現代日本学プログラムを含む。）にいるとき及び第1年次の学生が含まれるときは、当該学部の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第32条 停学期間は、在学年数に算入しない。

（第1年次の学生に関する読み替え）

第32条の2 第18条の2から第20条まで及び第28条の規定は、第1年次の学生（現代日本学プログラムの学生を除く。）の授業科目の履修等について準用する。この場合において、第18条の2第1項、第19条から第20条まで及び第28条中「学部において」とあるのは「本学において」と、第18条の2第1項中「他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目」とあるのは「国際交流科目」（インテグレイテッドサイエンスプログラムを履修する学生にあっては「学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目」と、同条第2項中「学部」とあり、第19条から第19条の3まで及び第20条第1項から第3項まで中「当該学部」とあるのは「本学」と読み替えるものとする。

（現代日本学プログラムの学生に関する読み替え）

第32条の3 第18条の2から第21条まで及び第28条の規定は、現代日本学プログラムの学生の授業科目の履修等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第18条の2第1項、 第19条第1項、 第19条の2第1項、 第19条の3第1項、 第20条第1項、 第20条第2項、 第21条第2項、 第28条第1項	学部において	現代日本学プログラムにおいて
第18条の2第1項	他の学科又は他の学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目	学部の専門科目及び専門横断科目並びに国際交流科目
第18条の2第2項、 第18条の2第3項	学部	現代日本学プログラム
第19条第3項、 第19条の2第1項、 第19条の3第2項、 第20条第1項、 第20条第2項、 第20条第3項、 第20条第4項、 第21条第2項	当該学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	一の学部	現代日本学プログラム
第20条第4項	教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会
第21条第1項、 第21条第3項	当該学部の教授会	現代日本学プログラム課程運営委員会
第21条第1項	当該学部における	現代日本学プログラムにおける

第6節 卒業及び学位

（卒業）

第33条 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、当該学部の教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。

2 本学に第7条に規定する年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した現代日本学プログラムの学生に対しては、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定する。

3 前2項の単位のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に124単位を超える単位の修得が必要な場合において、同項に規定する授業以外の方法により64単位以上を修得しているときは、この限りでない。

（早期卒業）

第33条の2 医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び獣医学部共同獣医学課程を除き本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められ、かつ、当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

2 本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた現代日本学プログラムの学生に対しては、前条第2項の規定にかかわらず、現代日本学プログラムの定めるところにより、現代日本学プログラム課程運営委員会の議を経て、総長が卒業を認定することができる。

（学 位）

第34条 前2条の規定により卒業を認定した者に対し、総長が学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第7節 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額）

第35条 本学における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 17,000円
- (2) 入学料 282,000円

(3) 授業料の年額 535,800円

- 2 本学の入学選抜において、出願書類による選抜(以下この項及び第41条第1号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項及び第41条第1号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。
- 3 現代日本学プログラム及びインテグレイテッドサイエンスプログラムにおける入学選抜に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、5,000円とする。
- 4 第14条及び第15条に規定する編入学等及び転入学に係る検定料の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、30,000円とする。

(入学料の免除及び徴収の猶予)

- 第36条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することができる。
- 2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。
- 3 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者に対しては、入学料の免除又は徴収の猶予の許可又は不許可が決定するまでの間は、入学料の徴収を猶予する。
- 4 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 5 入学料の免除又は徴収の猶予を申請した者が、入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。
- 7 入学料の徴収を猶予された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収

の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

- 第37条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期(毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。)及び後期(毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。)の2期に区分して納付するものとし、前期にあつては5月、後期にあつては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文に規定する納付の時期を延期し、又は本人の願い出により、同項本文に規定する額を分割して納付させることができる。
- 2 納付期限は、別にこれを定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(休学者の授業料)

- 第38条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは、その期分の授業料を免除する。
- 2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学するときの授業料の免除の取扱いについては、別に定める。
- 3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期の中途において復学した場合は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する者の授業料)

- 第38条の2 特別の事情により、学年の途中で卒業する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、卒業する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、学年の途中で卒業する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(退学者等の授業料)

- 第39条 前期又は後期の中途において退学し、又は退学

を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第40条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、事由を付して当該学部長を経て総長に申請しなければならない。

- 3 授業料の免除を許可される者は、各期ごとに定める。

- 4 授業料の免除を申請した者に対しては、授業料の全部又は一部の免除の許可又は不許可が決定するまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

- 5 授業料の免除を申請した者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

- 6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

- 7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の還付)

第41条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 本学の入学者選抜において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となったとき 第35条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (2) 大学入学共通テストを受けた者に対して行う本学の入学者を選抜するための試験において、検定料を納付した者が、当該試験の受験に必要な大学入学共通テストの科目を受験しなかったことが明らかとなった場合 第35条第2項に定める第2段階目の選

抜に係る額に相当する額

- (3) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額

- (4) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料に相当する額

第8節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、日本語研修生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第42条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生に関して必要な事項は、北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定めるところによる。

(科目等履修生)

第43条 本学において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は、学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるもののほか、機構において特定の専門横断科目を履修し、単位を修得しようとする本学の学生以外の者がある場合は、機構において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第44条 本学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生がある場合は、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学部において、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるもののほか、次に掲げる場合は、機構において、特別聴講学生として許可することができる。

- (1) 本学において特定の全学教育科目又は専門横断科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の学生がある場合であって、当該大学との協議に基づく

とき。

- (2) 北海道大学短期留学プログラム規程（平成9年海大達第48号）に基づき、本学において国際交流科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合であって、当該大学との協議に基づくとき。
- (3) Hokkaido ユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施する Hokkaido サマー・インスティテュートに係る専門横断科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合。
- (4) 本学において専門横断科目又は国際交流科目のうち日本語、日本文化及び日本事情に関する特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする外国の大学の学生がある場合であって、当該大学との協議に基づくとき。
- 3 前項第4号に掲げる場合における特別聴講学生は、日本語・日本文化研修生と称する。
- 4 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 5 特別聴講学生に係る授業料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。
- 6 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとに、本学が指定する日までに納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号）に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 7 特別聴講学生に係る既納の授業料は、還付しない。

（日本語研修生）

第44条の2 本学において日本語教育プログラムを受講しようとする外国の国籍を有する者がある場合は、機構において、日本語研修生として許可することができる。

（研究生）

第45条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者がある場合は、当該学部において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第46条 外国人であって第12条、第14条又は第15条の規

定によらないで本学に入学を志願する者がある場合は、支障のないときに限り、外国人留学生（この条において「留学生」という。）として選考の上、総長が入学を許可することができる。

- 2 留学生として入学できる者の資格は、別に定める。
- 3 第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、入学料及び授業料を徴収しないことができる。
- 4 留学生は、定員外とすることができる。

第2章の2 特別の課程

第46条の2 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第3章 教育職員免許

第47条 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する基礎資格を取得し、かつ、専門科目について所要の単位を修得した者は、同法に規定する教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項に規定する所要資格の取得方法及び取得することができる教育職員免許状の種類については、教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程（昭和51年海大達第29号）の定めるところによる。

第4章 公開講座

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座講習料の額は、検定料等規程の定めるところによる。
- 3 公開講座講習料は、受講の申込みをするときに納付しなければならない。
- 4 既納の公開講座講習料は、還付しない。

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に本学

在学者の属する年次に入学する者（以下「平成7年度以降編入学生」という。）については、改正後の北海道大学通則（以下「新規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 教養部は、新規程の規定にかかわらず、平成7年3月31日に一般教育課程、医学課程又は歯学課程に在学する者（以下「教養部在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に教養部在学者の属する年次に入学する者が、当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 文学部の哲学科、史学科、文学科及び行動科学科、理学部化学第二学科、工学部の精密工学科及び電気工学科並びに水産学部の水産増殖学科、水産食品学科、水産化学科及び漁業学科は、新規程第2条の規定にかかわらず、本学在学者及び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 平成4年4月1日以降に改組を行った学科の改組前の学科については、本学在学者及び平成7年度以降編入学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

6 平成22年度から令和9年度までの医学部医学科及び医学部の入学定員及び収容定員並びに全学部の入学定員及び収容定員の総計は、別表の規定にかかわらず、次の各号の表のとおりとする。

(1) 医学部医学科

年 度	入学定員	収容定員
平成22年度	107	612
平成23年度	107	624
平成24年度	107	636
平成25年度	107	648
平成26年度	107	660
平成27年度から令和4年度まで	107	667
令和5年度	100	660
令和6年度	100	653
令和7年度	100	646
令和8年度	100	639
令和9年度	100	632

(2) 医学部

年 度	入学定員	収容定員
平成22年度	287	1,372
平成23年度	287	1,384
平成24年度	287	1,396
平成25年度	287	1,408
平成26年度	287	1,420
平成27年度から平成28年度まで	287	1,427
平成29年度	287	1,407
平成30年度から令和4年度まで	287	1,387
令和5年度	280	1,380
令和6年度	280	1,373
令和7年度	280	1,366
令和8年度	280	1,359
令和9年度	280	1,352

(3) 全学部の総計

年 度	入学定員	収容定員
平成22年度	2,492	10,532
平成23年度	2,485	10,567
平成24年度	(2,525) 2,485	(10,612) 10,572
平成25年度	(2,525) 2,485	(10,657) 10,577
平成26年度	(2,525) 2,485	(10,702) 10,582
平成27年度	(2,525) 2,485	(10,732) 10,572
平成28年度	(2,525) 2,485	(10,755) 10,555
平成29年度	(2,525) 2,485	(10,775) 10,535
平成30年度から令和4年度まで	(2,525) 2,485	(10,755) 10,515
令和5年度	(2,518) 2,478	(10,748) 10,508
令和6年度	(2,518) 2,478	(10,741) 10,501
令和7年度	(2,518) 2,478	(10,734) 10,494
令和8年度	(2,518) 2,478	(10,727) 10,487
令和9年度	(2,518) 2,478	(10,720) 10,480

附 則（平成8年4月1日海大達第14号）

- この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 工学部機械工学第二学科は、改正後の北海道大学通

則第2条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成8年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成9年4月1日海大達第14号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 工学部の建築工学科及び衛生工学科は、改正後の北海道大学通則第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び平成9年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成9年6月12日海大達第49号）

この規程は、平成9年6月12日から施行する。

附 則（平成10年4月1日海大達第28号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日海大達第20号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月29日海大達第48号）

この規程は、平成11年9月29日から施行する。

附 則（平成12年4月1日海大達第21号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日海大達第136号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月1日海大達第30号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月25日海大達第80号）

この規程は、平成13年7月25日から施行する。

附 則（平成14年4月1日海大達第28号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日海大達第8号）

この規程は、平成15年3月19日から施行し、平成15年3月7日から適用する。

附 則（平成15年9月17日海大達第55号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月15日海大達第118号）

この規程は、平成15年10月15日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則（平成15年12月17日海大達第122号）

この規程は、平成15年12月17日から施行する。ただし、改正後の第41条第1号の規定は平成14年4月1日から、改正後の第3条第1項の規定は平成15年10月1日から適

用する。

附 則（平成16年4月1日海大達第73号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）に係る授業料の額及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学した者に係る授業料の額は、改正後の第35条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月22日海大達第268号）

この規則は、平成16年12月22日から施行する。ただし、改正後の第44条第4項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日海大達第44号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 工学部の材料工学科、応用化学科、情報工学科、電子工学科、システム工学科、応用物理学、原子工学科、機械工学科、土木工学科、建築都市学科、環境工学科及び資源開発工学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成17年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年10月4日海大達第225号）

この規則は、平成17年10月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年1月23日海大達第1号）

- 1 この規則は、平成18年1月23日から施行する。ただし、第46条第3項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する外国人留学生（以下この項において「本学在学者」という。）に係る定員及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学した外国人留学生に係る定員は、改正後の第46条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日海大達第23号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部の総合薬学科並びに水産学部の水産海洋科学科、海洋生産システム学科、海洋生物生産科学科及び海洋生物資源化学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成18年3月31日に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成19年1月22日海大達第1号）

- 1 この規則は、平成19年1月22日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第17条の3を第17条の4とし、第17条の2の次に1条を加える改正規定及び第18条第2項を削る改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き在学する者及びこの規則の施行日の前日までに入学手続を終了した者の除籍については、改正後の第30条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日海大達第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度における改正後の別表の規定の適用については、医学部の項中「5」とあるのは「10」とし、「25」とあるのは「30」とし、総計の項中「75」とあるのは「80」とし、同表備考第3号中「第2年次編入学定員」とあるのは「第2年次編入学定員5名及び第3年次編入学定員5名」とする。

附 則（平成19年11月1日海大達第260号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、改正後の第14条第1項第4号の規定は平成17年10月1日から、改正後の第1条の規定は平成18年12月22日から適用する。

附 則（平成19年12月26日海大達第267号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定、第17条の見出しの改正規定、同条第5項第2号の次に1号を加える改正規定、第17条の4を第17条の5とする改正規定、第17条の3の改正規定及び同条を第17条の4とし、第17条の2の次に1条を加える改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日海大達第157号）

この規則は、平成20年12月22日から施行し、改正後の第37条第1項及び第38条の2第1項の規定は、平成21年度に係る授業料から適用する。

附 則（平成21年4月1日海大達第31号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日海大達第56号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日海大達第316号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学者について

は、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 理学部の地球科学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、平成23年3月31日に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成23年3月23日海大達第33号）

この規則は、平成23年3月23日から施行する。

附 則（平成23年4月1日海大達第55号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日海大達第19号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学者については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 農学部農業工学科及び獣医学部の獣医学科は、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、本学在学者及び平成24年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成25年10月15日海大達第107号）

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成26年8月25日海大達第174号）

この規則は、平成26年8月25日から施行する。

附 則（平成27年4月1日海大達第44号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者については、改正後の第33条第1項及び第33条の2第1項の規定（当該学部の定める卒業に必要な基準を満たした学部の学生に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月25日海大達第228号）

この規則は、平成27年9月25日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第39号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日海大達第115号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日海大達第135号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日海大達第196号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日海大達第47号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日海大達第201号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日海大達第117号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日海大達第138号）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日までに第30条第4号の規定に該当し除籍となった者に係る復籍については、改正後の北海道大学通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日海大達第41号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日海大達第38号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月23日海大達第112号）

この規則は、令和2年6月23日から施行する。

附 則（令和3年4月1日海大達第31号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日海大達第131号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
文 学 部	人文科学科	185		740
教 育 学 部	教育学科	50	10	220
法 学 部	法学課程	200	20	850
経 済 学 部	経済学科	100		400
	経営学科	90		360
	計	190		760
理 学 部	数学科	50		200
	物理学科	35		140
	化学科	75		300
	生物科学科	80		320
	地球惑星科学科	60		240
	計	300		1,200
医 学 部	医学科	100	5	625
	保健学科			
	看護学専攻	70		280
	放射線技術科学専攻	37		148
	検査技術科学専攻	37		148
	理学療法科学専攻	18		72
	作業療法科学専攻	18		72
	計	280	5	1,345
菌 学 部	菌学科	53		318
薬 学 部	薬科学科	50		200
	薬学科	30		180
	計	80		380
工 学 部	応用理工学学科	160	} 10	640
	情報エレクトロニクス学科	180		720
	機械知能工学科	120		480
	環境社会工学科	210		840
	計	670	10	2,700
農 学 部	生物資源科学科	36		144
	応用生命科学科	30		120
	生物機能化学科	35		140
	森林科学科	36		144
	畜産科学科	23		92
	生物環境工学科	30		120
	農業経済学科	25		100
	計	215		860
獣 医 学 部	共同獣医学課程	(80) 40		(480) 240
水 産 学 部	海洋生物科学科	54		216
	海洋資源科学科	53		212
	増殖生命科学科	54		216
	資源機能化学科	54		216
	計	215		860
総 計		(2,518) 2,478	45	(10,753) 10,473

備考

- 1 学部及び学科又は課程の入学定員は、学生が第2年次に進級した場合の入学定員である。
- 2 教育学部の編入学定員は、第3年次編入学定員である。
- 3 法学部の編入学定員は、第2年次編入学定員10名及び第3年次編入学定員10名である。
- 4 医学部の医学科の編入学定員は、第2年次編入学定員である。
- 5 工学部の編入学定員は、高等専門学校卒業者の第3年次編入学定員である。
- 6 獣医学部及び総計の（ ）書きの数字は、本学及び帯広畜産大学の合計数である。

2. 北海道大学医学部規程

〔平成7年4月1日〕
〔海大達第9号〕

(趣 旨)

第1条 北海道大学医学部（以下「本学部」という。）の教育課程等に関し必要な事項は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第1条の2 本学部は、人類の健康増進に資するための体系的な教育を行うことにより、豊かな人間性、高い倫理観及び国際的視野を備え、医学、医療又は生命科学の実践及び発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

(学科及び専攻)

第2条 本学部に、次の2学科を置く。

医学科

保健学科

2 前項に規定する保健学科に履修上の区分として、次の専攻を設ける。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育課程の区分)

第3条 医学科の6年の教育課程を、次に掲げるコースに区分する。

医学教養コース	第1年次第1学期から 第1年次第2学期まで
基礎医学コース	第2年次第1学期から 第3年次第1学期まで
臨床医学コース	第3年次第2学期から 第4年次第1学期まで
臨床実習コース	第4年次第2学期から 第6年次第2学期まで

2 保健学科の4年の教育課程を、次に掲げる教育期に区分する。

総合教育期	第1年次第1学期から 第1年次第2学期まで
専門教育期	第2年次第1学期から 第4年次第2学期まで

(進 級)

第4条 医学科において次の各号に掲げる要件を満たした者を、当該各号に掲げるコースに進級させる。

(1) 通則第3条第1項の規定により、医学科の第2年次に進級した者 基礎医学コース

(2) 基礎医学コースに1年6か月以上在学し、所定の授業科目を履修し、通算して全学教育科目46単位以上及び専門科目52.5単位を修得した者 臨床医学コース

(3) 臨床医学コースに進級後1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目37.5単位を修得した者 臨床実習コース

2 前項第2号の規定にかかわらず、進級に係る所定の単位のうち、専門科目2科目に係る単位のみの未修得者については、教授会の議を経て、進級させることがある。

3 保健学科において、通則第3条第1項の規定により、保健学科の第2年次に進級した者を、専門教育期に進級させる。

4 保健学科において次の各号に掲げる要件を満たした者を、当該各号に掲げる年次に進級させる。

(1) 第2年次に進級後1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者 第3年次

(2) 第3年次進級後1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者 第4年次

5 前各項の規定の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(在学年限)

第5条 医学科においては、医学教養コースに2年、基礎医学コースに3年6か月、臨床医学コースに2年、臨床実習コースに4年6か月を超えて在学することはできない。

2 保健学科においては、総合教育期に2年、専門教育期に6年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び単位)

第6条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

第7条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、

当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし、全学教育科目にあっては、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号。以下「全学教育科目規程」という。）の定めるところによる。

(1) 医学科にあっては、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 保健学科にあっては、次のとおりとする。

イ 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

ロ 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

ハ 講義、演習又は実習の併用により行う場合については、本号イ及びロに規定する基準を考慮して学部長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第8条 授業科目を履修するためには、学期の始めに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

(他学部履修等)

第9条 他学部の授業科目（全学教育科目を除く。）、北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第50号）に定める専門横断科目及び北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）に定める国際交流科目は、所定の手続を経て、履修することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における履修等)

第10条 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学若しくは短期大学に留学することを認めることがある。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修した成果については、北海道大学の第1年次の学生に係る履修、修学等に関する規程（平成22年海大達第317号。以下「第1年次規程」という。）第7条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の2 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、

本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第1年次規程第8条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲、単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(休学期間中の他の大学等における単位等)

第10条の3 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科若しくは外国の大学若しくは短期大学において学修した成果その他文部科学大臣が別に定める学修の成果について、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第10条第2項、前条第2項及び第1年次規程第9条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 本学部の第2年次に進級した者の、本学の入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位又は大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程履修生として履修した学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果（第1年次規程第10条第1項の規定により第1年次において修得した単位とみなされたものを除く。）については、進級後の本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 本学部の第2年次に進級した者の、本学の入学前に第10条の2第1項の規定により学修した成果（第1年次規程第10条第2項の規定により第1年次において単位を与えられたものを除く。）については、進級後の本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与

えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第10条第2項、第10条の2第2項及び前条第2項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数並びに第1年次規程第10条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 第1項の規定により履修したものとみなすことのできる授業科目の範囲、第2項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲及びこれらの単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(編入学等)

- 第11条の2 医学科に、通則第14条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する者が入学を志願するときは、教授会の議を経て、総長が入学を許可することがある。
- 2 編入学等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(休学期間)

- 第12条 医学科においては、医学教養コースにおいて2年、基礎医学コース、臨床医学コース及び臨床実習コースにおいて5年を超えて休学することはできない。ただし、医学教養コース、基礎医学コース、臨床医学コース及び臨床実習コースを通算して6年を超えて休学することはできない。
- 2 保健学科においては、総合教育期において2年、専門教育期において3年を超えて休学することはできない。ただし、総合教育期及び専門教育期を通算して4年を超えて休学することはできない。

(試験)

- 第13条 試験は、科目試験とする。
- 2 科目試験は、当該授業科目の授業が終了した学期末に行う。ただし、これによりがたい場合は、臨時に行うことがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、全学教育科目の試験については、全学教育科目規程の定めるところによる。

(成績)

- 第14条 授業科目の成績の評価は、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、D、D-及びFのいずれかの評語を付すことにより行うものとし、A+、A、A-、B+、B、B-、C+及びCを合格とする。ただし、授業科目（全学教育科目を除く。）のうち、演習及び実習の評価は、合格及び不合格とすることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、授業科目の成績の評価については、北海道大学における授業科目の成績の評価

に関する規程（平成27年海大達第49号）の定めるところによる。

(卒業認定)

第15条 本学部において、次に掲げる要件を満たし、かつ、学部長が別に定める卒業に必要な基準を満たした者について、教授会の議を経て、総長が卒業を認定する。

- (1) 医学科においては、本学に6年以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目46単位以上及び専門科目158単位を修得すること。
- (2) 保健学科においては、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目を40単位以上修得し、かつ、専門科目を看護学専攻にあっては100単位以上、放射線技術科学専攻にあっては110単位以上、検査技術科学専攻にあっては109単位以上、理学療法学専攻にあっては99単位以上、作業療法学専攻にあっては98単位以上修得すること。

(特別聴講学生)

第16条 本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 特別聴講学生は、学年又は学期ごとに許可する。
- 3 特別聴講学生に係る試験については、第13条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第17条 通則第46条の規定により入学を許可された外国人留学生は、定員外とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者については、改正後の北海道大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日海大達第5号）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成8年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者については、改正後の北海道大学医学部規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年2月18日海大達第8号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成10年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の北海道大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年2月10日海大達第6号）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の北海道大学医学部規程第4条、第15条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年4月1日海大達第30号）

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成12年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者に係る進学要件並びに授業科目及び単位については、改正後の北海道大学医学部規程第4条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月1日海大達第38号）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の北海道大学医学部規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日海大達第22号）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道大学医学部規程（以下「改正後の規程」という。）第11条の2の規定は平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成15年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成15年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の規程の規定（第9条及び第11条の2の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月10日海大達第50号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日海大達第25号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に本学に在学する者（以下「在学

者」という。）及び平成15年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の別表医学科基本臨床コース専門科目の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日海大達第29号）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日海大達第75号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の第10条の2、第11条第2項から第4項まで、第14条、第15条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月1日海大達第119号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の北海道大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第13条の改正規定、第14条の改正規定、第15条第1号の改正規定及び別表の改正規定（医学科の実習コースに係る部分に限る。）による改正後の規定は、平成15年4月1日以降に第1年次に入学者者（以下この項において「平成15年度以降入学者」という。）及び平成15年度以降入学者の属する年次に入学者者について適用する。

附 則（平成20年4月1日海大達第67号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者者については、改正後の第3条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第12条第1項、第15条第1号並びに別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日海大達第100号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降

に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第4条第1項第1号、第15条第1号及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日海大達第106号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第3条から第5条まで、第10条から第11条まで、第12条、第15条、第17条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日海大達第52号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日海大達第55号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月1日海大達第106号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第14条、第15条（学部長が別に定める卒業に必要な基準を満たした者に係る部分に限る。）及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日海大達第74号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学医学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月1日海大達第113号）

この規程は、平成28年7月1日から施行し、改正後の北海道大学医学部規程の規定は、平成25年4月1日以降に本学の第1年次に入学した者（以下この項において「平成25年度以降入学者」という。）及び平成25年度以降入学者の属する年次に入学した者について適用する。

附 則（平成29年4月1日海大達第103号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日海大達第64号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日海大達第91号）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後のこの規程の規定（専門横断科目に係る部分を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日海大達第83号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第15条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日海大達第62号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第15条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

医学科

全学教育科目

区 分		授 業 科 目	単 位	備 考
教 養 科 目	一般教育演習（フレッシュマンセミナー）		[2]	1 一般教育演習（フレッシュマンセミナー）から2単位を修得すること。 2 総合科目から2単位以上を修得すること。 3 一般教育演習（フレッシュマンセミナー）に論文指導2単位を開講する。
	総 合 科 目	論 文 指 導	[2]	
		環 境 と 人 間 社 会 化 学 健 康 と 文 学 化 義 人 間 特 別 講 義	[1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2]	
	主 題 別 科 目	思 索 と 言 語 歴 史 の 視 座 芸 術 と 文 学 社 会 の 認 識 科 学 ・ 技 術 の 世 界	[1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2] [1]又は[2]	1 主題別科目5科目から3科目以上、6単位以上を修得すること。 2 主題別科目に論文指導2単位を開講する。 3 社会の認識2単位及び科学・技術の世界2単位を含んで修得すること。
		論 文 指 導	[1]又は[2]	
	外 国 語 科 目	英 語 I	1	1 英語Ⅰ及び英語Ⅱの2単位を修得すること。 2 外国語科目のうちから英語以外の1か国語を選び、4単位を修得すること。
		英 語 II	1	
		英 語 III	1	
		英 語 IV	1	
		ド イ ツ 語 I	2	
		ド イ ツ 語 II	2	
		フ ラ ン ス 語 I	2	
		フ ラ ン ス 語 II	2	
		ロ シ ア 語 I	2	
		ロ シ ア 語 II	2	
目	外 国 語 演 習	ス ペ イ ン 語 I	2	1 英語技能別演習2単位を修得すること。 2 英語技能別演習以外の外国語演習から、英語演習を含み2単位以上修得すること。
		ス ペ イ ン 語 II	2	
		中 国 語 I	2	
		中 国 語 II	2	
		韓 国 語 I	2	
		韓 国 語 II	2	
		英 語 技 能 別 演 習	[2]	
		英 語 演 習	[2]	
	共 通 科 目	ド イ ツ 語 演 習	[2]	1 共通科目から情報学Ⅰ及び統計学を含み4単位以上を修得すること。 2 インターンシップA及びインターンシップBの単位は、卒業に必要な単位数に算入することができない。
		フ ラ ン ス 語 演 習	[2]	
		ロ シ ア 語 演 習	[2]	
		ス ペ イ ン 語 演 習	[2]	
		中 国 語 演 習	[2]	
		韓 国 語 演 習	[2]	
基 礎 科 目	日 本 語 科 目 及 び 日 本 事 情 に 関 する 科 目	外 国 語 特 別 演 習	[2]	1 物理学Ⅰ、物理学Ⅱ、化学Ⅰ、化学Ⅱ、生物学Ⅰ及び生物学Ⅱの12単位を修得すること。 2 線形代数学Ⅰ、線形代数学Ⅱ、微分積分学Ⅰ、微分積分学Ⅱ、地球惑星科学Ⅰ及び地球惑星科学Ⅱのうちから4単位以上を修得すること。 3 入門線形代数学及び入門微分積分学の単位は、進級及び必要な単位数に算入することができない。 4 自然科学実験2単位を必修とする。
		体 育 学 A	[1]	
		体 育 学 B	2	
		情 報 学 I	2	
		情 報 学 II	[2]	
		統 計 学	2	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ A	[2]	
		イ ン タ ー ン シ ッ プ B	[1]	
		人 文 ・ 社 会 科 学 の 基 礎	[2]	
		入 門 線 形 代 数 学 I	2	
		入 門 線 形 代 数 学 II	2	
		線 形 代 数 学 I	2	
		線 形 代 数 学 II	2	
		微 分 積 分 学 I	2	
		微 分 積 分 学 II	2	
		数 学 概 論	[2]	
		物 理 学 I	2	
		物 理 学 II	2	
		化 学 I	2	
		化 学 II	2	
		生 物 学 I	2	
		生 物 学 II	2	
		地 球 惑 星 科 学 I	2	
		地 球 惑 星 科 学 II	2	
		心 理 学 実 験	2	
		自 然 科 学 実 験	[1]	
		日 本 語 I	2	1 外国人留学生を対象として開講する授業科目である。 2 日本語Ⅰ及び日本語Ⅱは、外国語科目又は外国語演習として履修することができる。 3 英語技能別演習以外の外国語演習から、英語演習を含み2単位以上修得すること。
		日 本 語 II	2	
		日 本 語 演 習	[2]	

注 単位欄中の数字に [] のつてある授業科目は、複数の講義題目により行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

基礎医学コース

専門科目

区 分		授 業 科 目	単位	備 考
必修科目	専門基礎科目	医学英語演習	1	
	生理系科目	解剖学（組織学）	2	
		組織学実習	2	
		解剖学（神経解剖学）	1	
		解剖学（解剖発生学）	2	
		解剖学実習	6	
		生化学Ⅰ	2	
		生化学Ⅱ	2	
		生化学実習	2	
		生理学Ⅰ	2	
		生理学Ⅱ	2	
		生理学実習	2	
		画像解剖学	0.5	
	病理系科目	微生物学	2	
		免疫学	2	
		微生物・免疫学実習	2	
		薬理学Ⅰ	2	
		薬理学Ⅱ	2	
		薬理学実習	2	
		病理学	2	
		病理学実習	2	
		病理学演習	2	
		基礎応用腫瘍学	2	
	社会医学系科目	法医学	1	
		法医学実習	1	
		衛生学	2	
		公衆衛生学	2	
要修得単位数 計			52.5	

臨床医学コース

専門科目

区 分		授 業 科 目	単位	備 考
必修科目	専門基礎科目	医学研究演習	4	
	基本臨床実習科目	診 断 学 実 習	2	
	臨床科目	統 合 ・ 循 環 器 学	2	
		統 合 ・ 腎 尿 路 学	1	
		統合・膠原病・アレルギー学	1	
		統 合 ・ 感 染 症 学	1	
		統 合 ・ 呼 吸 器 学	2	
		統 合 ・ 筋 ・ 神 経 学	1.5	
		統 合 ・ 消 化 器 学	2	
		統合・内分泌・代謝学	1	
		統 合 ・ 血 液 学	1	
		統 合 ・ 臨 床 腫 瘍 学	1	
		精 神 医 学	1	
		麻 酔 学	1	
		救 急 医 学	1	
		放 射 線 治 療 学	0.5	
		皮 膚 科 学	1	
		小児科学・小児外科学	2	
		外 科 学 特 論	1	
		産 婦 人 科 学	2	
		脳 神 経 外 科 学	1	
		形 成 外 科 学	0.5	
		整形外科学・スポーツ医学	1	
		リハビリテーション医学	0.5	
		眼 科 学	1	
		耳 鼻 咽 喉 科 学	1	
		泌 尿 器 科 学	0.5	
		画 像 診 断 学	0.5	
		歯 科 学	0.5	
		漢 方 医 学	0.5	
		トランスレーショナルリサーチ概論	0.5	
	地 域 医 療 学	1		
要修得単位数 計			37.5	

臨床実習コース

専門科目

区 分		授 業 科 目	単位	備 考
必修科目	社会医学系科目	社 会 医 学 実 習	2	全科臨床実習は、複数の講義題目により行われ、全ての講義題目により行われる授業科目を履修するものとする。
	基本臨床実習科目	全 科 臨 床 実 習	27	
	臨 床 科 目	臨 床 統 合 講 義	1.5	
		臨 床 病 理 学	1	
	実 習 科 目		診療参加型コア科臨床実習	
診療参加型選択科臨床実習			12	
多職種連携・シミュレーション実習			0.5	
要修得単位数 計			68	

3. 北海道大学医学部医学科における授業科目の履修方法及び試験に関する内規

〔平成8年9月26日〕

(趣 旨)

第1条 北海道大学医学部医学科の教育課程における専門科目の履修方法及び試験に関しては、北海道大学医学部規程（平成7年海大達第9号、以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 前条に規定する専門科目の履修コース区分及び開講期は、別表のとおりとする。

(授業科目等の試験)

第3条 規程第13条第1項に規定する授業科目試験（以下「定期試験」という。）は、各授業科目について行う。ただし、定期試験以外の方法により成績評価を行う授業科目については、この限りではない。

(成 績)

第4条 授業科目の成績の評価は、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺、C、D、D⁻及びFの11種とし、A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺及びCを合格とする。ただし、授業科目（全学教育科目を除く。）のうち、演習及び実習の評価は合格及び不合格とすることができる。

(受験資格)

第5条 定期試験を受けることができる者は、当該授業科目の授業回数の3分の2以上出席した者とする。

2 前項にかかわらず、授業科目によっては、前項の基準を下回らない出席要件をもって個別に受験資格を定めることができる。ただし、事前に学生に周知しなければならない。

3 病気、事故又はその他やむを得ない事由による欠席と認められる場合は、第1項の基準を満たしていない場合でも受験資格を認めることがある。なお、課外活動は原則としてやむを得ない事由とは認めないものとする。

4 前項による扱いを希望する者は、欠席届に医師の診断書又は事実を証明する書類を添え、速やかに学部長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由による届け出の場合は、事前に授業等責任教員の承認を必要とする。

(試験の実施時期)

第6条 定期試験は、各授業科目の授業終了後、期日を

定めて行う。ただし、中間試験は随時行うことができる。

2 定期試験の実施期日の公示は、当該試験を実施する2週間前までに行うものとする。

(追試験)

第7条 定期試験の受験資格を有する者で、病気、事故又はその他やむを得ない事由により試験を受けることができないものについては、追試験を行う。なお、課外活動は原則としてやむを得ない事由とは認めないものとする。

2 前項の追試験を受けようとする者は、試験欠席届に医師の診断書又は事実を証明する書類を添え、速やかに学部長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由による届け出の場合は、事前に授業等責任教員の承認を必要とする。

3 追試験は、原則として同じ学期内に行い、当該授業科目等について1回を限度とする。

(再試験)

第8条 定期試験に合格しなかった者については、再試験を行うことがある。

2 定期試験の再試験は、原則として同じ学期内に行う。

(進級判定に係る特例措置)

第9条 規程第4条第2項の規定による進級判定の審議対象者は、専門科目2科目のみ未修得で、進級判定の対象となる当該コースの授業科目の成績が次の基準を満たしている者に限る。

当該コースにおいて修得した授業科目の評価のポイントの総和（（A⁺の評価を受けた授業科目の数×4.3）+（Aの評価を受けた授業科目の数×4.0）+（A⁻の評価を受けた授業科目の数×3.7）+（B⁺の評価を受けた授業科目の数×3.3）+（Bの評価を受けた授業科目の数×3.0）+（B⁻の評価を受けた授業科目の数×2.7）+（C⁺の評価を受けた授業科目の数×2.3）+（Cの評価を受けた授業科目の数×2.0））を、当該コースにおいて修得した授業科目の数の総和で除した数が2.5以上であること。

2 教授会は、前項の審議対象者の進級の可否について判定する。

3 前項により進級を認められた者は、進級したコースの在学期間中に未修得の単位を修得しなければ、次の

コースへ進級することはできない。

(専門科目)

第10条 基礎医学コース進級時に、全学教育科目の所定の授業科目を履修し、46単位以上を修得した者は、専門科目を履修することができる。

(雑 則)

第11条 この内規に定めるもののほか、授業科目の履修方法及び試験について必要な事項は、学部長が別に定める。

(中 略)

附 則 (平成31年3月7日)

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に本学に在学する者(以下「在学生」という。)及び同年4月1日以降に在学生の属する

年次に入学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

医学科における成績の評価基準

医学科開講の専門科目について、成績評価を100点満点に換算した場合、概ね次のとおりとする。

- A⁺ : 95点以上
- A : 90点以上95点未満
- A⁻ : 85点以上90点未満
- B⁺ : 80点以上85点未満
- B : 75点以上80点未満
- B⁻ : 70点以上75点未満
- C⁺ : 65点以上70点未満
- C : 60点以上65点未満
- D : 50点以上60点未満
- D⁻ : 50点未満
- F : 評価無

4. 北海道大学大学院医学院・医学部医学科における学生からの成績評価に対する申立て制度に関する取扱い要項

〔平成21年5月21日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 この要項は、大学院医学院（以下、「学院」という。）の授業科目及び医学部医学科（以下、「医学科」という。）の授業科目（専門科目に限る。以下同じ。）並びに学院が開設する大学院共通授業科目（基礎科目群）の成績評価について、学生が異議申立てを行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(異議申立て)

第2条 学生が授業科目の成績評価について異議申し立てを行うことができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と、異なる成績評価方法により評価されたことを、学生が具体的事実をもって示すことができる場合
- (2) 明らかに誤記入（採点ミス、登録ミス）によるものと思われる場合で、学生が具体的事実をもって示すことができる場合

(申立ての方法)

第3条 異議申立ては、別紙様式による異議申立書を、医学系事務部総務課に提出することにより行う。

2 異議申立ての受付期間は、授業科目の成績評価を本人に通知した後1週間以内とする。

(成績評価審査部会)

第4条 前条に規定する異議申立てがあった場合には、当該異議申立てに関する事項を調査及び検討するため、学院の授業科目及び大学院共通授業科目（基礎科目群）に対する異議申立てにあっては医学院教務委員会に、医学科の授業科目に対する異議申立てにあっては医学科教務委員会に、成績評価審査部会を置く。

(構成員)

第5条 医学院教務委員会成績評価審査部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医学院教務委員会委員長
- (2) 医学院教務委員会副委員長
- (3) 異議申立てに係る授業科目の担当教員以外の教員のうちから学院長（学院長が異議申立てに係る授業科目の担当教員である場合にあっては、副学院長。次項において同じ。）が指名する者 若干名

2 前項第1号又は第2号に掲げる者が、異議申立てに

係る授業科目の担当教員であるときは、医学院教務委員会成績評価審査部会の構成員になることができない。この場合、学院長は、医学院教務委員会成績評価審査部会が3名以上で構成されるように、前項第3号に掲げる者を指名しなければならない。

3 医学院教務委員会成績評価審査部会に部会長を置き、委員の互選により選出する。

4 医学科教務委員会成績評価審査部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医学科教務委員会委員長
- (2) 医学科教務委員会副委員長
- (3) 異議申立てに係る授業科目の担当教員以外の教員のうちから学部長（学部長が異議申立てに係る授業科目の担当教員である場合にあっては、副研究科長。次項において同じ。）が指名する者 若干名

5 前項第1号又は第2号に掲げる者が、異議申立てに係る授業科目の担当教員であるときは、医学科教務委員会成績評価審査部会の構成員になることができない。この場合、学部長は、医学科教務委員会成績評価審査部会が3名以上で構成されるように、前項第3号に掲げる者を指名しなければならない。

6 医学科教務委員会成績評価審査部会に部会長を置き、委員の互選により選出する。

(調査及び報告)

第6条 成績評価審査部会は、学院の学生からの異議申立てにあっては、当該異議申立てを行った学生が所属する教室の長（当該教室の長が異議申立てに係る授業科目の担当教員である場合は、部会長が指名する者）に、他の学院・研究科等の学生及び医学科の学生からの異議申立てにあっては、部会長が指名する者に対し、当該異議申立てに関する調査を依頼する。

2 前項の規定により調査の依頼を受けた者は、必要に応じ、学生及び授業科目の担当教員から事情聴取を行う等の調査を行い、当該調査結果を成績評価審査部会に報告する。

3 成績評価審査部会は、前項の報告に基づき調査結果の回答書面を作成し、医学院教務委員会成績評価審査部会にあっては医学院教務委員会に、医学科教務委員会成績評価審査部会にあっては医学科教務委員会に報

告し、審議を経た後、学生に通知するものとする。

(雑 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、授業科目の成績評価の異議申立ての取扱いについて必要な事項は、学院の授業科目及び大学院共通授業科目（基礎科目群）にあつては、医学院教授会の議を経て学院長が、医学科の授業科目にあつては、医学科会議の議を経て、医学部長が定める。

附 則

この要項は、平成21年5月21日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

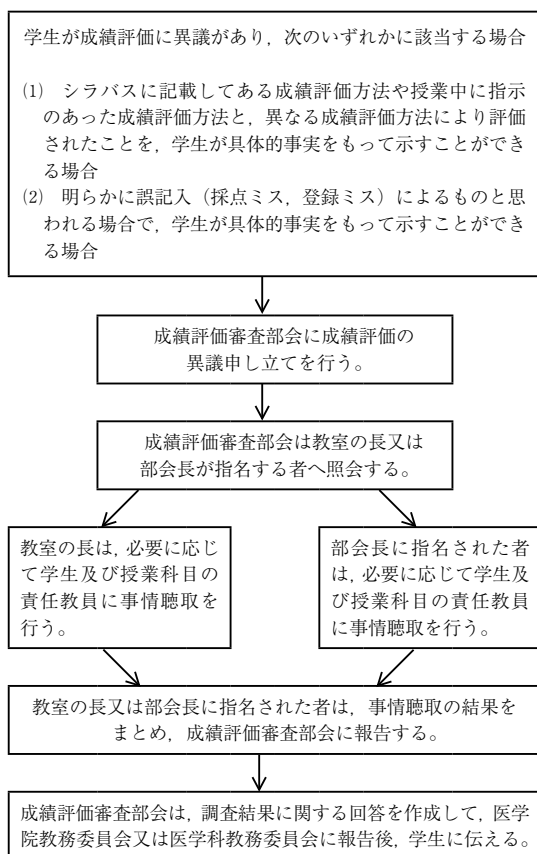
附 則

この要項は、平成29年9月14日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年2月7日から実施する。

大学院医学院開講科目及び医学部医学科専門科目における
学生からの成績評価に対する申立て制度の流れ



大学院医学院開講科目及び医学部医学科専門科目に係る異議申立書

学 生 番 号	
氏 名	
連絡先（電話番号）	
E-mail アドレス	
科 目・講 義 題 目	年度（第1学期 ・ 第2学期） ※ 年度を記入し、該当する学期に○印を付すこと。 科 目 名： 講義題目：
担 当 教 員 氏 名	
異 議 申 立 事 項 ※具体的事実が確認できるもの（シラバス、試験答案やレポートなど）を添付すること。	申立事由（ 1 ・ 2 ） ※下記（1）（2）から該当する事由を選び○印を付すこと (1) シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と、異なる成績評価方法により評価されたことを、学生が具体的事実をもって示すことができる場合 (2) 明らかに誤記入（採点ミス、登録ミス）によるものと思われる場合で、学生が具体的事実をもって示すことができる場合 ※具体的な申立内容を記載すること。
担当教員から説明を受けている場合は、その内容についても記載すること。	
※事務担当者確認欄	受 理 月 日（ 月 日）

5. 北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部医学科教職員・学生等の顕彰に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部医学科の教職員・学生等の顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(顕著な業績をあげた者に対する賞)

第2条 医学研究院院長、医学院長及び医学部医学科長(以下「医学研究院等」という。)は、研究・教育等に関し、顕著な功績等のあった教職員・学生等を顕彰することができる。

2 顕彰の種類及び対象者は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特 別 賞

医学研究院・医学院・医学部医学科、国内又は国際社会に顕著な貢献をした専任教職員若しくは同窓生

(2) 優秀研究賞

顕著な研究業績をあげた専任教職員

(3) 優秀教育賞

顕著な教育業績をあげた専任教職員

(4) 優秀論文賞

特に優れた論文を発表した専任教職員・学生等

3 前項各号の顕彰は表彰状をもって行い、副賞として奨励金又は記念品を贈ることができる。

(長年勤続者、寄附者等に対する感謝状)

第3条 医学研究院院長等は、専任教員又は非常勤講師等として長年にわたり勤務し教育研究に貢献した者、寄附者及び特に必要と認めた者に対し、感謝状を贈ることができる。

2 前項のうち、長期勤続者及び特に必要と認めた者については、感謝状にあわせて記念品を贈ることができる。

(善行等があった者に対する表彰)

第4条 医学研究院院長等は、善行等により他の模範となる行為を行った教職員・学生に対し、表彰状を贈ることができる。

(雑 則)

第5条 この内規の実施に関し必要な事項は、医学研究院院長等が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年7月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

6. 北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部医学科教職員・学生等の諭旨等の措置に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部医学科(以下「医学研究院等」という。)の教職員・学生等の諭旨等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(諭旨等の措置)

第2条 医学研究院院長・医学院長及び医学部医学科長(以下「医学研究院等」という。)は、国立大学法人北海道大学職員就業規則(平成16年海大達第85号)、北海道大学通則(平成7年海大達第2号)及び北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号)等、本学の諸規則に

基づく懲戒並びに訓告等の措置等に該当するに至らない者に対して、その本分に反しないように注意を喚起する必要があるときは、次の措置を行うことができる。

(1) 諭旨

(2) 注意

(3) 嚴重注意

2 前項の措置は、口頭又は文書で行う。

(調査及び教授会等への報告)

第3条 諭旨等の措置は、教職員にあっては、医学研究院長の指名する教授等若干名で構成する調査委員会の、学生にあっては、医学院教務委員会又は医学科教務

委員会の調査結果を踏まえて行う。

- 2 医学研究院長等は、論旨等の措置を行ったときは、医学研究院教授会、医学院教授会又は医学科会議に報告する。

附 則

この内規は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

7. 北海道大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項

〔平成18年4月1日制定〕

（目 的）

第1条 この要項は、北海道大学（以下「本学」という。）におけるグレード ポイント アベレージ（履修科目の成績の平均数値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的とする。

（評語、学修成果の質及びGP）

第2条 各学部規程、現代日本学プログラム課程規程、全学教育科目規程及び国際交流科目規程に定める成績の評価に係る評語、学修成果の質、グレードポイント（各評語に与えられる数値。以下「GP」という。）及び100点方式による素点の目安は、次表のとおりとする。

評語	学 修 成 果 の 質	GP	100点方式による素点の目安
A ⁺	授業科目の到達目標のすべての面で秀逸な学修成果をあげた。	4.3	95－100
A	授業科目の到達目標のすべての面で優秀な学修成果をあげた。	4.0	90－94
A ⁻	授業科目の到達目標のほとんどの面で優秀な学修成果をあげたが、一部において良好な結果にとどまった。	3.7	85－89
B ⁺	授業科目の到達目標のすべての面で良好な学修成果をあげた。	3.3	80－84
B	授業科目の到達目標のほとんどの面で良好な学修成果をあげたが、一部において良好とまでは言えない結果にとどまった。	3.0	75－79
B ⁻	授業科目の到達目標のいくつかの面で良好な学修成果をあげたが、全体として良好とまでは言えない結果にとどまった。	2.7	70－74
C ⁺	授業科目の到達目標のほとんどの面で合格となる最低限の学修成果であったが、良好な面がいくつかあった。	2.3	65－69
C	授業科目の到達目標のすべての面で合格となる最低限の学修成果であった。	2.0	60－64
D	授業科目の到達目標全体として合格となる最低限の学修成果より少し低い結果であった。	1.0	50－59
D ⁻	授業科目の到達目標のほとんどまたはすべての面で合格となる最低限の学修成果はなかった。	0.7	0－49
F	学修成果を示す証拠はなかった。 例）試験の未受験、授業出席回数不足	0	評価無

備考 A⁺、A、A⁻、B⁺、B、B⁻、C⁺及びCを合格の評語とし、D、D⁻及びFを不合格の評語とする。

（GPAの種類と算出方法）

第3条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「通算GPA」と

いう。）の二種類とする。

2 学期GPA及び通算GPAの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

(2) 通算GPAの計算式

$$\text{通算GPA} = \frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

3 再履修により当該授業科目に係る評語に変更があった場合の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 再履修の結果、合格の評語となった場合

再履修後の評語に係るGP及び単位数が前項各号のGPA計算式に算入され、再履修前の評語に係るGP及び単位数は除外される。

(2) 再履修の結果、再び不合格の評語となった場合

イ 上位の評語となった場合

再履修後の評語に係るGP及び単位数が前項各号のGPA計算式に算入され、再履修前の評語に係るGP及び単位数は除外される。

ロ 上位の評語とならなかった場合

再履修前の評語に係るGP及び単位数が前項各号のGPA算入式に算入される。

（GPAの対象科目）

第4条 GPAの対象科目は、次に掲げる授業科目とする。

- (1) 学部（現代日本学プログラム課程を含むものとし、第1年次の学生にあっては、本学。以下この条において同じ。）において、第2条の表に定める評語によって成績認定される授業科目（他学部履修科目を含む。）であって、卒業要件に算入できる授業科目
- (2) 学部在学中に他の大学（短期大学、高等専門学校等を含む。）において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果であって、前号の要件を満たす授業科目
- (3) 入学前に本学、他の大学（短期大学、高等専門学校等を含む。）において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果で

あって、学部における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ、第1号の要件を満たす授業科目

- (4) 大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修を全学教育科目の履修とみなし単位を与える場合の取扱要項（平成17年12月15日高等教育機能開発総合センター運営委員会決定）に定める授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

(GPAから除く授業科目)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の授業科目（あるいは科目群）については、学期GPA又は通算GPAの対象科目から除くものとする。

- (1) 学期GPAの対象科目から除く授業科目 前条第3号及び第4号に定める授業科目
- (2) 学期GPA及び通算GPAの対象科目から除く授業科目 学生の申請により卒業要件単位数に算入しないこととした授業科目
- (3) 学期GPAの対象科目、通算GPAの対象科目又は学期GPA及び通算GPAの対象科目から除く授業科目 各学部において指定した授業科目
- 2 前項に規定する授業科目のほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)等の規定に基づく教育職員免許状授与の所要資格の取得に必要な教職に関する科目及び国際交流科目については、第1年次の学生の学期GPA及び通算GPA対象科目から除くものとする。

(雑 則)

第6条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、総長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度に本学学部の第1年次に入学者から適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度に本学学部の第1年次に入学者から適用する。
- 2 平成21年3月31日に本学に在学者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

(中 略)

附 則

- 1 この要項は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 平成27年3月31日に本学に在学者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降に在学者の属する年次に入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8. 北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規

〔平成17年4月1日〕
総 長 裁 定

(趣 旨)

第1条 この内規は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）第30条第4号及び北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。）第20条第4号に規定する授業料の未納による除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の未納による除籍の取扱い)

第2条 北海道大学（以下「本学」という。）の第1年次の学生、学部学生及び現代日本学プログラム課程の学生で通則第30条第4号の規定に該当するものにあつて

は同条本文の規定により、大学院学生で大学院通則第20条第4号の規定に該当するものにあつては同条本文の規定により、当該授業料の納付に係る学期（通則第5条第2項及び大学院通則第6条第1項に規定する学期をいう。）の末日をもって除籍する。

(除籍手続等)

第3条 授業料を納付しない者（以下「未納者」という。）に対する督促及び前条の規定による除籍等に関する手続は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 総長は、授業料の納付期限を過ぎたときは、当該学期の未納者に対して掲示により督促する。

- (2) 総長は、前号の規定による督促をしてもなお納付しないときは、未納者及び当該未納者の連帯保証人（以下「保証人」という。）に対して文書により督促する。
- (3) 未納者の在学する学部若しくは現代日本学プログラム課程又は大学院の研究科、学院若しくは教育部（以下「学部等」という。）の長（第1年次の学生に係るものにあつては、高等教育推進機構長。次条において同じ。）及び当該学部等の事務部（第1年次の学生に係るもの及び現代日本学プログラム課程の学生に係るものにあつては学務部。）は、当該未納者及び保証人に対して面談その他の方法により除籍の取扱いについて説明し、授業料の納付について指導する。
- (4) 総長は、前3号の手続を行ってもなお納付しないときは、当該未納者の在学する学部等の教授会（第1年次の学生に係るものにあつては高等教育推進機構総合教育委員会、現代日本学プログラム課程の学生に係るものにあつては現代日本学プログラム課程運営委員会。次条において同じ。）の議を経て、当該未納者を除籍する。
- (5) 総長は、除籍を決定したときは、除籍の通知を当該未納者に送付するとともに、当該通知の写しを保証人に送付する。

(雑 則)

第4条 この内規に定めるもののほか、授業料の未納による除籍の取扱いに関し必要な事項は、各学部等の教授会の議を経て、各学部等の長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この内規の施行前に除籍した者については、適用しない。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学し、この内規の施行後引き続き本学に在学する者については、第2条及び第3条中「2期」とあるのは、この内規の施行日前における授業料未納の期を算入しないものとする。
- 3 前項の規定によりこの内規の施行日前における授業料未納の期を算入されなかった者が、第2条の規定により除籍された後に第4条第1項の規定により復籍を願い出るときは、前項の規定により算入されなかった期に係る未納の授業料を含めた額を納付しなければならない。

附 則（平成19年5月9日）

- 1 この内規は、平成19年5月9日から施行し、平成19

年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日）

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年7月1日）

この内規は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日）

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日までに除籍した者に係る復籍については、改正後の北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成31年3月31日に本学に在学し、この内規の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降引き続き本学に在学する者であつて、施行日前における授業料を納付しないものが、施行日以降においてもなお納付しないときは、改正後の第2条及び第3条の規定の例により、平成31年9月30日をもって除籍する。

9. 北海道大学における休学、退学、卒業及び修了並びに単位認定の取扱いに関する要項

〔平成30年10月1日〕
総 長 裁 定

(趣 旨)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）の第1年次の学生、学部若しくは現代日本学プログラム課程又は大学院の研究科、学院若しくは教育部（以下「学部等」という。）の学生の休学、退学、卒業及び修了並びに単位認定の取扱いについては、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）、北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。）、北海道大学における授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する内規（平成17年4月1日総長裁定）及び北海道大学授業料等免除内規（昭和36年3月30日学長裁定）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(休 学)

第2条 学部等の長（第1年次の学生に係るものにあつては、高等教育推進機構長。次条及び第5条において同じ。）は、休学願の提出があつたときは、第1年次の学生、学部学生及び現代日本学プログラム課程の学生（以下「学部学生等」という。）にあつては通則第22条の規定により、大学院学生にあつては大学院通則第15条の規定により、授業料の納付の有無にかかわらず休学を許可することができる。

(退 学)

第3条 学部等の長は、退学願の提出があつたときは、学部学生等にあつては通則第29条の規定により、大学院学生にあつては大学院通則第19条の規定により、授業料の納付の有無にかかわらず退学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学を希望する者（いわゆる単位修得退学を希望する者）については、授業料の納付が確認されるまでは、退学を許可しない。

(卒業及び修了の認定)

第4条 総長は、通則第33条又は第33条の2に規定する卒業要件を満たした場合であっても、授業料の納付が確認されるまでは、卒業を認定しない。

2 総長は、大学院通則第22条、第23条又は第23条の2に規定する修了要件を満たした場合であっても、授業

料の納付が確認されるまでは、修了を認定しない。

(単位の認定)

第5条 学部等の長は、授業料が納付されていない学期に履修した単位を認定しない。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

